

<TAC>無断複写・複製を禁じます（2024年合格目標）

一級建築士 学科本科生 法規本講義

【無料体験入学用】

建築基準関係法令集

（抜粋版）

資格の学校
TAC



663-6105-1030-14

建築基準法

【目次】

第1章 総則

第1条[目的]	9
第2条[用語の定義]	9
第3条[適用の除外]	12
第4条[建築主事]	13
第5条[建築基準適合判定資格者検定]	13
第5条の2[建築基準適合判定資格者検定事務を行う者の指定]	14
第5条の3[受検手数料]	14
第5条の4[構造計算適合判定資格者検定]	14
第5条の5[構造計算適合判定資格者検定事務を行う者の指定等]	14
第5条の6[建築物の設計及び工事監理]	14
第6条[建築物の建築等に関する申請及び確認]	15
第6条の2[国土交通大臣等の指定を受けた者による確認]	16
第6条の3[構造計算適合性判定]	17
第6条の4[建築物の建築に関する確認の特例]	18
第7条[建築物に関する完了検査]	19
第7条の2[国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査]	19
第7条の3[建築物に関する中間検査]	19
第7条の4[国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査]	20
第7条の5[建築物に関する検査の特例]	21
第7条の6[検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限]	21
第8条[維持保全]	22
第9条[違反建築物に対する措置]	22
第9条の2[建築監視員]	23
第9条の3[違反建築物の設計者等に対する措置]	23
第9条の4[保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言]	24
第10条[著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令]	24
第11条[第3章の規定に適合しない建築物に対する措置]	24
第12条[報告、検査等]	24
第12条の2[建築物調査員資格者証]	26
第12条の3[建築設備等検査員資格者証]	26
第13条[身分証明書の携帯]	27
第14条[都道府県知事又は国土交通大臣の勧告、助言又は援助]	27
第15条[届出及び統計]	27
第15条の2[報告、検査等]	27
第16条[国土交通大臣又は都道府県知事への報告]	28
第17条[特定行政庁等に対する指示等]	28
第18条[国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例]	29
第18条の2[指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施]	31
第18条の3[確認審査等に関する指針等]	32

第2章 建築物の敷地、構造及び建築設備

第19条[敷地の衛生及び安全]	32
第20条[構造耐力]	32
第21条[大規模の建築物の主要構造部等]	33
第22条[屋根]	34
第23条[外壁]	34
第24条[建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置]	34
第25条[大規模の木造建築物等の外壁等]	34
第26条[防火壁等]	34
第27条[耐火建築物等としなければならない特殊建築物]	35
第28条[居室の採光及び換気]	36
第28条の2[石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置]	36
第29条[地階における住宅等の居室]	36
第30条[長屋又は共同住宅の各戸の界壁]	36
第31条[便所]	37
第32条[電気設備]	37
第33条[避雷設備]	37
第34条[昇降機]	37
第35条[特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準]	37
第35条の2[特殊建築物等の内装]	37
第35条の3[無窓の居室等の主要構造部]	38
第36条[この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準]	38
第37条[建築材料の品質]	38
第38条[特殊の構造方法又は建築材料]	38
第39条[災害危険区域]	38
第40条[地方公共団体の条例による制限の附加]	38
第41条[市町村の条例による制限の緩和]	38

第3章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途

第1節 総則

第41条の2[適用区域]	38
第42条[道路の定義]	39

第2節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係等

第43条[敷地等と道路との関係]	39
第43条の2[その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加]	40
第44条[道路内の建築制限]	40
第45条[私道の変更又は廃止の制限]	41
第46条[壁面線の指定]	41
第47条[壁面線による建築制限]	41

第3節 建築物の用途

第48条[用途地域等]	41
第49条[特別用途地区]	42
第49条の2[特定用途制限地域]	42
第50条[用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限]	43

第51条[卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置]	43	第68条の4[建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例]	61
第4節 建築物の敷地及び構造		第68条の5[区域を区分して建築物の容積を適正に配分する地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例]	62
第52条[容積率]	43	第68条の5の2[区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例]	62
第53条[建蔽率]	47	第68条の5の3[高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例]	62
第53条の2[建築物の敷地面積]	48	第68条の5の4[住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例]	63
第54条[第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離]	49	第68条の5の5[区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例]	63
第55条[第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度]	49	第68条の5の6[地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例]	63
第56条[建築物の各部分の高さ]	49	第68条の6[道路の位置の指定に関する特例]	64
第56条の2[日影による中高層の建築物の高さの制限]	51	第68条の7[予定道路の指定]	64
第57条[高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和]	52	第68条の8[建築物の敷地が地区計画等の区域の内外にわたる場合の措置]	65
第57条の2[特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例]	52	第8節 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造	
第57条の3[指定の取消し]	53	第68条の9	65
第57条の4[特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度]	53	第3章の2 型式適合認定等	
第57条の5[高層住居誘導地区]	54	第68条の10[型式適合認定]	65
第58条[高度地区]	54	第68条の11[型式部材等製造者の認証]	65
第59条[高度利用地区]	54	第68条の12[欠格条項]	66
第59条の2[敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例]	55	第68条の13[認証の基準]	66
第60条[特定街区]	55	第68条の14[認証の更新]	66
第4節の2 都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区及び特定用途誘導地区		第68条の15[承継]	66
第60条の2[都市再生特別地区]	55	第68条の16[変更の届出]	66
第60条の2の2[居住環境向上用途誘導地区]	56	第68条の17[廃止の届出]	66
第60条の3[特定用途誘導地区]	56	第68条の18[型式適合義務等]	67
第5節 防火地域及び準防火地域		第68条の19[表示等]	67
第61条[防火地域及び準防火地域内の建築物]	56	第68条の20[認証型式部材等に関する確認及び検査の特例]	67
第62条[屋根]	57	第68条の21[認証の取消し]	67
第63条[隣地境界線に接する外壁]	57	第68条の22[外国型式部材等製造者の認証]	67
第64条[看板等の防火措置]	57	第68条の23[認証の取消し]	68
第65条[建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置]	57	第68条の24[指定認定機関等による認定等の実施]	68
第66条[第38条の準用]	57	第68条の25[構造方法等の認定]	68
第5節の2 特定防災街区整備地区		第68条の26[特殊構造方法等認定]	69
第67条[特定防災街区整備地区]	57	第4章 建築協定	
第67条の2[第38条の準用]	58	第69条[建築協定の目的]	69
第6節 景観地区		第70条[建築協定の認可の申請]	69
第68条	58	第71条[申請に係る建築協定の公告]	70
第7節 地区計画等の区域		第72条[公開による意見の聴取]	70
第68条の2[市町村の条例に基づく制限]	59	第73条[建築協定の認可]	70
第68条の3[再開発等促進区等内の制限の緩和等]	60		

第74条[建築協定の変更]	70
第74条の2	70
第75条[建築協定の効力]	71
第75条の2[建築協定の認可等の公告のあった日以後建築協定に加わる手続等]	71
第76条[建築協定の廃止]	71
第76条の2[土地の共有者等の取扱い]	71
第76条の3[建築協定の設定の特則]	71
第77条[建築物の借主の地位]	72

第4章の2 指定建築基準適合判定資格者検定機関等

第1節 指定建築基準適合判定資格者検定機関

第77条の2[指定]	72
第77条の3[欠格条項]	72
第77条の4[指定の基準]	72
第77条の5[指定の公示等]	72
第77条の6[役員を選任及び解任]	72
第77条の7[建築基準適合判定資格者検定委員]	73
第77条の8[秘密保持義務等]	73
第77条の9[建築基準適合判定資格者検定事務規程]	73
第77条の10[事業計画等]	73
第77条の11[帳簿の備付け等]	73
第77条の12[監督命令]	73
第77条の13[報告、検査等]	73
第77条の14[建築基準適合判定資格者検定事務の休廃止等]	74
第77条の15[指定の取消し等]	74
第77条の16[国土交通大臣による建築基準適合判定資格者検定の実施]	74
第77条の17[審査請求]	74

第1節の2 指定構造計算適合判定資格者検定機関

第77条の17の2	75
-----------	----

第2節 指定確認検査機関

第77条の18[指定]	75
第77条の19[欠格条項]	75
第77条の20[指定の基準]	75
第77条の21[指定の公示等]	76
第77条の22[業務区域の変更]	76
第77条の23[指定の更新]	76
第77条の24[確認検査員]	76
第77条の25[秘密保持義務等]	77
第77条の26[確認検査の義務]	77
第77条の27[確認検査業務規程]	77
第77条の28[指定区分等の掲示]	77
第77条の29[帳簿の備付け等]	77
第77条の29の2[書類の閲覧]	77
第77条の30[監督命令]	77
第77条の31[報告、検査等]	77
第77条の32[照会及び指示]	78
第77条の33[指定確認検査機関に対する配慮]	78
第77条の34[確認検査の業務の休廃止等]	78
第77条の35[指定の取消し等]	78

第3節 指定構造計算適合性判定機関

第77条の35の2[指定]	79
第77条の35の3[欠格条項]	79
第77条の35の4[指定の基準]	79
第77条の35の5[指定の公示等]	80
第77条の35の6[業務区域の変更]	80
第77条の35の7[指定の更新]	80
第77条の35の8[委任の公示等]	80
第77条の35の9[構造計算適合性判定員]	80
第77条の35の10[秘密保持義務等]	81
第77条の35の11[構造計算適合性判定の義務]	81
第77条の35の12[構造計算適合性判定業務規程]	81
第77条の35の13[業務区域等の掲示]	81
第77条の35の14[帳簿の備付け等]	81
第77条の35の15[書類の閲覧]	81
第77条の35の16[監督命令]	81
第77条の35の17[報告、検査等]	81
第77条の35の18[構造計算適合性判定の業務の休廃止等]	82
第77条の35の19[指定の取消し等]	82
第77条の35の20[構造計算適合性判定の委任の解除]	82
第77条の35の21[委任都道府県知事による構造計算適合性判定の実施]	83

第4節 指定認定機関等

第77条の36[指定]	83
第77条の37[欠格条項]	83
第77条の38[指定の基準]	83
第77条の39[指定の公示等]	84
第77条の40[業務区域の変更]	84
第77条の41[指定の更新]	84
第77条の42[認定員]	84
第77条の43[秘密保持義務等]	84
第77条の44[認定等の義務]	84
第77条の45[認定等業務規程]	84
第77条の46[国土交通大臣への報告等]	84
第77条の47[帳簿の備付け等]	85
第77条の48[監督命令]	85
第77条の49[報告、検査等]	85
第77条の50[認定等の業務の休廃止等]	85
第77条の51[指定の取消し等]	85
第77条の52[国土交通大臣による認定等の実施]	85
第77条の53[審査請求]	86
第77条の54[承認]	86
第77条の55[承認の取消し等]	86

第5節 指定性能評価機関等

第77条の56[指定性能評価機関]	87
第77条の57[承認性能評価機関]	87

第4章の3 建築基準適合判定資格者等の登録

第1節 建築基準適合判定資格者の登録

第77条の58[登録]	87
第77条の59[欠格条項]	87
第77条の59の2	88
第77条の60[変更の登録]	88
第77条の61[死亡等の届出]	88
第77条の62[登録の消除等]	88
第77条の63[都道府県知事の経由]	88
第77条の64[国土交通省令への委任]	88
第77条の65[手数料]	88

第2節 構造計算適合判定資格者の登録

第77条の66	89
---------	----

第5章 建築審査会

第78条[建築審査会]	89
第79条[建築審査会の組織]	89
第80条[委員の欠格条項]	90
第80条の2[委員の解任]	90
第81条[会長]	90
第82条[委員の除斥]	90
第83条[条例への委任]	90

第6章 雑則

第84条[被災市街地における建築制限]	90
第84条の2[簡易な構造の建築物に対する制限の緩和]	90
第85条[仮設建築物に対する制限の緩和]	90
第85条の2[景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和]	91
第85条の3[伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和]	91
第86条[一の敷地とみなすこと等による制限の緩和]	92
第86条の2[公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造の認定等]	94
第86条の3[一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する高度利用地区等内における制限の特例]	95
第86条の4[一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例]	95
第86条の5[一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し]	95
第86条の6[総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例]	96
第86条の7[既存の建築物に対する制限の緩和]	96
第86条の8[既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和]	97
第86条の9[公共事業の施行等による敷地面積の減少についての第3条等の規定の準用]	98
第87条[用途の変更に対するこの法律の準用]	98
第87条の2[既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和]	99
第87条の3[建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和]	99

第87条の4[建築設備への準用]	100
第88条[工作物への準用]	101
第89条[工事現場における確認の表示等]	102
第90条[工事現場の危害の防止]	102
第90条の2[工事中の特殊建築物等に対する措置]	102
第90条の3[工事中における安全上の措置等に関する計画の届出]	102
第91条[建築物の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置]	102
第92条[面積、高さ及び階数の算定]	103
第92条の2[許可の条件]	103
第93条[許可又は確認に関する消防長等の同意等]	103
第93条の2[書類の閲覧]	104
第93条の3[国土交通省令への委任]	104
第94条[不服申立て]	104
第95条	104
第96条(削除)	104
第97条[権限の委任]	104
第97条の2[市町村の建築主事等の特例]	104
第97条の3[特別区の特例]	105
第97条の4[手数料]	105
第97条の5[事務の区分]	105
第97条の6[経過措置]	106

第7章 罰則

第98条	106
第99条	107
第100条	108
第101条	108
第102条	110
第103条	110
第104条	110
第105条	111
第106条	111
第107条	111
別表第1	112
別表第2	113
別表第3	118
別表第4	119

建築基準法

昭和25年5月24日法律第201号
最終改正：令和4年6月17日法律第69号

第1章 総則

【目的】

第1条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

【用語の定義】

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 **建築物** 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは堀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、**建築設備**を含むものとする。
- 二 **特殊建築物** 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

関連【児童福祉施設等】令19条→138

関連【学校等】令126条の2第1項二号→192

関連【別表第1】→112

関連【耐火建築物等としなければならない特殊建築物】

令115条の3→186

関連【卸売市場等】法51条→43

- 三 **建築設備** 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

関連【昇降機】令129条の3→205

四 **居室** 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

五 **主要構造部** 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。

関連【構造耐力上主要な部分】令1条三号→131

関連【安全上重要である建築物の部分】法37条→38

関連【特定工程】法7条の3→19

関連【特定天井】令39条3項→151

関連【強化天井】令112条4項一号→180

関連【防煙壁】令126条の2→192

関連【安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分】

令144条の3→254

六 **延焼のおそれのある部分** 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物（延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、1の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線（ロにおいて「隣地境界線等」という。）から、1階にあっては3m以下、2階以上にあっては5m以下の距離にある建築物の部分^イをいう。ただし、次のイ又は口のいずれかに該当する部分を除く。

- イ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分
- ロ 建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分

七 **耐火構造** 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

政令【耐火性能に関する技術的基準】令107条→172

第2条 ●建築基準法

七の二 **準耐火構造** 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、**準耐火性能**（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口において同じ。）に関して**政令で定める技術的基準**に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

政令【準耐火性能に関する技術的基準】**令107条の2**⇒173

八 **防火構造** 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、**防火性能**（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して**政令で定める技術的基準**に適合する鉄網モルタル塗、しっくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

政令【防火性能に関する技術的基準】**令108条**⇒173

関連【準耐火性能】**法23条**⇒34

関連【準耐火性能に関する技術的基準】**令109条の9**⇒177

九 **不燃材料** 建築材料のうち、**不燃性能**（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の**政令で定める性能**をいう。）に関して**政令で定める技術的基準**に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

政令【不燃性能及びその技術的基準】**令108条の2**⇒173

関連【準不燃材料】**令1条五号**⇒131

関連【難燃材料】**令1条六号**⇒131

九の二 **耐火建築物** **次**に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その**主要構造部**が(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

- (1) **耐火構造**であること。
- (2) 次に掲げる性能（**外壁以外**の主要構造部にあっては、(i)に掲げる性能に限る。）に関して**政令で定める技術的基準**に適合するものであること。

政令【耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準】

令108条の3⇒173

- (i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて**屋内**において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

- (ii) 当該建築物の**周囲**において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その**外壁の開口部**で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の*1**政令**で定める**防火設備**（その構造が**遮炎性能**（通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第27条第1項において同じ。）に関して*2**政令で定める技術的基準**に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

*1 政令【防火戸その他の防火設備】**令109条**⇒175

*2 政令【遮炎性能に関する技術的基準】**令109条の2**⇒175

関連【特定防火設備】**令112条1項**⇒179

九の三 **準耐火建築物** **耐火建築物以外**の建築物で、**イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備**を有するものをいう。

イ **主要構造部**を**準耐火構造**としたもの

関連【準耐火構造等の層間変形角】**令109条の2の2**⇒175

ロ イに掲げる建築物以外**の建築物**であって、イに掲げるものと**同等**の準耐火性能を有するものとして**主要構造部の防火の措置**その他の事項について**政令で定める技術的基準**に適合するもの

政令【イと同等の準耐火性能に関する技術的基準】

令109条の3⇒176

十 **設計** 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第6項に規定する設計をいう。

建築士法2条6項⇒437

十一 **工事監理者** 建築士法第2条第8項に規定する工事監理をする者をいう。

建築士法2条8項⇒437

十二 **設計図書** 建築物、その敷地又は第88条第1項から第3項までに規定する工作物に関する工事用の**図面**（**現寸図**その他これに類するものを除く。）及び**仕様書**をいう。

関連【設計図書】**建築士法2条6項**⇒437

十三 **建築** 建築物を**新築し、増築し、改築し、又は移転**することをいう。

十四 **大規模の修繕** 建築物の**主要構造部**の一種以上について行う**過半の修繕**をいう。

関連【主要構造部】**五号**⇒9

去 **大規模の模様替** 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。

共 **建築主** 建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

七 **設計者** その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法第20条の2第3項又は第20条の3第3項の規定により建築物が**構造関係規定**（同法第20条の2第2項に規定する構造関係規定をいう。第5条の6第2項及び第6条第3項第二号において同じ。）又は設備関係規定（同法第20条の3第2項に規定する設備関係規定をいう。第5条の6第3項及び第6条第3項第三号において同じ。）に適合することを確認した**構造設計一級建築士**（同法第10条の3第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。第5条の6第2項及び第6条第3項第二号において同じ。）又は**設備設計一級建築士**（同法第10条の3第4項に規定する設備設計一級建築士をいう。第5条の6第3項及び第6条第3項第三号において同じ。）を含むものとする。

八 **工事施工者** 建築物、その敷地若しくは第88条第1項から第3項までに規定する工作物に関する**工事の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事をする者**をいう。

九 **都市計画** 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画をいう。

▼都市計画法4条1項⇒699

十 **都市計画区域又は準都市計画区域** それぞれ、都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域又は準都市計画区域をいう。

▼都市計画法4条2項⇒699

十一 **第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区**

それぞれ、都市計画法第8条第1項第一号

から第六号までに掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区をいう。

▼都市計画法8条1項⇒701

十二 **地区計画** 都市計画法第12条の4第1項第一号に掲げる地区計画をいう。

▼都市計画法12条の4第1項一号⇒707

十三 **地区整備計画** 都市計画法第12条の5第2項第一号に掲げる地区整備計画をいう。

▼都市計画法12条の5第2項一号⇒707

十四 **防災街区整備地区計画** 都市計画法第12条の4第1項第二号に掲げる防災街区整備地区計画をいう。

▼都市計画法12条の4第1項二号⇒707

十五 **特定建築物地区整備計画** 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下「密集市街地整備法」という。）第32条第2項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。

十六 **防災街区整備地区整備計画** 密集市街地整備法第32条第2項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。

十七 **歴史的風致維持向上地区計画** 都市計画法第12条の4第1項第三号に掲げる歴史的風致維持向上地区計画をいう。

▼都市計画法12条の4第1項三三号⇒707

十八 **歴史的風致維持向上地区整備計画** 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「地域歴史的風致法」という。）第31条第2項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。

十九 **沿道地区計画** 都市計画法第12条の4第1項第四号に掲げる沿道地区計画をいう。

▼都市計画法12条の4第1項四号⇒707

二十 **沿道地区整備計画** 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号。以下「沿道

第3条 ●建築基準法

整備法」という。)第9条第2項第一号に掲げる沿道地区整備計画をいう。

三 集落地区計画 都市計画法第12条の4第1項第五号に掲げる集落地区計画をいう。

【都市計画法12条の4第1項五号】707

三 集落地区整備計画 集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。

三 地区計画等 都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。

【都市計画法4条9項】699

三 プログラム 電子計算機に対する指令であって、1の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。

三 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

【政令【都道府県知事が特定行政庁となる建築物】

令2条の2】133

【政令【市町村の建築主事等の特例】令148条1項】257

【政令【特別区の特例】令149条1項】258

【適用の除外】

第3条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

【文化財保護法27条】809

二 旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品等として認定された建築物

三 文化財保護法第182条第2項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物(次号において「保存建築物」という。)であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

【文化財保護法182条2項】810

四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であったものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認められたもの

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

【関連【既存の建築物に関する制限の緩和】法86条の7】96

【関連【既存の建築物に関する制限の緩和等】

令137条~137条の19】241

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、適用しない。

一 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例を改正する法令による改正(この法律に基づく命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する命令又は条例を制定することを含む。)後のこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用の際当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

二 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域若しくは防火地域若しくは準防火地域に関する都市計画の決定若しくは変更、第42条第1項、第52条第2項第二号若しくは第三号若しくは第8項、第56条第1項第二号イ若しくは別表第3備考3の号の区域の指定若しくはその取消し又は第52条第1項第八号、第2項第三号若しくは第8項、第53条第1項第六号、第56条第1項第二号ニ若しくは別表第3に欄の5の項に掲げる数値の決定若しくは変更により、第43条第1項、第48条第1項から第14項まで、第52条第1項、第2項、

第7項若しくは第8項、第53条第1項から第3項まで、第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項、第56条の2第1項若しくは第61条に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限又は第43条第3項、第43条の2、第49条から第50条まで若しくは第68条の9の規定に基づく条例に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に変更があった場合における当該変更後の制限に相当する従前の制限に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

三 工事の着手がこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の後である増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る建築物又はその敷地

四 前号に該当する建築物又はその敷地の部分

五 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合するに至った建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

【建築主事】

第4条 政令で指定する人口25万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。

2 市町村（前項の市を除く。）は、その長の指揮監督の下に、第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。

3 市町村は、前項の規定により建築主事を置こうとする場合においては、あらかじめ、その設置について、都道府県知事に協議しなければならない。

4 市町村が前項の規定により協議して建築主事を置くときは、当該市町村の長は、建築主事が置かれる日の30日前までにその旨を公示し、かつ、これを都道府県知事に通知しなければならない。

5 都道府県は、都道府県知事の指揮監督の下に、第1項又は第2項の規定によって建築主事を置いた市町村（第97条の2を除き、以下「建築主事を置く市町村」という。）の区域外における建築物に係る第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主

事を置かなければならない。

6 第1項、第2項及び前項の建築主事は、市町村又は都道府県の職員で第77条の58第1項の登録を受けた者のうちから、それぞれ市町村の長又は都道府県知事が命ずる。

7 特定行政庁は、その所轄区域を分けて、その区域を所管する建築主事を指定することができる。

【建築基準適合判定資格者検定】

第5条 建築基準適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物が第6条第1項の建築基準関係規定に適合するかどうかを判定するために必要な知識及び経験について行う。

2 建築基準適合判定資格者検定は、国土交通大臣が行う。

3 建築基準適合判定資格者検定は、一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は第77条の18第1項の確認検査の業務その他これに類する業務で政令で定めるものに関して、2年以上の実務の経験を有するものでなければ受けることができない。

☑政令【受検資格】令2条の3⇒133

4 建築基準適合判定資格者検定に関する事務をつかさどらせるために、国土交通省に、建築基準適合判定資格者検定委員を置く。ただし、次条第1項の指定建築基準適合判定資格者検定機関が同項の建築基準適合判定資格者検定事務を行う場合においては、この限りでない。

5 建築基準適合判定資格者検定委員は、建築及び行政に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が命ずる。

6 国土交通大臣は、不正の手段によって建築基準適合判定資格者検定を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその建築基準適合判定資格者検定を受けることを禁止することができる。

7 国土交通大臣は、前項又は次条第2項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、2年以内の期間を定めて建築基準適合判定資格者検定を受けることができないものとすることができる。

8 前各項に定めるものを除くほか、建築基準適合判定資格者検定の手続及び基準その他建築基準適合判定資格者検定に関し必要な事項は、政令で定める。

第5条の2 ●建築基準法

政令【検定の基準等】令3条～8条の3⇒133

【建築基準適合判定資格者検定事務を行う者の指定】

第5条の2 国土交通大臣は、第77条の2から第77条の5までの規定の定めるところにより指定する者（以下「指定建築基準適合判定資格者検定機関」という。）に、建築基準適合判定資格者検定の実施に関する事務（以下「建築基準適合判定資格者検定事務」という。）を行わせることができる。

- 2 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、前条第6項に規定する国土交通大臣の職権を行うことができる。
- 3 国土交通大臣は、第1項の規定による指定をしたときは、建築基準適合判定資格者検定事務を行わないものとする。

【受検手数料】

第5条の3 建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者（市町村又は都道府県の職員である者を除く。）は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の受検手数料を、国（指定建築基準適合判定資格者検定機関が行う建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者）にあっては、指定建築基準適合判定資格者検定機関）に納めなければならない。

政令【受検手数料】令8条の3⇒134

- 2 前項の規定により指定建築基準適合判定資格者検定機関に納められた受検手数料は、当該指定建築基準適合判定資格者検定機関の収入とする。

【構造計算適合判定資格者検定】

第5条の4 構造計算適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物の計画について第6条の3第1項の構造計算適合性判定を行うために必要な知識及び経験について行う。

- 2 構造計算適合判定資格者検定は、国土交通大臣が行う。
- 3 構造計算適合判定資格者検定は、一級建築士試験に合格した者で、第6条の3第1項の構造計算適合性判定の業務その他これに類する業務で政令で定めるものに関して、5年以上の実務の経験を有するものでなければ受けることができない。

政令【受検資格】令8条の4⇒134

- 4 構造計算適合判定資格者検定に関する事務をつかさどらせるために、国土交通省に、構造計算

適合判定資格者検定委員を置く。ただし、次条第1項の指定構造計算適合判定資格者検定機関が同項の構造計算適合判定資格者検定事務を行う場合においては、この限りでない。

- 5 第5条第5項の規定は構造計算適合判定資格者検定委員に、同条第6項から第8項までの規定は構造計算適合判定資格者検定について準用する。この場合において、同条第7項中「次条第2項」とあるのは、「第5条の5第2項において準用する第5条の2第2項」と読み替えるものとする。

【構造計算適合判定資格者検定事務を行う者の指定等】

第5条の5 国土交通大臣は、第77条の17の2第1項及び同条第2項において準用する第77条の3から第77条の5までの規定の定めるところにより指定する者（以下「指定構造計算適合判定資格者検定機関」という。）に、構造計算適合判定資格者検定の実施に関する事務（以下「構造計算適合判定資格者検定事務」という。）を行わせることができる。

- 2 第5条の2第2項及び第5条の3第2項の規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関に、第5条の2第3項の規定は構造計算適合判定資格者検定事務に、第5条の3第1項の規定は構造計算適合判定資格者検定について準用する。この場合において、第5条の2第2項中「前条第6項」とあるのは「第5条の4第5項において準用する第5条第6項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第5条の5第1項」と、第5条の3第1項中「者（市町村又は都道府県の職員である者を除く。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

【建築物の設計及び工事監理】

第5条の6 建築士法第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第3条の2第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第3条の3第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物又は同法第3条の2第3項（同法第3条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく条例に規定する建築物の工事は、そ

それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。

◆建築士法3条～3条の3⇒437

- 2 建築士法第2条第7項に規定する構造設計図書による同法第20条の2第1項の建築物の工事は、構造設計一級建築士の構造設計（同法第2条第7項に規定する構造設計をいう。以下この項及び次条第3項第二号において同じ。）又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。

◆建築士法20条の2⇒451

- 3 建築士法第2条第7項に規定する設備設計図書による同法第20条の3第1項の建築物の工事は、設備設計一級建築士の設備設計（同法第2条第7項に規定する設備設計をいう。以下この項及び次条第3項第三号において同じ。）又は当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によらなければ、することができない。

◆建築士法20条の3⇒451

- 4 建築主は、第1項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。
- 5 前項の規定に違反した工事は、することができない。

【建築物の建築等に関する申請及び確認】

第6条 建築主は、（第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は（第四号）に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。））に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の

確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。／当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

◆政令【建築基準関係規定】令9条⇒134

◆省令【軽微な変更】規則3条の2第1項⇒312

関連【建築基準関係規定】バリアフリー法14条4項⇒586

関連【建築基準関係規定】都市緑地法41条⇒778

関連【建築基準関係規定】建築物省エネ法11条2項⇒861

関連【用途変更に対する準用】法87条⇒98

関連【確認等を要しない類似の用途】令137条の18⇒246

関連【建築設備への準用】法87条の4⇒100

関連【確認等を要する建築設備】令146条⇒255

関連【工作物への準用】法88条⇒101

関連【工作物の指定】令138条⇒247

関連【仮設建築物に対する制限の緩和】法85条⇒90

- 一 別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの

◆別表第1⇒112

- 二 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの

- 三 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの

- 四 前3号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

◆景観法74条1項⇒798

- 2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る

第6条の2 ●建築基準法

部分の床面積の合計が10㎡以内であるときについては、適用しない。

3 建築主事は、第1項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書を受理することができない。

一 建築士法第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3第1項、第20条の2第1項若しくは第20条の3第1項の規定又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。

■建築士法3条～3条の3⇒437

二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第20条の2第1項の建築物の構造設計を行った場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。

■建築士法20条の2⇒451

三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第20条の3第1項の建築物の設備設計を行った場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。

■建築士法20条の3⇒451

4 建築主事は、第1項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から35日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から7日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

関連【消防長等の同意】法93条⇒103

5 建築主事は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第7項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第1項の規定による確認をすることができる。

6 建築主事は、第4項の場合（申請に係る建築物の計画が第6条の3第1項の特定構造計算基準（第20条第1項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有すること

に係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第4項の期間内に当該申請者に第1項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、第4項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

■省令【確認済証等の様式等】規則2条2項⇒309

7 建築主事は、第4項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたととき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第4項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。

8 第1項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。

9 第1項の規定による確認の申請書、同項の確認済証並びに第6項及び第7項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

■省令【確認申請書の様式】規則1条の3⇒265

■省令【確認済証等の様式等】規則2条⇒308

【国土交通大臣等の指定を受けた者による確認】

第6条の2 前条第1項各号に掲げる建築物の計画（前条第3項各号のいずれかに該当するものを除く。）が建築基準関係規定に適合するものであることについて、第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第1項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。

■省令【指定確認検査機関の確認済証の様式等】

規則3条の4⇒315

関連【指定確認検査機関】法77条の18～35⇒75

2 前項の規定による指定は、2以上の都道府県の区域において同項の規定による確認の業務を行うおうとする者を指定する場合にあつては国土交

通大臣が、一の都道府県の区域において同項の規定による確認の業務を行おうとする者を指定する場合にあっては都道府県知事がするものとする。

3 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による確認の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画が次条第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第7項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第1項の規定による確認をすることができる。

4 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による確認の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたととき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及びその理由を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない。

▼省令【指定確認検査機関の確認済証の様式等】規則3条の4⇒315

5 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の確認済証又は前項の通知書の交付をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、確認審査報告書を作成し、当該確認済証又は当該通知書の交付に係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

▼省令【確認審査報告書】規則3条の5⇒315

6 特定行政庁は、前項の規定による確認審査報告書の提出を受けた場合において、第1項の確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した同項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該確認済証は、その効力を失う。

7 前項の場合において、特定行政庁は、必要に応じ、第9条第1項又は第10項の命令その他の措置を講ずるものとする。

【構造計算適合性判定】

第6条の3 建築主は、第6条第1項の場合において、申請に係る建築物の計画が第20条第1項第二号若しくは第三号に定める基準（同項第二

号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下「特定構造計算基準」という。))又は第3条第2項（第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により第20条の規定の適用を受けない建築物について第86条の7第1項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準（特定構造計算基準に相当する基準として*1政令で定めるものに限る。以下「特定増改築構造計算基準」という。))に適合するかどうかの確認審査（第6条第4項に規定する審査又は前条第1項の規定による確認のための審査をいう。以下この項において同じ。）を要するものであるときは、構造計算適合性判定（当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）の申請書を提出して都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準（第20条第1項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分のうち確認審査が比較的容易にできるものとして*2政令で定めるものに限る。）又は特定増改築構造計算基準（確認審査が比較的容易にできるものとして*2政令で定めるものに限る。）に適合するかどうかを、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が第6条第4項に規定する審査をする場合又は前条第1項の規定による指定を受けた者が当該国土交通省令で定める要件を備える者である第77条の24第1項の確認検査員に前条第1項の規定による確認のための審査をさせる場合は、この限りでない。

▼*1 政令【特定増改築構造計算基準】令9条の2⇒135

▼*2 政令【確認審査が容易な特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準】令9条の3⇒135

▼省令【構造計算に関する高度の専門知識等を有する者等】

規則3条の13⇒319

関連 指定構造計算適合性判定機関による適判の実施

第6条の4 ●建築基準法

法18条の2⇒31

2 都道府県知事は、前項の申請書を受理した場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて当該都道府県に置かれた建築主事が第6条第1項の規定による確認をするときは、当該建築主事を当該申請に係る構造計算適合性判定に関する事務に従事させてはならない。

3 都道府県知事は、特別な構造方法の建築物の計画について第1項の構造計算適合性判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に関して専門的な識見を有する者の意見を聴くものとする。

4 都道府県知事は、第1項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から14日以内に、当該申請に係る構造計算適合性判定の結果を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の場合（申請に係る建築物の計画が特定構造計算基準（第20条第1項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、前項の期間内に当該申請者に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

6 都道府県知事は、第4項の場合において、申請書の記載によっては当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第4項の期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。

7 建築主は、第4項の規定により同項の通知書の交付を受けた場合において、当該通知書が適合判定通知書（当該建築物の計画が特定構造計算

基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。）であるときは、第6条第1項又は前条第1項の規定による確認をする建築主事又は同項の規定による指定を受けた者に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る第6条第7項又は前条第4項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

8 建築主は、前項の場合において、建築物の計画が第6条第1項の規定による建築主事の確認に係るものであるときは、同条第4項の期間（同条第6項の規定により同条第4項の期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）の末日の3日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。

9 第1項の規定による構造計算適合性判定の申請書及び第4項から第6項までの通知書の様式は、国土交通省令で定める。

省令【構造計算適合性判定の申請書の様式】

規則3条の7⇒316

【建築物の建築に関する確認の特例】

第6条の4 第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は第三号に掲げる建築物の建築に対する第6条及び第6条の2の規定の適用については、第6条第1項中「政令で定めるものをいう。以下同じ」とあるのは、「政令で定めるものをいい、建築基準法令の規定のうち政令で定める規定を除く。以下この条及び次条において同じ」とする。

政令【確認の特例】令10条⇒135

一 第68条の10第1項の認定を受けた型式（次号において「認定型式」という。）に適合する建築材料を用いる建築物

二 認定型式に適合する建築物の部分^イを有する建築物

三 第6条第1項第四号^イに掲げる建築物で建築士の設計に係るもの

2 前項の規定により読み替えて適用される第6条第1項に規定する政令のうち建築基準法令の規定を定めるものにおいては、建築士の技術水準、建築物の敷地、構造及び用途その他の事情を勘案して、建築士及び建築物の区分に応じ、建築

主事の審査を要しないこととしても建築物の安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる規定を定めるものとする。

【建築物に関する完了検査】

5 **第7条** 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

関連【用途変更の読替え規定】法87条⇒98

10 **省令**【完了検査申請書の様式】規則4条⇒319

2 前項の規定による申請は、第6条第1項の規定による工事が完了した日から4日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。ただし、申請をしなかったことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

省令【申請できないやむを得ない理由】

規則4条の3⇒320

3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から4日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。

4 建築主事が第1項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員（以下この章において「建築主事等」という。）は、その申請を受理した日から7日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。

5 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

省令【検査済証の様式】規則4条の4⇒320

【国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査】

7 **第7条の2** 第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者が、第6条第1項の規定による工事の完了の日から4日が経過する日までに、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を引き受けた場合において、当該検査の引受けに係る工事が完了したときについては、前条

第1項から第3項までの規定は、適用しない。

2 前項の規定による指定は、2以上の都道府県の区域において同項の検査の業務を行おうとする者を指定する場合にあっては国土交通大臣が、一の都道府県の区域において同項の検査の業務を行おうとする者を指定する場合にあっては都道府県知事がするものとする。

3 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による検査の引受けを行ったときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事に通知しなければならない。

省令【完了検査引受証等の様式】規則4条の5⇒320

4 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による検査の引受けを行ったときは、当該検査の引受けを行った第6条第1項の規定による工事が完了した日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内に、第1項の検査をしなければならない。

5 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。この場合において、当該検査済証は、前条第5項の検査済証とみなす。

省令【指定確認検査機関の検査済証の様式】

規則4条の6⇒321

6 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、完了検査報告書を作成し、同項の検査をした建築物及びその敷地に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

省令【完了検査報告書】規則4条の7⇒321

7 特定行政庁は、前項の規定による完了検査報告書の提出を受けた場合において、第1項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、遅滞なく、第9条第1項又は第7項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

【建築物に関する中間検査】

7 **第7条の3** 建築主は、第6条第1項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程（以

第7条の4 ●建築基準法

下「**特定工程**」という。)を含む場合において、当該**特定工程**に係る**工事を終えたときは**、その都度、国土交通省令で定めるところにより、**建築主事の検査を申請**しなければならない。

□省令【中間検査申請書の様式】規則4条の8⇒321

- 一 階数が3以上である**共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程**

□政令【特定工程】令11条⇒136

- 二 前号に掲げるもののほか、**特定行政庁が**、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って**指定する工程**

- 2 前項の規定による**申請は**、**特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に建築主事に到達**するように、しなければならない。ただし、申請をしなかったことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

□省令【申請できないやむを得ない理由】

規則4条の3⇒320

- 3 前項ただし書の場合における**検査の申請は**、その理由がやんだ日から4日以内に**建築主事に到達**するように、しなければならない。

- 4 建築主事が第1項の規定による申請を受理した場合においては、**建築主事等は**、その申請を受理した日から**4日以内に**、当該申請に係る**工事**中の建築物等（建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事**中の建築物及びその敷地**をいう。以下この章において同じ。）について、**検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどう**かを**検査**しなければならない。

- 5 建築主事等は、前項の規定による**検査をした場合**において、**工事**中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主事に対して当該**特定工程に係る中間検査合格証を交付**しなければならない。

□省令【中間検査合格証の様式】規則4条の10⇒321

- 6 第1項第一号の政令で定める**特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程及び特定行政庁が同項第二号の指定と併せて指定する特定工程後の工程**（第18条第22項において「**特定工**

程後の工程」と総称する。）に係る**工事は**、前項の規定による当該**特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後**でなければ、**これを施工**してはならない。

□政令【特定工程後の工程】令12条⇒136

- 7 建築主事等又は前条第1項の規定による指定を受けた者は、第4項の規定による**検査**において建築基準関係規定に適合することを認められた**工事**中の建築物等について、第7条第4項、前条第1項、第4項又は次条第1項の規定による**検査**をするときは、第4項の規定による**検査**において建築基準関係規定に適合することを認められた建築物の部分及びその敷地については、これらの規定による**検査**することを要しない。

- 8 第1項第二号の規定による指定に関して公示その他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

□省令【特定工程の指定に関する事項】規則4条の11⇒322

【国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査】

- 第7条の4** 第6条第1項の規定による**工事**が**特定工程**を含む場合において、第7条の2第1項の規定による**指定を受けた者が当該特定工程に係る工事を終えた後の工事**中の建築物等について、**検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査**を当該**工事を終えた日から4日**が経過する日までに引き受けたときについては、前条第1項から第3項までの規定は、適用しない。

- 2 第7条の2第1項の規定による**指定を受けた者は**、前項の規定による**検査の引受けを行ったときは**、国土交通省令で定めるところにより、その旨を証する書面を**建築主に交付**するとともに、その旨を**建築主事に通知**しなければならない。

□省令【中間検査引受証等の様式】規則4条の12⇒322

- 3 第7条の2第1項の規定による**指定を受けた者は**、第1項の**検査**をした場合において、**特定工程に係る工事**中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主事に対して当該**特定工程に係る中間検査合格証を交付**しなければならない。

□省令【指定確認検査機関の中間検査合格証の様式】

規則4条の13⇒322

4 前項の規定により交付された特定工程に係る中間検査合格証は、それぞれ、当該特定工程に係る前条第5項の中間検査合格証とみなす。

5 前条第7項の規定の適用については、第3項の規定により特定工程に係る中間検査合格証が交付された第1項の検査は、それぞれ、同条第5項の規定により当該特定工程に係る中間検査合格証が交付された同条第4項の規定による検査とみなす。

10 6 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第1項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、**中間検査報告書**を作成し、同項の検査をした工事中の建築物等に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを**特定行政庁に提出**しなければならない。

【省令【中間検査報告書】規則4条の14⇒322

7 特定行政庁は、前項の規定による中間検査報告書の提出を受けた場合において、第1項の検査をした工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、遅滞なく、第9条第1項又は第10項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

【建築物に関する検査の特例】

25 第7条の5 第6条の4第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に掲げる建築物の建築の工事（同号に掲げる建築物の建築の工事にあっては、国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたものに限る。）に対する第7条から前条までの規定の適用については、第7条第4項及び第5項中「建築基準関係規定」とあるのは「前条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項に規定する建築基準関係規定」と、第7条の2第1項、第5項及び第7項、第7条の3第4項、第5項及び第7項並びに前条第1項、第3項及び第7項中「建築基準関係規定」とあるのは「第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項に規定する建築基準関係規定」とする。

【省令【建築物に関する検査の特例】規則4条の15⇒323

【検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限】

45 第7条の6 第6条第1項第一号から第三号までの

建築物を**新築**する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画で*1政令で定めるものに関する工事（*2政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第18条第24項及び第90条の3において「**避難施設等に関する工事**」という。）を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、第7条第5項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。**ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。**

【*1政令【避難施設等の範囲】令13条⇒136

【*2政令【軽易な工事】令13条の2⇒137

関連【安全上の措置等に関する計画届】法90条の3⇒102

- 一 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき。
- 二 建築主事又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた者が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたとき。
- 三 第7条第1項の規定による申請が受理された日（第7条の2第1項の規定による指定を受けた者が同項の規定による検査の引受けを行った場合にあっては、当該検査の引受けに係る工事が完了した日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日）から7日を経過したとき。
- 2 前項第一号及び第二号の規定による認定の申請の手續に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

【省令【仮使用の認定の申請等】規則4条の16⇒323

- 3 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第1項第二号の規定による認定をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、仮使用認定報告書を作成し、同号の規定による認定をした建築物

第8条 ●建築基準法

に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

- 4 特定行政庁は、前項の規定による仮使用認定報告書の提出を受けた場合において、第1項第二号の規定による認定を受けた建築物が同号の国土交通大臣が定める基準に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該認定を行った第7条の2第1項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該認定は、その効力を失う。

【維持保全】

第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

- 2 **次**の各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する**準則又は計画**を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物については、この限りでない。

一 特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして**政令**で定めるもの

◆政令【維持保全に関する準則の作成等を要する建築物】

令13条の3第1項→137

二 前号の特殊建築物以外の特殊建築物その他**政令**で定める建築物で、特定行政庁が指定するもの

◆政令【維持保全に関する準則の作成等を要する建築物】

令13条の3第2項→137

- 3 国土交通大臣は、前項各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者による同項の準則又は計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

【違反建築物に対する措置】

第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に**違反した建築物**又は建築物の敷地については、当該建築物の**建築主**、当該建築物に関する**工事の請負人**（請負工事の下請人を含む。）若しくは**現場管理者**又は当該建築物若しくは建築物の敷地の**所有者、管理者**若しくは**占有者**に対して、当該工事の**施工の停止**を命じ、又は、相当の猶予

期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために**必要な措置をとることを命ずる**ことができる。

- 2 特定行政庁は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対して、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した**通知書**を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から3日以内に、特定行政庁に対して、意見書の提出に代えて**公開による意見の聴取**を行うことを請求することができる。

4 特定行政庁は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 特定行政庁は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の2日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 第4項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 特定行政庁は、**緊急**の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める**手続によらないで**、仮に、**使用禁止又は使用制限の命令**をすることができる。

関連【建築監視員】法9条の2→23

8 前項の命令を受けた者は、その命令を受けた日から3日以内に、特定行政庁に対して公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。この場合においては、第4項から第6項までの規定を準用する。ただし、意見の聴取は、その請求があった日から5日以内に行わなければならない。

9 特定行政庁は、前項の意見の聴取の結果に基づいて、第7項の規定によって仮にした命令が不

当でないとも認めた場合においては、第1項の命令をすることができる。意見の聴取の結果、第7項の規定によって仮にした命令が不当であると認めた場合においては、直ちに、その命令を取り消さなければならない。

- 10 **10** 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることのできない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

関連【建築監視員】法9条の2⇒23

- 20 **11** 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、特定行政庁又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 35 **12** 特定行政庁は、第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、みずから義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 45 **13** 特定行政庁は、第1項又は第10項の規定による命令をした場合（建築監視員が第10項の規定による命令をした場合を含む。）においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

省令【違反建築物の公告の方法】規則4条の17⇒324

- 14 前項の標識は、第1項又は第10項の規定による命令に係る建築物又は建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、第1項又は第10項の規定による命令に係る建築物又は建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 15 第1項、第7項又は第10項の規定による命令については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

【建築監視員】

第9条の2 特定行政庁は、政令で定めるところにより、当該市町村又は都道府県の職員のうちから建築監視員を命じ、前条第7項及び第10項に規定する特定行政庁の権限を行なわせることができる。

政令【建築監視員の資格】令14条⇒137

【違反建築物の設計者等に対する措置】

第9条の3 特定行政庁は、第9条第1項又は第10項の規定による命令をした場合（建築監視員が同条第10項の規定による命令をした場合を含む。）においては、国土交通省令で定めるところにより、当該命令に係る建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人（請負工事の下請人を含む。次項において同じ。）若しくは当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者又は当該命令に係る浄化槽の製造業者の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和24年法律第100号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

省令【違反建築物の設計者等の通知】規則4条の19⇒324

- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法、浄化槽法又は宅地建物取引業法による免許又は許可の取消し、業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を同項の規定による通知をした特定行政庁に通知しなければならない。

第9条の4 ●建築基準法

【保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言】

第9条の4 特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。

【著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令】

第10条 特定行政庁は、第6条第1項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

□政令【勧告の対象となる建築物】令14条の2⇒137

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、

修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第9条第2項から第9項まで及び第11項から第15項までの規定は、前2項の場合に準用する。

【第3章の規定に適合しない建築物に対する措置】

第11条 特定行政庁は、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途（いずれも第3条第2項（第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により第3章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が公益上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の所在地の市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、修繕、模様替、使用禁止又は使用制限を命ずることができる。この場合においては、当該建築物の所在地の市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。

2 前項の規定によって補償を受けることができる者は、その補償金額に不服がある場合においては、政令の定める手続によって、その決定の通知を受けた日から1月以内に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条第2項の規定による収用委員会の裁決を求めることができる。

□政令【収用委員会の採決の申請手続】令15条⇒137

【報告、検査等】

第12条 第6条第1項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして*1政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第3項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該*1政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他*2政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第3項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資

格者証の交付を受けている者（次項及び次条第3項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の*3政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第3項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

❑*1 政令【定期報告を要する建築物等】令16条1項⇒138

❑*2 政令【定期報告を要する建築物等】令16条2項⇒138

❑*3 政令【防火戸その他の防火設備】令109条⇒175

❑省令【建築物の定期報告】規則5条⇒324

- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第4項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、当該特定建築物（第6条第1項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

❑政令【定期報告を要する建築物等】令16条1項⇒138

❑省令【国の機関の長等による建築物の点検】

規則5条の2⇒325

- 3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築

士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第12条の3第2項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

❑政令【定期報告を要する建築物等】令16条3項⇒138

❑省令【建築設備等の定期報告】規則6条⇒325

- 4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、当該特定建築設備等（前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

❑政令【定期報告を要する建築物等】令16条3項⇒138

❑省令【国の機関の長等による建築設備等の点検】

規則6条の2⇒326

- 5 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、次に掲げる者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料若しくは建築設備その他の建築物の部分（以下「建築材料等」という。）の受取若しくは引渡し状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況又は建築物の敷地、構造若しくは建築設備に関する調査（以下「建築物に関する調査」という。）の状況に関する報告を求めることができる。

一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者

二 第77条の21第1項の指定確認検査機関

三 第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関

- 6 特定行政庁又は建築主事にあつては第6条第4項、第6条の2第6項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に

第12条の2 ●建築基準法

必要な限度において、建築監視員にあつては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者に対し、帳簿、書類その他の物件の提出を求めることができる。

- 7 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第6条第4項、第6条の2第6項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場又は建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件若しくは建築物に関する調査に関係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 8 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第1項及び第3項の規定による報告に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳（当該処分及び当該報告に関する書類で国土交通省令で定めるものを含む。）を保存しなければならない。

▼省令【台帳の記載事項等】規則6条の3第2項⇒327

- 9 前項の台帳の記載事項その他その整備に関し必要な事項及び当該台帳（同項の国土交通省令で定める書類を含む。）の保存期間その他その保存に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

▼省令【台帳の記載事項等】規則6条の3⇒327

【建築物調査員資格者証】

第12条の2 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築物調査員資格者証を交付する。

- 一 前条第1項の調査及び同条第2項の点検（次項第四号及び第3項第三号において「調査等」という。）に関する講習で国土交通省令で定めるものの課程を修了した者

▼省令【建築物の種類等】規則6条の6⇒329

- 二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者
- 2 国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、建築物調査員資格者証の交付を行わないことができる。

- 一 未成年者
- 二 建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 三 次項（第二号を除く。）の規定により建築物調査員資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して1年を経過しない者
- 四 心身の故障により調査等の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

3 国土交通大臣は、建築物調査員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その建築物調査員資格者証の返納を命ずることができる。

- 一 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。
- 二 前項第三号又は第四号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 調査等に関して不誠実な行為をしたとき。
- 四 偽りその他不正の手段により建築物調査員資格者証の交付を受けたとき。

4 建築物調査員資格者証の交付の手續その他建築物調査員資格者証に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

▼省令【建築物調査資格者の種類】規則6条の5第1項⇒328

【建築設備等検査員資格者証】

第12条の3 建築設備等検査員資格者証の種類は、国土交通省令で定める。

▼省令【建築物調査資格者の種類】規則6条の5第2項⇒328

2 建築設備等検査員が第12条第3項の検査及び同条第4項の点検（次項第一号において「検査等」という。）を行うことができる建築設備等の種類は、前項の建築設備等検査員資格者証の種類に応じて国土交通省令で定める。

【省令【建築物等の種類等】規則6条の6⇒329】

3 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築設備等検査員資格者証を交付する。

一 検査等に関する講習で建築設備等検査員資格者証の種類ごとに国土交通省令で定めるものの課程を修了した者

【省令【建築物等の種類等】規則6条の6⇒329】

二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者

4 前条第2項から第4項までの規定は、建築設備等検査員資格者証について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「次条第3項」と、同項第四号及び同条第3項第三号中「調査等」とあるのは「次条第2項に規定する検査等」と読み替えるものとする。

【身分証明書の携帯】

第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が第12条第7項の規定によって建築物、建築物の敷地若しくは建築工事に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2（第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 第12条第7項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【都道府県知事又は国土交通大臣の勧告、助言又は援助】

第14条 建築主事を置く市町村の長は、都道府県知事又は国土交通大臣に、都道府県知事は、国土交通大臣に、この法律の施行に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

2 国土交通大臣は、特定行政庁に対して、都道府県知事は、建築主事を置く市町村の長に対して、この法律の施行に関し必要な勧告、助言若しくは援助をし、又は必要な参考資料を提供することができる。

【届出及び統計】

第15条 建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合においては、これらの者は、建築主事を經由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該建築物又は当該工事に係る部分の床面積の合計が10㎡以内である場合においては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の建築物の建築又は除却が第一号の耐震改修又は第二号の建替えに該当する場合における同項の届出は、それぞれ、当該各号に規定する所管行政庁が都道府県知事であるときは直接当該都道府県知事に対し、市町村の長であるときは当該市町村の長を經由して行わなければならない。

一 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項の規定により建築物の耐震改修（増築又は改築に限る。）の計画の認定を同法第2条第3項の所管行政庁に申請する場合の当該耐震改修

【耐震改修法17条1項⇒626】

二 密集市街地整備法第4条第1項の規定により建替計画の認定を同項の所管行政庁に申請する場合の当該建替え

【密集市街地整備法4条1項⇒840】

3 市町村の長は、当該市町村の区域内における建築物が火災、震災、水災、風災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合においては、都道府県知事に報告しなければならない。ただし、当該滅失した建築物又は損壊した建築物の損壊した部分の床面積の合計が10㎡以内である場合においては、この限りでない。

4 都道府県知事は、前3項の規定による届出及び報告に基づき、建築統計を作成し、これを国土交通大臣に送付し、かつ、関係書類を国土交通省令で定める期間保存しなければならない。

5 前各項の規定による届出、報告並びに建築統計の作成及び送付の手続は、国土交通省令で定める。

【省令【建築工事届及び建築物除却届】規則8条⇒334】

【報告、検査等】

第15条の2 国土交通大臣は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若

第16条 ●建築基準法

しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは第68条の10第1項の型式適合認定、第68条の25第1項の構造方法等の認定若しくは第68条の26の特殊構造方法等認定（以下この項において「型式適合認定等」という。）を受けた者に対し、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料等の受取若しくは引渡しの状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況若しくは建築物に関する調査の状況に関する報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場、建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場若しくは型式適合認定等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件、建築物に関する調査に関係がある物件若しくは型式適合認定等に関係がある物件を検査させ、若しくは試験させ、若しくは建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは型式適合認定等を受けた者に対し必要な事項について質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【国土交通大臣又は都道府県知事への報告】

第16条 国土交通大臣は、特定行政庁に対して、都道府県知事は、建築主事を置く市町村の長に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は統計の資料の提出を求めることができる。

【特定行政庁等に対する指示等】

第17条 国土交通大臣は、都道府県若しくは市町村の建築主事の処分がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は都道府県若し

くは市町村の建築主事がこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、国の利害に重大な関係がある建築物に関し必要があると認めるときは、当該都道府県知事又は市町村の長に対して、期限を定めて、都道府県又は市町村の建築主事に対し必要な措置を命ずべきことを指示することができる。

- 2 国土交通大臣は、都道府県の建築主事の処分がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は都道府県の建築主事がこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、これらにより多数の者の生命又は身体に重大な危害が発生するおそれがあると認めるときは、当該都道府県知事に対して、期限を定めて、都道府県の建築主事に対し必要な措置を命ずべきことを指示することができる。
- 3 都道府県知事は、市町村の建築主事の処分がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は市町村の建築主事がこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、これらにより多数の者の生命又は身体に重大な危害が発生するおそれがあると認めるときは、当該市町村の長に対して、期限を定めて、市町村の建築主事に対し必要な措置を命ずべきことを指示することができる。
- 4 国土交通大臣は、前項の場合において都道府県知事がそのすべき指示をしないときは、自ら同項の指示をすることができる。
- 5 都道府県知事又は市町村の長は、正当な理由がない限り、前各項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が行った指示に従わなければならない。
- 6 都道府県又は市町村の建築主事は、正当な理由がない限り、第1項から第4項までの規定による指示に基づく都道府県知事又は市町村の長の命令に従わなければならない。
- 7 国土交通大臣は、都道府県知事若しくは市町村の長が正当な理由がなく、所定の期限までに、第1項の規定による指示に従わない場合又は都道府県若しくは市町村の建築主事が正当な理由がなく、所定の期限までに、第1項の規定による国土交通大臣の指示に基づく都道府県知事若しくは市町村の長の命令に従わない場合においては、正当な理由がないことについて社会資本整備審議会の確認を得た上で、自ら当該指示に

係る必要な措置をとることができる。

- 8 国土交通大臣は、都道府県知事若しくは市町村の長がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、国の利害に重大な関係がある建築物に関し必要があると認めるときは、当該都道府県知事又は市町村の長に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 9 国土交通大臣は、都道府県知事がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、これらにより多数の者の生命又は身体に重大な危害が発生するおそれがあると認めるときは、当該都道府県知事に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 10 都道府県知事は、市町村の長がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、これらにより多数の者の生命又は身体に重大な危害が発生するおそれがあると認めるときは、当該市町村の長に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 11 第4項及び第5項の規定は、前3項の場合について準用する。この場合において、第5項中「前各項」とあるのは、「第8項から第10項まで又は第11項において準用する第4項」と読み替えるものとする。
- 12 国土交通大臣は、都道府県知事又は市町村の長が正当な理由がなく、所定の期限までに、第8項の規定による指示に従わない場合においては、正当な理由がないことについて社会資本整備審議会の確認を得た上で、自ら当該指示に係る必要な措置をとることができる。

【国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例】

第18条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地については、第6条から第7条の6まで、第9条から第9条の3まで、第10条及び第90条の2の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第25項までの規定に定めるところによる。

- 2 第6条第1項の規定によって建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物の建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合においては、当該国の機関の長等は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事に通知しなければならない。ただし、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合（当該増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡以内である場合に限る。）においては、この限りでない。
- 3 建築主事は、前項の通知を受けた場合においては、第6条第4項に定める期間内に、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定（第6条の4第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合にあっては、同項の規定により読み替えて適用される第6条第1項に規定する建築基準関係規定。以下この項及び第14項において同じ。）に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付しなければならない。
- 4 国の機関の長等は、第2項の場合において、同項の通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの前項に規定する審査を要するものであるときは、当該建築物の計画を都道府県知事に通知し、構造計算適合性判定を求めなければならない。ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準（第20条第1項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分のうち前項に規定する審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）又は特定増改築構造計算基準（同項に規定する審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）に適合するかどうかを第6条の3第1項ただし書の国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が前項に規定する審査をする場合は、この限りでない。
- 5 都道府県知事は、前項の通知を受けた場合にお

第80条 ●建築基準法

【委員の欠格条項】

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

【委員の解任】

第80条の2 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号のいずれかに該当するに至った場合においては、その委員を解任しなければならない。

- 2 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その委員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合
 - 二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められる場合

【会長】

第81条 建築審査会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、建築審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

【委員の除斥】

第82条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事件については、この法律に規定する同意又は第94条第1項前段の審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。

【条例への委任】

第83条 この章に規定するものを除くほか、建築審査会の組織、議事並びに委員の任期、報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の任期については、国土交通省令で定める基準を参酌するものとする。

第6章 雑則

【被災市街地における建築制限】

第84条 特定行政庁は、市街地に災害のあった場

合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から1月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。

- 2 特定行政庁は、更に1月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。

【簡易な構造の建築物に対する制限の緩和】

第84条の2 壁を有しない自動車車庫、屋根を帆布としたスポーツの練習場その他の*1政令で指定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分で、*2政令で定める基準に適合するものについては、第22条から第26条まで、第27条第1項及び第3項、第35条の2、第61条、第62条並びに第67条第1項の規定は、適用しない。

☑*1 政令【簡易な構造の建築物の指定】令136条の9⇒240

☑*2 政令【簡易な構造の建築物の基準】令136条の10⇒240

【仮設建築物に対する制限の緩和】

第85条 非常災害があった場合において、非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第87条の3第1項において同じ。）内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から1月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
- 二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が30㎡以内のもの

☞ 附則【一時的用途変更の緩和】法87条の3⇒99

- 2 災害があった場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第6条から第7条の6まで、第12条第1項から第4項まで、第15条、第18条（第25項を除く。）、第19条、第21条から第23条まで、第26条、第31条、第33条、第34条第2項、第35条、第36条（第19条、第21条、第26条、第31条、

第 33 条、第 34 条第 2 項及び第 35 条に係る部分に限る。)、第 37 条、第 39 条及び第 40 条の規定並びに第 3 章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が 50㎡を超えるものについては、第 62 条の規定の適用があるものとする。

関連【屋根】法62条⇒57

- 3 前 2 項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後 3 月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。
- 4 特定行政庁は、前項の許可の申請があった場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、2 年以内の期間を限って、その許可をすることができる。
- 5 特定行政庁は、被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、更に 1 年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物についても、同様とする。
- 6 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（次項及び第 101 条第 1 項第十号において「仮設興行場等」という。）について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1 年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第 12 条第 1 項から第 4 項まで、第 21 条から第 27 条まで、第 31 条、

第 34 条第 2 項、第 35 条の 2、第 35 条の 3 及び第 37 条の規定並びに第 3 章の規定は、適用しない。

関連【仮設建築物等に対する制限の緩和】

令147条1項⇒256

- 7 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により 1 年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 8 特定行政庁は、第 5 項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、官公署、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する応急仮設建築物について第 5 項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。

省令【公益上特に必要な用途】

規則10条の15の8⇒349

【景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和】

第 85 条の 2 景観法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物として指定された建築物のうち、良好な景観の保全のためその位置又は構造をその状態において保存すべきものについては、市町村は、同法第 22 条及び第 25 条の規定の施行のため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第 21 条から第 25 条まで、第 28 条、第 43 条、第 44 条、第 47 条、第 52 条、第 53 条、第 54 条から第 56 条の 2 まで、第 58 条、第 61 条、第 62 条、第 67 条第 1 項及び第 5 項から第 7 項まで並びに第 68 条第 1 項及び第 2 項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。

関連【景観重要建造物の指定】景観法19条1項⇒795

【伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和】

第 85 条の 3 文化財保護法第 143 条第 1 項又は第 2 項の伝統的建造物群保存地区内においては、市町村は、同条第 1 項後段（同条第 2 項後段において準用する場合を含む。）の条例におい

第 86 条の 9 ●建築基準法

べきことを命ずることができる。

- 6 特定行政庁は、認定建築主が前項の命令に違反したときは、第 1 項又は第 3 項の認定を取り消すことができる。

【公共事業の施行等による敷地面積の減少についての第 3 条等の規定の準用】

第 86 条の 9 第 3 条第 2 項及び第 3 項（第一号及び第二号を除く。）の規定は、次に掲げる事業の施行の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地が、当該事業の施行によるこれらの建築物の敷地面積の減少により、この法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなった場合又はこれらの規定に適合しない部分を有するに至った場合について準用する。この場合において、同項第三号中「この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用」とあるのは、「第 86 条の 9 第 1 項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少」と読み替えるものとする。

- 一 土地収用法第 3 条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第 16 条に規定する関連事業
- 二 その他前号の事業に準ずる事業で政令で定めるもの

□政令【敷地面積の減少について法 3 条等を準用する事業】

令 137 条の 17⇒246

- 2 第 53 条の 2 第 3 項（第 57 条の 5 第 3 項、第 67 条第 4 項及び第 68 条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、前項各号に掲げる事業の施行による面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第 53 条の 2 第 1 項（第 57 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）、第 67 条第 3 項若しくは第 68 条第 3 項の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならばこれらの規定に適合しないこととなる土地について準用する。この場合において、第 53 条の 2 第 3 項中「同項の規定は」とあるのは「第 1 項、第 67 条第 3 項又は第 68 条第 3 項の規定

は」と、同項第一号中「第 1 項の都市計画における建築物の敷地面積の最低限度が変更された際、」とあるのは「第 86 条の 9 第 1 項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも」と、「従前の制限」とあるのは「制限」と、同項第二号中「第 1 項」とあるのは「第 1 項（第 57 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）、第 67 条第 3 項若しくは第 68 条第 3 項」と、「同項」とあるのは「これら」と読み替えるものとする。

【用途の変更に対するこの法律の準用】

第 87 条 建築物の用途を変更して第 6 条第 1 項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合（当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。）においては、同条（第 3 項、第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 6 条の 2（第 3 項を除く。）、第 6 条の 4（第 1 項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第 7 条第 1 項並びに第 18 条第 1 項から第 3 項まで及び第 14 項から第 16 項までの規定を準用する。/この場合において、第 7 条第 1 項中「建築主事の検査を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

□政令【確認等を要しない類似の用途】令 137 条の 18⇒246

□【建築物に関する完了検査】法 7 条⇒19

- 2 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合においては、第 48 条第 1 項から第 14 項まで、第 51 条、第 60 条の 2 第 3 項及び第 68 条の 3 第 7 項の規定並びに第 39 条第 2 項、第 40 条、第 43 条第 3 項、第 43 条の 2、第 49 条から第 50 条まで、第 60 条の 2 の 2 第 4 項、第 60 条の 3 第 3 項、第 68 条の 2 第 1 項及び第 5 項並びに第 68 条の 9 第 1 項の規定に基づく条例の規定を準用する。

□【用途地域等】法 48 条⇒41

□【卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置】

法 51 条⇒43

- 3 第 3 条第 2 項の規定により第 27 条、第 28 条第 1 項若しくは第 3 項、第 29 条、第 30 条、第 35 条から第 35 条の 3 まで、第 36 条中第 28 条第 1 項若しくは第 35 条に関する部分、第 48 条第 1 項から第 14 項まで若しくは第 51 条の規定又は第 39 条第 2 項、第 40 条、第 43 条第 3 項、第 43 条の 2、第 49 条から第 50 条まで、第 68

条の 2 第 1 項若しくは第 68 条の 9 第 1 項の規定に基づく条例の規定(次条第 1 項において「第 27 条等の規定」という。)の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これらの規定を準用する。

- 一 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合
- 二 当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであって、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合

▼政令【法27条等を準用しない類似の用途】

令137条の19第1項⇒247

- 三 第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定に関しては、用途の変更が政令で定める範囲内である場合

▼政令【法27条等を準用しない類似の用途】

令137条の19第2項⇒247

- 4 第 86 条の 7 第 2 項(第 35 条に係る部分に限る。)及び第 86 条の 7 第 3 項(第 28 条第 1 項若しくは第 3 項、第 29 条、第 30 条、第 35 条の 3 又は第 36 条(居室の採光面積に係る部分に限る。以下この項において同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、第 3 条第 2 項の規定により第 28 条第 1 項若しくは第 3 項、第 29 条、第 30 条、第 35 条、第 35 条の 3 又は第 36 条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第 86 条の 7 第 2 項及び第 3 項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「第 3 条第 3 項」とあるのは「第 87 条第 3 項」と読み替えるものとする。

【既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和】

第 87 条の 2 第 3 条第 2 項の規定により第 27 条等の規定の適用を受けない 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合(第 86 条の 8 第 1 項に規定する場合に該当する場合を除く。)において、特定行政庁が当該 2 以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときにおける第 3 条第 2 項及び前条第 3 項の規定の適用については、第 3 条第 2 項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中的」とあるのは「第 87 条の 2 第 1 項の認定を受けた全体計画に係る 2 以上の工事の工

事中若しくはこれらの工事の間の」と、前条第 3 項中「準用する」とあるのは「準用する。ただし、次条第 1 項の認定を受けた全体計画に係る 2 以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」とする。

- 一 1 の建築物の用途の変更に伴う工事を 2 以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。
- 二 全体計画に係る全ての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。
- 三 全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が增大しないものであること。

関連【増築等の全体計画認定】法86条の8⇒97

- 2 第 86 条の 8 第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の認定について準用する。

【建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和】

第 87 条の 3 非常災害があった場合において、非常災害区域等内にある建築物の用途を変更して災害救助用建築物(住宅、病院その他これらに類する建築物で、国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために使用するものをいう。以下この条及び第 101 条第 1 項第十六号において同じ。)として使用するとき(その災害が発生した日から 1 月以内に当該用途の変更に着手するときに限る。)における当該災害救助用建築物については、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、非常災害区域等のうち防火地域内にある建築物については、この限りでない。

- 2 災害があった場合において、建築物の用途を変更して公益的建築物(学校、集会場その他これらに類する公益上必要な用途に供する建築物をいう。以下この条及び第 101 条第 1 項第十六号において同じ。)として使用するときにおける当該公益的建築物については、第 12 条第 1 項から第 4 項まで、第 21 条、第 22 条、第 26 条、第 30 条、第 34 条第 2 項、第 35 条、第 36 条(第

第 87 条の 4 ●建築基準法

21 条、第 26 条、第 34 条第 2 項及び第 35 条に係る部分に限る。)、第 39 条、第 40 条、**第 3 章**並びに**第 87 条第 1 項**及び第 2 項の規定は、適用しない。

- 5 **3** 建築物の用途を変更して第 1 項の災害救助用建築物又は前項の公益的建築物とした者は、その用途の変更を完了した後 3 月を超えて当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用することができる。
- 10 **4** 特定行政庁は、前項の許可の申請があった場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、2 年以内の期間を限って、その許可をすることができる。
- 15 **5** 特定行政庁は、被災者の需要に応ずるに足る適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある災害救助用建築物又は公益的建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、更に 1 年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足る適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある災害救助用建築物又は公益的建築物についても、同様とする。
- 20 **6** 特定行政庁は、建築物の用途を変更して**興行場等**（興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。以下同じ。）とする場合における当該興行場等について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、1 年以内の期間（建築物の用途を変更して代替建築物（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて使用する興行場、店舗その他これらに類する建築物をいう。）とする場合における当該代替建築物については、特定行政庁が当該**工事の施工上必要と認める期間**）を定めて、当該建築物を興行場等として使

用することを許可することができる。この場合においては、第 12 条第 1 項から第 4 項まで、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 26 条、第 27 条、第 34 条第 2 項、第 35 条の 2、第 35 条の 3、**第 3 章**及び第 87 条第 2 項の規定は、適用しない。

- 7 特定行政庁は、建築物の用途を変更して**特別興行場等**（国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により 1 年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいう。以下この項において同じ。）とする場合における当該特別興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該特別興行場等の**使用上必要と認める期間を定めて**、当該建築物を特別興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、**同項後段の規定を準用する**。
- 8 特定行政庁は、**第 5 項**の規定により許可の期間を延長する場合又は**前項**の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、**建築審査会の同意を得なければならない。ただし、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令**で定める用途に供する災害救助用建築物又は**公益的建築物**について**第 5 項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない**。

▼省令【公益上特に必要な用途】

規則10条の15の8⇒349

【建築設備への準用】

- 第 87 条の 4 政令**で指定する昇降機その他の建築設備を**第 6 条第 1 項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、同項**（第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第 18 条第 2 項（第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、**第 6 条**（第 3 項、第 5 項及び第 6 項を除く。）、**第 6 条の 2**（第 3 項を除く。）、**第 6 条の 4**（第 1 項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、**第 7 条**から**第 7 条の 4**まで、**第 7 条の 5**（第 6 条の 4 第 1 項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、**第 7 条の 6**、**第 18 条**（第 4 項から第 13 項まで及び第 25 項を除く。）及び**第 89 条**から**第 90 条の 3**までの**規定を準用する**。この場合において、**第 6 条第 4 項中「同項第一号から第**

三号までに係るものにあつてはその受理した日から35日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から7日以内に」とあるのは、「その受理した日から7日以内に」と読み替えるものとする。

【政令【確認等を要する建築設備】令146条⇒255

【工作物への準用】

第 88 条（煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で*¹政令で指定するもの）
 及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で*²政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）
 については、第3条、第6条（第3項、第5項及び第6項を除くものとし、第1項及び第4項は、昇降機等については第1項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、第6条の2（第3項を除く。）、第6条の4（第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第7条から第7条の4まで、第7条の5（第6条の4第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第8条から第11条まで、第12条第5項（第三号を除く。）及び第6項から第9項まで、第13条、第15条の2、第18条（第4項から第13項まで及び第24項を除く。）、第20条、第28条の2（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第32条、第33条、第34条第1項、第36条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第37条、第38条、第40条、第3章の2（第68条の20第2項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第86条の7第1項（第28条の2（第86条の7第1項の政令で定める基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第86条の7第2項（第20条に係る部分に限る。）、第86条の7第3項（第32条、第34条第1項及び第36条（昇降機に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第90条の規定を、昇降機等については、第7条の6、第12条第1項から第4項まで、第12条の2、第12条の3及び第18条第24項の規定を準用する。）この場合において、第20条第1項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「*³政令で定める

技術的基準」と読み替えるものとする。

【*¹政令【工作物の指定】令138条1項⇒247

【*²同条2項⇒248

【*³政令【煙突～遊戯施設】令139条～144条⇒249

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第3条、第6条（第3項、第5項及び第6項を除くものとし、第1項及び第4項は、第1項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第6条の2（第3項を除く。）、第7条、第7条の2、第7条の6から第9条の3まで、第11条、第12条第5項（第三号を除く。）及び第6項から第9項まで、第13条、第15条の2、第18条（第4項から第13項まで及び第19項から第23項までを除く。）、第48条から第51条まで、第60条の2第3項、第60条の2の2第4項、第60条の3第3項、第68条の2第1項及び第5項、第68条の3第6項から第9項まで、第86条の7第1項（第48条第1項から第14項まで及び第51条に係る部分に限る。）、第87条第2項（第48条第1項から第14項まで、第49条から第51条まで、第60条の2第3項、第60条の2の2第4項、第60条の3第3項並びに第68条の2第1項及び第5項に係る部分に限る。）、第87条第3項（第48条第1項から第14項まで、第49条から第51条まで及び第68条の2第1項に係る部分に限る。）、前条、次条、第91条、第92条の2並びに第93条の2の規定を準用する。この場合において、第6条第2項及び別表第2中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第68条の2第1項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

【政令【工作物の指定】令138条3項⇒248

3 第3条、第8条から第11条まで、第12条（第5項第三号を除く。）、第12条の2、第12条の3、第13条、第15条の2並びに第18条第1項及び第25項の規定は、第64条に規定する工作物について準用する。

4 第1項中第6条から第7条の5まで、第18条（第1項及び第25項を除く。）及び次条に係る部分は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項若しくは第35条第1項、都市計画法第29条第1項若しくは第2項若しくは第

第 89 条 ● 建築基準法

35 条の 2 第 1 項本文、特定都市河川浸水被害
対策法(平成15年法律第77号)第 57 条第 1 項若しくは
第 62 条第 1 項又は津波防災地域づくりに関する
法律(平成23年法律第123号)第 73 条第 1 項若しく
は第 78 条第 1 項の規定による許可を受けな
ければならない場合の擁壁については、適用しな
い。

【工事現場における確認の表示等】

第 89 条 第 6 条第 1 項の建築、大規模の修繕又は
大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事現
場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式
によって、建築主、設計者、工事施工者及び工
事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事
に係る同項の確認があった旨の表示をしなければ
ならない。

【省令】工事現場の確認の表示の様式】規則11条⇒355

2 第 6 条第 1 項の建築、大規模の修繕又は大規模
の模様替の工事の施工者は、当該工事に係る設
計図書を当該工事現場に備えておかなければな
らない。

【工事現場の危害の防止】

第 90 条 建築物の建築、修繕、模様替又は除却の
ための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う
地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊
等による危害を防止するために必要な措置を講
じなければならない。

2 前項の措置の技術的基準は、政令で定める。

【政令】7章の8 工事現場の危害の防止】

令136条の2の20～136条の8⇒238

3 第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 9 条（第 13 項及
び第 14 項を除く。）、第 9 条の 2、第 9 条の 3（設
計者及び宅地建物取引業者に係る部分を除く。）
並びに第 18 条第 1 項及び第 25 項の規定は、第
1 項の工事の施工について準用する。

【工事中の特殊建築物等に対する措置】

第 90 条の 2 特定行政庁は、第 9 条又は第 10 条
の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは
模様替又は除却の工事中に使用されている第 6 条第 1 項
第一号から第三号までの建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があ
ると認める場合においては、当該建築物の建築
主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、
相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁
止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上
必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 第 9 条第 2 項から第 9 項まで及び第 11 項から
第 15 項までの規定は、前項の場合に準用する。

【工事中における安全上の措置等に関する計画の届出】

第 90 条の 3 別表第 1(イ)欄の(1)項、(2)項及び(4)項
に掲げる用途に供する建築物並びに地下の工作
物内に設ける建築物で政令で定めるものの新築
の工事又はこれらの建築物に係る避難施設等に
関する工事の工事中において当該建築物を使用
し、又は使用させる場合においては、当該建築
主は、国土交通省令で定めるところにより、あ
らかじめ、当該工事中における当該建築
物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する
計画を作成して特定行政庁に届け出なければな
らない。

【政令】工事中の安全措置の届出を要する建築物】

令147条の2⇒256

【省令】安全措置等の計画届の様式】規則11条の2⇒355

【関連】検査済証の交付前の使用制限】法7条の6第1項⇒21

【建築物の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置】

第 91 条 建築物の敷地がこの法律の規定（第 52 条、
第 53 条、第 54 条から第 56 条の 2 まで、第 57
条の 2、第 57 条の 3、第 67 条第 1 項及び第 2
項並びに別表第 3 の規定を除く。以下この条に
おいて同じ。）による建築物の敷地、構造、建
築設備又は用途に関する禁止又は制限を受ける
区域（第 22 条第 1 項の市街地の区域を除く。
以下この条において同じ。）、地域（防火地域及
び準防火地域を除く。以下この条において同
じ。）又は地区（高度地区を除く。以下この条
において同じ。）の内外にわたる場合において
は、その建築物又はその敷地の全部について敷
地の過半の属する区域、地域又は地区内の建築
物に関するこの法律の規定又はこの法律に基づ
く命令の規定を適用する。

【関連】屋根】法22条、24条⇒34

【関連】容積率】法52条7項⇒45

【関連】建蔽率】法53条2項、7項、8項⇒47

【関連】低層住専等の外壁の後退距離】法54条⇒49

【関連】低層住専等の建築物の高さの限度】法55条⇒49

【関連】建築物の各部分の高さ】法56条5項⇒51

【関連】道路斜線制限の備考1】別表第3⇒118

【関連】日影規制】法56条の2第5項⇒52

【関連】特例容積率適用地区】法57条の2⇒52

【関連】【防火地域及び準防火地域】法65条⇒57

【関連】【特定防災街区整備地区】法67条⇒57

【関連】【地区計画の区域】法68条の8⇒65

【面積、高さ及び階数の算定】

5 **第92条** 建築物の敷地面積、建築面積、延べ面積、床面積及び高さ、建築物の軒、天井及び床の高さ、建築物の階数並びに工作物の築造面積の算定方法は、**政令**で定める。

□政令【面積、高さ等の算定方法】令2条⇒131

10 □政令【居室の天井の高さ】令21条⇒145

□政令【居室の床の高さ及び防湿方法】令22条⇒145

【許可の条件】

15 **第92条の2** この法律の規定による許可には、建築物又は建築物の敷地を交通上、安全上、防火上又は衛生上支障がないものとするための条件その他必要な条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

【許可又は確認に関する消防長等の同意等】

20 **第93条** 特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関は、この法律の規定による許可又は確認をする場合においては、当該許可又は確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長の同意を得なければ、当該許可又は確認をすることができない。ただし、確認に係る建築物が防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅（長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。）である場合又は建築主事若しくは指定確認検査機関が第87条の4において準用する第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認をする場合においては、この限りでない。

35 □政令【消防長等の同意を要する住宅】令147条の3⇒257

2 消防長又は消防署長は、前項の規定によって同意を求められた場合においては、当該建築物の計画が法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（建築主事又は指定確認検査機関が第6条の4第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更又は同項第三号に掲げる建築物の建築について確認する場合において同意を求められたときは、同項の規定により読み替えて適用される第6条第1項の政令で定める建築

基準法令の規定を除く。）で建築物の防火に関するものに違反しないものであるときは、同項第四号に係る場合にあつては、同意を求められた日から3日以内に、その他の場合にあつては、同意を求められた日から7日以内に同意を与えてその旨を当該特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関に通知しなければならない。この場合において、消防長又は消防署長は、同意することができない事由があると認めるときは、これらの期限内に、その事由を当該特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関に通知しなければならない。

□政令【建築物の建築に関する確認の特例】

令10条⇒135

3 第68条の20第1項（第68条の22第2項において準用する場合を含む。）の規定は、消防長又は消防署長が第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査について準用する。

4 建築主事又は指定確認検査機関は、第1項ただし書の場合において第6条第1項（第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書を受理したとき若しくは第6条の2第1項（第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を受けたとき又は第18条第2項（第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、これを当該申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長に通知しなければならない。

5 建築主事又は指定確認検査機関は、第31条第2項に規定する尿尿浄化槽又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物に該当する建築物に関して、第6条第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書を受理した場合、第6条の2第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を受けた場合又は第18条第2項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、これを当該申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

別表第1 ●建築基準法

別表第1 耐火建築物等としなければならない特殊建築物(第6条、第21条、第27条、第28条、第35条-第35条の3、第90条の3関係)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(い)欄の用途に供する階	(い)欄の用途に供する部分(1)項の場合にあつては客席、(2)項及び(4)項の場合にあつては2階、(5)項の場合にあつては3階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計	(い)欄の用途に供する部分の床面積の合計
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの ■未制定	3階以上の階 関連法27条1項四号→35 関連法27条1項一号かっこ書→35	200㎡(屋外観覧席にあつては、1,000㎡)以上	
(2)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの ■令115条の3第一号→186	3階以上の階 関連法27条1項一号かっこ書→35	300㎡以上	
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの ■令115条の3第二号→186	3階以上の階 関連法27条1項一号かっこ書→35	2,000㎡以上	
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの ■令115条の3第三号→186	3階以上の階 関連法27条1項一号かっこ書→35	500㎡以上 関連法27条1項三号→35	
(5)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの ■未制定		200㎡以上	1,500㎡以上
(6)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの ■令115条の3第四号→186	3階以上の階		150㎡以上

建築基準法施行令

昭和25年11月16日政令第338号
最終改正：令和5年2月10日政令第34号

第1章 総則

第1節 用語の定義等

【用語の定義】

第1条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 敷地 1の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。
- 二 地階 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの $\frac{1}{3}$ 以上のものをいう。
- 三 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

関連【主要構造部】法2条5号→9

- 四 耐水材料 れんが、石、人造石、コンクリート、アスファルト、陶磁器、ガラスその他これらに類する耐水性の建築材料をいう。
- 五 準不燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間第108条の2各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

関連【不燃性能及びその技術的基準】令108条の2→173

- 六 難燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間第108条の2各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び

第二号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

関連【不燃性能及びその技術的基準】令108条の2→173

【面積、高さ等の算定方法】

第2条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、当該各号に定めるところによる。

- 一 敷地面積 敷地の水平投影面積による。ただし、建築基準法（以下「法」という。）第42条第2項、第3項又は第5項の規定によって道路の境界線とみなされる線と道との間の部分の敷地は、算入しない。
- 二 建築面積 建築物（地階で地盤面上1m以下にある部分を除く。以下この号において同じ。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもの（以下この号において「軒等」という。）で当該中心線から水平距離1m以上突き出したもの（建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積を算定する場合に限り、工場又は倉庫の用途に供する建築物において専ら貨物の積卸しその他これに類する業務のために設ける軒等でその端と敷地境界線との間の敷地の部分に有効な空地が確保されていることその他の理由により安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定める軒等（以下この号において「特例軒等」という。）のうち当該中心線から突き出した距離が水平距離1m以上5m未満のものであるものを除く。）がある場合においては、その端から水平距離1m後退した線（建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積を算定する場合に限り、特例軒等のうち当該中心線から水平距離5m以上突き出したものにあつては、その端から水平距離5m以内で当該特例軒等の構造に応じて国土交通大臣が定める距離後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、当該建築物又はその部分の端から水平距離1m以内の部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。
- 三 床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。

第2条 ●建築基準法施行令

四 **延べ面積** 建築物の各階の床面積の合計による。ただし、法第52条第1項に規定する延べ面積（建築物の容積率の最低限度に関する規制に係る当該容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。）には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。

【関連】[ただし書の適用] 令2条3項→133

【関連】[容積率] 法52条3項、6項→44

イ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（第3項第一号及び第137条の8において「自動車車庫等部分」という。）

ロ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（第3項第二号及び第137条の8において「備蓄倉庫部分」という。）

ハ 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（第3項第三号及び第137条の8において「蓄電池設置部分」という。）

ニ 自家発電設備を設ける部分（第3項第四号及び第137条の8において「自家発電設備設置部分」という。）

ホ 貯水槽を設ける部分（第3項第五号及び第137条の8において「貯水槽設置部分」という。）

ヘ 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（第3項第六号及び第137条の8において「宅配ボックス設置部分」という。）

五 **築造面積** 工作物の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた工作物については、その算定方法による。

六 **建築物の高さ** 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合には、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。

イ 法第56条第1項第一号の規定並びに第130条の12及び第135条の19の規定による高さの算定については、前面道路の路面の中心からの高さによる。

【関連】[道路斜線制限] 法56条1項一号→49

【関連】[道路斜線制限の後退距離算定の特例]

令130条の12→220

【容積率算定に当たり建築物から除かれる部分】

令135条の19→227

ロ 法第33条及び法第56条第1項第三号に規定する高さ並びに法第57条の4第1項、法第58条第1項及び第2項、法第60条の2の2第3項並びに法第60条の3第2項に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以内の場合においては、その部分の高さは、12m（法第55条第1項から第3項まで、法第56条の2第4項、法第59条の2第1項（法第55条第1項に係る部分に限る。）並びに法別表第4(ろ)欄2の項、3の項及び4の項口の場合には、5m）までは、当該建築物の高さに算入しない。

【避雷設備】 法33条→37

【北側斜線制限】 法56条1項三号→50

【特例容積率適用地区】 法57条の4第1項→53

【高度地区】 法58条→54

【居住環境向上用途誘導地区】 法60条の2の2→56

【特定用途誘導地区】 法60条の3→56

【低層住専等の高さの限度】 法55条→49

【日影制限】 法56条の2→51

ハ 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

七 **軒の高さ** 地盤面（第130条の12第一号イの場合には、前面道路の路面の中心）から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷桁又は柱の上端までの高さによる。

【道路斜線制限の後退距離算定の特例】

令130条の12→220

八 **階数** 昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分又は地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計がそれぞれ当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。また、建築物の一部が吹抜きとなっている場合、建築物の敷地

が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によって階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものによる。

2 前項第二号、第六号又は第七号の「**地盤面**」とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

【関連】【平均地盤面】別表第4⇒119

3 第1項第四号ただし書の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- 一 自動車車庫等部分 $\frac{1}{5}$
- 二 備蓄倉庫部分 $\frac{1}{50}$
- 三 蓄電池設置部分 $\frac{1}{50}$
- 四 自家発電設備設置部分 $\frac{1}{100}$
- 五 貯水槽設置部分 $\frac{1}{100}$
- 六 宅配ボックス設置部分 $\frac{1}{100}$

4 第1項第六号ロ又は第八号の場合における水平投影面積の算定方法は、同項第二号の建築面積の算定方法によるものとする。

【都道府県知事が特定行政庁となる建築物】

第2条の2 法第2条第三十五号ただし書の政令で定める建築物のうち法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、第148条第1項に規定する建築物以外の建築物とする。

2 法第2条第三十五号ただし書の政令で定める建築物のうち法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、第149条第1項に規定する建築物とする。

第2節 建築基準適合判定資格者検定

【受検資格】

第2条の3 法第5条第3項に規定する政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 建築審査会の委員として行う業務
- 二 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学（短

期大学を除く。）の学部、専攻科又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務

三 建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務（法第77条の18第1項の確認検査の業務（以下「確認検査の業務」という。）を除く。）であって国土交通大臣が確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認められたもの

【建築基準適合判定資格者検定の基準】

第3条 法第5条の規定による建築基準適合判定資格者検定は、法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認をするために必要な知識及び経験について行う。

【建築基準適合判定資格者検定の方法】

第4条 建築基準適合判定資格者検定は、経歴審査及び考査によって行う。

2 前項の経歴審査は、建築行政又は確認検査の業務若しくは第2条の3各号に掲げる業務に関する実務の経歴について行う。

3 第1項の考査は、法第6条第1項の建築基準関係規定に関する知識について行う。

【建築基準適合判定資格者検定の施行】

第5条 建築基準適合判定資格者検定は、毎年1回以上行う。

2 建築基準適合判定資格者検定の期日及び場所は、国土交通大臣が、あらかじめ、官報で公告する。

【合格公告及び通知】

第6条 国土交通大臣（法第5条の2第1項の指定があったときは、同項の指定建築基準適合判定資格者検定機関（以下「指定建築基準適合判定資格者検定機関」という。））は、建築基準適合判定資格者検定に合格した者の氏名を公告し、合格した者にその旨を通知する。

【建築基準適合判定資格者検定委員の定員】

第7条 建築基準適合判定資格者検定委員の数は、10人以内とする。

【建築基準適合判定資格者検定委員の勤務】

第8条 建築基準適合判定資格者検定委員は、非常勤とする。

【受検の申込み】

第8条の2 建築基準適合判定資格者検定（指定建築基準適合判定資格者検定機関が行うものを除

第8条の3 ●建築基準法施行令

く。)の受検の申込みは、住所地又は勤務地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

- 2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

【受検手数料】

第8条の3 法第5条の3第1項の受検手数料の額は、3万円とする。

- 2 前項の受検手数料は、これを納付した者が検定を受けなかった場合においても、返還しない。
- 3 建築基準適合判定資格者検定の受検手数料であって指定建築基準適合判定資格者検定機関に納付するものの納付の方法は、法第77条の9第1項の建築基準適合判定資格者検定事務規程の定めるところによる。

第2節の2 構造計算適合判定資格者検定

【受検資格】

第8条の4 法第5条の4第3項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第7項に規定する構造設計の業務
- 二 法第6条第4項若しくは法第18条第3項に規定する審査又は法第6条の2第1項の規定による確認のための審査の業務(法第20条第1項に規定する基準に適合するかどうかの審査の業務を含むものに限る。)
- 三 建築物の構造の安全上の観点からする審査の業務(法第6条の3第1項の構造計算適合性判定の業務を除く。)であって国土交通大臣が同項の構造計算適合性判定の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの

【構造計算適合判定資格者検定の基準等】

第8条の5 法第5条の4の規定による構造計算適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物の計画が法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするために必要な知識及び経験について行う。

- 2 第4条から第6条まで及び第8条の2の規定は構造計算適合判定資格者検定に、第7条及び第

8条の規定は構造計算適合判定資格者検定委員について準用する。この場合において、第4条第2項中「建築行政又は確認検査の業務若しくは第2条の3各号に掲げる業務」とあるのは「法第6条の3第1項の構造計算適合性判定の業務又は第8条の4各号に掲げる業務」と、同条第3項中「第6条第1項の建築基準関係規定」とあるのは「第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準」と、第5条第1項中「毎年」とあるのは「3年に」と、第6条中「第5条の2第1項」とあるのは「第5条の5第1項」と読み替えるものとする。

【受検手数料】

第8条の6 法第5条の5第2項において準用する法第5条の3第1項の受検手数料の額は、3万5,000円とする。

- 2 第8条の3第2項及び第3項の規定は、前項の受検手数料について準用する。この場合において、同条第3項中「第77条の9第1項」とあるのは、「第77条の17の2第2項において準用する法第77条の9第1項」と読み替えるものとする。

第2節の3 建築基準関係規定

第9条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

関連【バリアフリー法】法14条4項⇒586

関連【都市緑地法】法41条⇒778

関連【建築物省エネ法】法11条2項⇒861

- 一 消防法(昭和23年法律第186号)第9条、第9条の2、第15条及び第17条
- 二 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第3条から第5条まで(広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。)
- 三 港湾法(昭和25年法律第218号)第40条第1項(同法第50条の5第2項の規定により読み替え

て適用する場合を含む。)

四 高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)第24条

五 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第162条

六 駐車場法(昭和32年法律第106号)第20条(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第19条の14、第62条の12及び第107条並びに都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

七 水道法(昭和32年法律第177号)第16条

八 下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項及び第3項、第25条の2並びに第30条第1項

九 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項

十 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第5条第1項

十一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第38条の2

十二 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項及び第2項、第35条の2第1項、第41条第2項(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)、第42条、第43条第1項並びに第53条第1項(都市再生特別措置法第36条の4の規定により読み替えて適用する場合を含む。))並びに都市計画法第53条第2項において準用する同法第52条の2第2項

十三 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年法律第26号)第5条第1項から第3項まで(同条第5項において準用する場合を含む。)

十四 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第5条第4項

十五 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第3条の2第1項

十六 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第10条

第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することとする。

【確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準】

第9条の3 法第6条の3第1項ただし書の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準並びに法第18条第4項ただし書の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準は、第81条第2項第二号イに掲げる構造計算で、法第20条第1項第二号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することとする。

関連【許容応力度等計算】令81条2項二号イ→162

第3節 建築物の建築に関する確認の特例

第10条 法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第1項(法第87条第1項及び法第87条の4において準用する場合を含む。)の政令で定める規定は、次の各号(法第87条第1項において準用する場合にあっては第一号及び第二号、法第87条の4において準用する場合にあっては同号。以下この条において同じ。)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

- 一 法第6条の4第1項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第136条の2の11第一号に掲げるものであるもの その認定型式が、同号イに掲げる全ての規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては同号イに掲げる全ての規定、同号ロに掲げる全ての規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては同号ロに掲げる全ての規定

■【建築物の建築に関する確認の特例】法6条の4→18

■【型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定】令136条の2の11→236

- 二 法第6条の4第1項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第136条の2の11第二号の表の建築物の部分の欄の各項に掲げるものであるもの

第2節の4 特定増改築構造計算基準等

【特定増改築構造計算基準】

第9条の2 法第6条の3第1項本文の政令で定める基準は、第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項

第11条 ●建築基準法施行令

同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分が、当該認定型式に適合する建築物の部分に適用される場合に限る。）

三 法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物のうち防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の $\frac{1}{2}$ 以上であるもの又は50㎡を超えるものを除く。）次に定める規定

イ 法第20条（第1項第四号イに係る部分に限る。）、法第21条から法第25条まで、法第27条、法第28条、法第29条、法第31条第1項、法第32条、法第33条、法第35条から法第35条の3まで及び法第37条の規定

ロ 次章（第1節の3、第32条及び第35条を除く。）、第3章（第8節を除き、第80条の2にあっては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第4章から第5章の2まで、第5章の4（第2節を除く。）及び第144条の3の規定

ハ 法第39条から法第41条までの規定に基づく条例の規定のうち特定行政庁が法第6条の4第2項の規定の趣旨により規則で定める規定

四 法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物のうち前号の一戸建ての住宅以外の建築物次に定める規定

イ 法第20条（第1項第四号イに係る部分に限る。）、法第21条、法第28条第1項及び第2項、法第29条、法第30条、法第31条第1項、法第32条、法第33条並びに法第37条の規定

ロ 次章（第20条の3、第1節の3、第32条及び第35条を除く。）、第3章（第8節を除き、第80条の2にあっては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第119条、第5章の4（第129条の2の4第1項第六号及び第七号並びに第2節を除く。）及び第144条の3の規定

ハ 法第39条から法第41条までの規定に基づく条例の規定のうち特定行政庁が法第6条

の4第2項の規定の趣旨により規則で定める規定

第3節の2 中間検査合格証の交付を受けるまでの共同住宅に関する工事の施工制限

【工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程】

第11条 法第7条の3第1項第一号の政令で定める工程は、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程とする。

【中間検査合格証の交付を受けるまで施工してはならない工程】

第12条 法第7条の3第6項の政令で定める特定工程後の工程のうち前条に規定する工程に係るものは、2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程とする。

第3節の3 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限

【避難施設等の範囲】

第13条 法第7条の6第1項の政令で定める避難施設、消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機又は防火区画（以下この条及び次条において「避難施設等」という。）は、次に掲げるもの（当該工事に係る避難施設等がないものとした場合に第112条、第5章第2節から第4節まで、第128条の3、第129条の13の3又は消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条から第15条までの規定による技術的基準に適合している建築物に係る当該避難施設等を除く。）とする。

一 避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。）以外の階にあっては居室から第120条又は第121条の直通階段に、避難階にあっては階段又は居室から屋外への出口に通ずる出入口及び廊下その他の通路

関連【避難階】令120条～⇒187

二 第118条の客席からの出口の戸、第120条又は第121条の直通階段、同条第3項ただし書

の避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの、第125条の屋外への出口及び第126条第2項の屋上広場

- 三 第128条の3第1項の地下街の各構えが接する地下道及び同条第4項の地下道への出入口
- 四 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備で自動式のもの
- 五 第126条の2第1項の排煙設備
- 六 第126条の4の非常用の照明装置
- 七 第129条の13の3の非常用の昇降機
- 八 第112条（第128条の3第5項において準用する場合を含む。）又は第128条の3第2項若しくは第3項の防火区画

【避難施設等に関する工事に含まれない軽易な工事】

第13条の2 法第7条の6第1項の政令で定める軽易な工事は、バルコニーの手すりの塗装の工事、出入口又は屋外への出口の戸に用いるガラスの取替えの工事、非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事その他当該避難施設等の機能の確保に支障を及ぼさないことが明らかかな工事とする。

第3節の4 維持保全に関する準則の作成等を要する建築物

第13条の3 法第8条第2項第一号の政令で定める特殊建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第1(イ)欄1項から4項までに掲げる用途に供する特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの（当該床面積の合計が200㎡以下のものにあっては、階数が3以上のものに限る。）
- 二 法別表第1(イ)欄5項又は6項に掲げる用途に供する特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの

2 法第8条第2項第二号の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（特殊建築物を除く。）のうち階数が3以上で延べ面積が200㎡を超えるものとする。

第3節の5 建築監視員

第14条 建築監視員は、次の各号のいずれかに該

当する者でなければならない。

- 一 3年以上の建築行政に関する実務の経験を有する者
- 二 建築士で1年以上の建築行政に関する実務の経験を有するもの
- 三 建築の実務に関し技術上の責任のある地位にあった建築士で国土交通大臣が前2号のいずれかに該当する者と同等以上の建築行政に関する知識及び能力を有すると認めたもの

第3節の6 勧告の対象となる建築物

第14条の2 法第10条第1項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第6条第1項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が3以上で延べ面積が200㎡を超えるもの

第4節 損失補償

【収用委員会の裁決の申請手続】

第15条 補償金額について不服がある者が、法第11条第2項（法第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。）の規定によって収用委員会の裁決を求めようとする場合には、土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条第3項の規定による裁決申請書には、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名
- 二 当該建築物又は工作物の所在地
- 三 当該建築物又は工作物について申請者の有する権利
- 四 当該建築物又は工作物の用途及び構造の概要、附近見取図、配置図並びに各階平面図。ただし、命ぜられた措置に関係がない部分は、省略することができる。
- 五 法第11条第1項（法第88条第1項から第3

第16条 ●建築基準法施行令

項までにおいて準用する場合を含む。)の規定によって特定行政庁が命じた措置

- 六 通知を受けた補償金額及びその通知を受領した年月日
- 七 通知を受けた補償金額を不服とする理由並びに申請者が求める補償金額及びその内訳
- 八 前各号に掲げるものを除くほか、申請者が必要と認める事項

第5節 定期報告を要する建築物等

第16条 法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とする。

- 一 地階又は3階以上の階を法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が100㎡以上の建築物
 - 二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないもの
 - 三 法別表第1(イ)欄(2)項又は(4)項に掲げる用途に供する建築物
 - 四 3階以上の階を法別表第1(イ)欄(3)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物
- 2 法第12条第1項の政令で定める建築物は、第14条の2に規定する建築物とする。
- 3 法第12条第3項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。
- 一 第129条の3第1項各号に掲げる昇降機（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）
【昇降機】令129条の3第1項→205
 - 二 防火設備のうち、法第6条第1項第一号に掲げる建築物で第1項各号に掲げるものに設けるもの（常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上

著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

第17条～第18条（削除）

第2章 一般構造

第1節 採光に必要な開口部

【居室の採光】

第19条 法第28条第1項（法第87条第3項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の政令で定める建築物は、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（以下「児童福祉施設等」という。）とする。

関連【居室の採光及び換気】法28条→36

関連【児童福祉施設】児童福祉法7条→946

- 2 法第28条第1項の政令で定める居室は、次に掲げるものとする。
- 一 保育所及び幼保連携型認定こども園の保育室
 - 二 診療所の病室
 - 三 児童福祉施設等の寝室（入所する者の使用するものに限る。）
 - 四 児童福祉施設等（保育所を除く。）の居室のうちこれらに入所し、又は通う者に対する保育、訓練、日常生活に必要な便宜の供与その他これらに類する目的のために使用されるもの
 - 五 病院、診療所及び児童福祉施設等の居室のうち入院患者又は入所する者の談話、娯楽その他これらに類する目的のために使用されるもの
- 3 法第28条第1項の政令で定める割合は、次の表の左欄に掲げる居室の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。ただし

し、同表の(1)の項から(6)の項までの左欄に掲げる居室のうち、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置が講じられているもの
 5 については、それぞれ同表の右欄に掲げる割合から $\frac{1}{10}$ までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合とする。

	居室の種類	割合
10	(1) <u>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室</u>	$\frac{1}{5}$
	(2) 前項第 <u>二</u> 号に掲げる居室	
	(3) <u>住宅の居住のための居室</u>	
	(4) <u>病院又は診療所の病室</u>	$\frac{1}{7}$
	(5) <u>寄宿舎の寢室又は下宿の宿泊室</u>	
15	(6) 前項第 <u>三</u> 号及び第 <u>四</u> 号に掲げる居室	
	(7) (1)の項に掲げる <u>学校以外の学校の教室</u>	$\frac{1}{10}$
	(8) 前項第 <u>五</u> 号に掲げる居室	

【有効面積の算定方法】

20 **第20条** 法第28条第1項に規定する居室の窓その他の開口部（以下この条において「開口部」という。）で採光に有効な部分の面積は、当該居室の開口部ごとの面積に、それぞれ採光補正係数を乗じて得た面積を合計して算定するものとする。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた建築物の開口部については、その算定方法によることができる。

2 前項の採光補正係数は、次の各号に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した数値（天窗にあっては当該数値に3.0を乗じて得た数値、その外側に幅90cm以上の縁側（ぬれ縁を除く。）その他これに類するものがある開口部にあっては当該数値に0.7を乗じて得た数値）とする。ただし、採光補正係数が3.0を超えるときは、3.0を限度とする。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域（隣地境界線（法第86条第10項に規定する公告対象区域（以下「公告対象区域」という。）内の建築物にあっては、当該公告対象区域内の他の法第86条の2第1項に規定する一敷地内認定建築物（同条第9項の規定に

より一敷地内認定建築物とみなされるものを含む。以下この号において「一敷地内認定建築物」という。）又は同条第3項に規定する一敷地内許可建築物（同条第11項又は第12項の規定により一敷地内許可建築物とみなされるものを含む。以下この号において「一敷地内許可建築物」という。）との隣地境界線を除く。以下この号において同じ。）又は同一敷地内の他の建築物（公告対象区域内の建築物にあっては、当該公告対象区域内の他の一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を含む。以下この号において同じ。）若しくは当該建築物の他の部分に面する開口部の部分で、その開口部の直上にある建築物の各部分（開口部の直上垂直面から後退し、又は突出する部分がある場合においては、その部分を含み、半透明のひさしその他採光上支障のないひさしがある場合においては、これを除くものとする。）からその部分の面する隣地境界線（開口部が、道（都市計画区域又は準都市計画区域内においては、法第42条に規定する道路をいう。第144条の4を除き、以下同じ。）に面する場合にあっては当該道の反対側の境界線とし、公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面に面する場合にあっては当該公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の幅の $\frac{1}{2}$ だけ隣地境界線の外側にある線とする。）又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分の対向部までの水平距離（以下この項において「水平距離」という。）」を、その部分から開口部の中心までの垂直距離で除した数値のうち最も小さい数値（以下「採光関係比率」という。）」に6.0を乗じた数値から1.4を減じて得た算定値（次のイからハまでに掲げる場合にあっては、それぞれイからハまでに定める数値）

- イ 開口部が道に面する場合であって、当該算定値が1.0未満となる場合 **1.0**
- ロ 開口部が道に面しない場合であって、水平距離が7m以上であり、かつ、当該算定値が1.0未満となる場合 **1.0**
- ハ 開口部が道に面しない場合であって、水平距離が7m未満であり、かつ、当該算定値が負数となる場合 **0**

第 115 条の 3 ●建築基準法施行令

くは壁（これらの床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）又は特定防火設備で

七 建築物の各室及び各通路について、壁（床面からの高さが1.2 m以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げが難燃材料でされ、又はスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものと及び第126条の3の規定に適合する排煙設備が設けられていること。

八 主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造が、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

九 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

2 法第26条第三号の政令で定める用途は、畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場の上家とする。

【耐火建築物等としなければならない特殊建築物】

第115条の3 法別表第1(イ)欄の(2)項から(4)項まで及び(6)項（法第87条第3項において法第27条の規定を準用する場合を含む。）に掲げる用途に類するもので政令で定めるものは、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

一 ②項の用途に類するもの 児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）

関連【児童福祉施設等】令19条1項→138

二 ③項の用途に類するもの 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場

三 ④項の用途に類するもの 公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）

四 ⑥項の用途に類するもの 映画スタジオ又はテレビスタジオ

【自動車車庫等の用途に供してはならない準耐火建築物】

第115条の4 法第27条第3項（法第87条第3項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定により政令で定める準耐火建築物は、第109条の3第一号に掲げる技術的基準に適合するもの（同条第二号に掲げる技術的基準に適合するものを除く。）とする。

【危険物の数量】

第116条 法第27条第3項第二号の規定により政令で定める危険物の数量の限度は、次の表に定めるところによるものとする。

危険物品の種類	数量		
	常時貯蔵する場合	製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合	
火薬類（玩具煙火を除く。）	火薬	20 t	10 t
	爆薬	20 t	5 t
	工業雷管及び電気雷管	300万個	50万個
	銃用雷管	1,000万個	500万個
	信号雷管	300万個	50万個
	実包	1,000万個	5万個
	空包	1,000万個	5万個
	信管及び火管	10万個	5万個
	導爆線	500km	500km
	導火線	2,500km	500km
	電気導火線	7万個	5万個
	信号炎管及び信号火箭	2 t	2 t
	煙火	2 t	2 t
その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。		
消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量の10倍の数量	危険物の規制に関する政令別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量の10倍の数量	
マッチ	300マッチトン	300マッチトン	
可燃性ガス	700㎡	2万㎡	
圧縮ガス	7,000㎡	20万㎡	
液化ガス	70 t	2,000 t	
この表において、可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、温度が0度で圧力が1気圧の状態に換算した数値とする。			

合においては、**条例**で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

- 3 **地方公共団体**は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、**国土交通大臣の承認**を得なければならない。

【窓その他の開口部を有しない居室】

第144条の5 法第43条第3項第三号の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、第116条の2に規定するものとする。

【道路内に建築することができる建築物に関する基準等】

第145条 法第44条第1項第三号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 **主要構造部が耐火構造**であること。
関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174
 - 二 **耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので道路と区画**されていること。
 - イ 第112条第19項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たしていること。
 - ロ 閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。
 - 三 道路の上空に設けられる建築物にあっては、屋外に面する部分に、ガラス（網入りガラスを除く。）、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料が用いられていないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。
- 2 法第44条第1項第四号の規定により政令で定める建築物は、**道路**（高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。以下この項において同じ。）、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供するものを除く。）の**上空**に設けられる**渡り廊下**その他の通行又は運搬の用途に供する建築物で、**次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られている建築物に設けられるもの、高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の**

上空に設けられる**建築物、高架の道路の路面下**に設けられる**建築物並びに自動車のみの交通の用に供する道路に設けられる建築物である休憩所、給油所及び自動車修理所**（高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられるもの及び高架の道路の路面下に設けられるものを除く。）とする。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒174

- 一 **学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの**
 - 二 **建築物の5階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの**
 - 三 **多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの**
- 3 前項の建築物のうち、**道路の上空に設けられるものの構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。**
- 一 **構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料で造ること。**
 - 二 **屋外に面する部分には、ガラス（網入ガラスを除く。）、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料を用いないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。**
 - 三 **道路の上空に設けられる建築物が渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物である場合においては、その側面には、床面からの高さが1.5m以上の壁を設け、その壁の床面からの高さが1.5m以下の部分に開口部を設けるときは、これにはめごろし戸を設けること。**

【確認等を要する建築設備】

第146条 法第87条の4（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定により政令で指定する建築設備は、**次に掲げるものとする。**

- 一 **エレベーター及びエスカレーター**
- 二 **小荷物専用昇降機**（昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よ

第147条 ●建築基準法施行令

り高いことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)

③ 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する建築設備（尿管浄化槽及び合併処理浄化槽を除く。）

2 第7章の8の規定は、前項各号に掲げる建築設備について準用する。

【仮設建築物等に対する制限の緩和】

第147条 法第85条第2項の規定の適用を受ける建築物（以下この項において「応急仮設建築物等」という。）又は同条第6項若しくは第7項の規定による許可を受けた建築物（いずれも高さが60m以下のものに限る。）については、第22条、第28条から第30条まで、第37条、第46条、第49条、第67条、第70条、第3章第8節、第112条、第114条、第5章の2、第129条の2の3（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。）、第129条の13の2及び第129条の13の3の規定は適用せず、応急仮設建築物等については、第41条から第43条まで、第48条及び第5章の規定は適用しない。

2 災害があった場合において建築物の用途を変更して法第87条の3第2項に規定する公益的建築物として使用するときにおける当該公益的建築物（以下この項において「公益的建築物」という。）、建築物の用途を変更して同条第6項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等及び建築物の用途を変更して同条第7項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等（いずれも高さが60m以下のものに限る。）については、第22条、第28条から第30条まで、第46条、第49条、第112条、第114条、第5章の2、第129条の13の2及び第129条の13の3の規定は適用せず、公益的建築物については、第41条から第43条まで及び第5章の規定は適用しない。

3 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突でその存続期間が2年以内のもの（高さが60mを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）については、第139条第1

項第三号及び第四号の規定並びに同条第4項において準用する第37条、第38条第6項及び第67条の規定は、適用しない。

4 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げる工作物でその存続期間が2年以内のもの（高さが60mを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）については、第140条第2項において準用する第139条第1項第三号及び第四号の規定並びに第140条第4項において準用する第37条、第38条第6項及び第67条の規定は、適用しない。

5 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第三号又は第四号に掲げる工作物でその存続期間が2年以内のもの（高さが60mを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）については、第141条第2項において準用する第139条第1項第三号及び第四号の規定並びに第141条第4項において準用する第37条、第38条第6項、第67条及び第70条の規定は、適用しない。

【工事中における安全上の措置等に関する計画の届出を要する建築物】

第147条の2 法第90条の3（法第87条の4において準用する場合を含む。）の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

① 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）又は展示場の用途に供する建築物で3階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの

② 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で5階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの

関連【児童福祉施設等】令19条1項⇒138

③ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店若しくは飲食店の用途又は前2号に掲げる用途に供する建築物で5階以上の階又は地階におけるその用途に供

する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの

四 地下の工作物内に設ける建築物で居室の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの

【消防長等の同意を要する住宅】

第147条の3 法第93条第1項ただし書の政令で定める住宅は、一戸建ての住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の $\frac{1}{2}$ 以上であるもの又は50㎡を超えるものとする。

【映像等の送受信による通話の方法による口頭審査】

第147条の4 法第94条第3項の口頭審査については、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第2条の規定により読み替えられた同令第8条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。

【権限の委任】

第147条の5 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

【市町村の建築主事等の特例】

第148条 法第97条の2第1項の政令で定める事務は、法の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、次に掲げる建築物又は工作物（当該建築物又は工作物の新築、改築、増築、移転、築造又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）に係る事務とする。

- 一 法第6条第1項第四号に掲げる建築物
- 二 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突若しくは同項第三号に掲げる工作物で高さが10m以下のもの又は同項第五号に掲げる擁壁で高さが3m以下のもの（いずれも前号に規定する建築物以外の建築物の敷地内に築造するものを除く。）
- 2 法第97条の2第4項の政令で定める事務は、次に掲げる事務（建築審査会が置かれていない市町村の長にあっては、第一号及び第三号に掲げる事務）とする。
 - 一 法第6条の2第6項及び第7項（これらの規定を法第88条第1項において準用する場合を含む。）、法第7条の2第7項（法第88条

第1項において準用する場合を含む。）、法第7条の4第7項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）、法第9条（法第88条第1項及び第3項並びに法第90条第3項において準用する場合を含む。）、法第9条の2（法第88条第1項及び第3項並びに法第90条第3項において準用する場合を含む。）、法第9条の3（法第88条第1項及び第3項並びに法第90条第3項において準用する場合を含む。）、法第9条の4（法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）、法第10条（法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）、法第11条第1項（法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）、法第12条（法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）、法第18条第25項（法第88条第1項及び第3項並びに法第90条第3項において準用する場合を含む。）、法第43条第2項第一号、法第85条第3項、第5項、第6項及び第8項（同条第5項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。）、法第86条第1項、第2項及び第8項（同条第1項又は第2項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第86条の2第1項及び第6項（同条第1項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第86条の5第2項及び第4項（同条第2項の規定による認定の取消しに係る部分に限る。）、法第86条の6、法第86条の8（第2項を除き、法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）、法第87条の2第1項、法第87条第3項、第5項、第6項及び第8項（同条第5項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。）並びに法第93条の2に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

- 二 法第43条第2項第二号、法第44条第1項第二号、法第52条第14項（同項第二号に該当する場合に限る。以下この号において同じ。）、同条第15項（同条第14項の規定による許可をする場合に係る部分に限る。）において準用する法第44条第2項、法第53条第6項第三号、同条第9項（同号の規定による

建築基準法施行規則（抄）

昭和25年11月16日建設省令第40号
最終改正：令和5年3月31日国土交通省令第30号

【建築基準適合判定資格者検定の受検申込書】

第1条 建築基準適合判定資格者検定（指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第1号様式による受検申込書に申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ4.5cm、横の長さ3.5cmの写真（以下「受検申込用写真」という。）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者は、前項の受検申込書に受検申込用写真を添え、指定建築基準適合判定資格者検定機関の定めるところにより、これを指定建築基準適合判定資格者検定機関に提出しなければならない。

【受検者の不正行為に対する報告】

第1条の2 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、建築基準法（以下「法」という。）第5条の2第2項の規定により法第5条第6項に規定する国土交通大臣の職権を行ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 不正行為者の氏名、住所及び生年月日
- 二 不正行為に係る検定の年月日及び検定地
- 三 不正行為の事実
- 四 処分内容及び年月日
- 五 その他参考事項

【構造計算適合判定資格者検定の受検申込書】

第1条の2の2 構造計算適合判定資格者検定（指定構造計算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第1号の2様式による受検申込書に受検申込用写真を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

【準用】

第1条の2の3 第1条第2項の規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定資格者検定事務を行う構造計算適合判定資格者検定を受けようとする者に、第1条の2の規定

は指定構造計算適合判定資格者検定機関が法第5条の5第2項において読み替えて準用する法第5条の2第2項の規定により法第5条の4第5項において準用する法第5条第6項に規定する国土交通大臣の職権を行ったときについて準用する。この場合において、第1条第2項中「前項」とあるのは「第1条の2の2」と読み替えるものとする。

【確認申請書の様式】

第1条の3 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）第4項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表1の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表2の(23)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(28)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(29)項の(3)欄に掲げる日影図と、表1の(3)項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、表2の(28)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同表の(45)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

別記第2号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。

イ 次の表1の各項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(4)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあっては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) 次の表2の各項の(イ)欄並びに表5の(2)項及び(3)項の(イ)欄に掲げる建築物 それ

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

それぞれ表2の各項の(ろ)欄に掲げる図書並びに表5の(2)項の(ろ)欄に掲げる計算書及び同表の(3)項の(ろ)欄に掲げる図書（用途変更の場合においては表2の(1)項の(ろ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表2の(1)項の(ろ)欄に掲げる図書、表5の(1)項及び(4)項から(6)項までの(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表の(3)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを、(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては同表の(2)項の(ろ)欄に掲げる計算書を除く。）

- (2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物（用途変更をする建築物を除く。）それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書）。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物について法第20条第1項第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

をいう。以下同じ。）並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したのもをもって代えることができる。

- (i) 次の表3の各項の(い)欄左段（(2)項にあっては(い)欄）に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書
- (ii) 建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第2項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性を確かめた建築物 次の表3の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの
- (3) 次の表4の各項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

■ 別記第3号様式による建築計画概要書

■ 代理者によって確認の申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）又はその写し

■ 申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士又は木造建築士（第4項第四号、第3条第3項第四号及び第3条の7第1項第四号において「建築士」という。）により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合（建築士法（昭和25年法律第202号）第20条の2の規定の適用がある場合を除く。第4項第四号、第3条第3項第四号及び第3条の7第1項第四号において同じ。）にあっては、同法第20条第2項に規定する証明書（構造計算書を除く。第4項第四号、第3条第3項第四号及び第3条の7第1項第四号において単に「証明書」という。）の写し

1

	図書の種類	明示すべき事項
(い)	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		擁壁の設置その他安全上適当な措置
		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	

		下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
各階平面図		縮尺及び方位
		間取、各室の用途及び床面積
		壁及び筋かいの位置及び種類
		通し柱及び開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
		申請に係る建築物が法第3条第2項の規定により法第28条の2（令第137条の4の2に規定する基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であって当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をしようとするときにあっては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第137条の4の3第三号に規定する措置
床面積求積図		床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
(5) 2面以上の立面図		縮尺
		開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
2面以上の断面図		縮尺
		地盤面
		各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
地盤面算定表		建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ
		地盤面を算定するための算式
(6) 基礎伏図		縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	構造詳細図	

2

(1)	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
法第20条の規定が適用される建築物	令第3章第2節の規定が適用される建築物 【令3章2節【構造部材等】→150】	各階平面図	1 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種類及び寸法 2 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
		2面以上の立面図	
		2面以上の断面図	
		基礎伏図	
		構造詳細図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法
		使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防錆若しくは摩損防止のための措置 特定天井（令第39条第3項に規定する特定天井をいう。以下同じ。）で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又はさび止め、防錆その他の劣化防止のための措置
		基礎・地盤説明書	支持地盤の種類及び位置
			基礎の種類
基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置			
基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法			
施工方法等計画書	木ぐい及び常水面の位置		
		打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置	

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

	令第38条第3項若しくは第4項又は令第39条第2項若しくは第3項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法
		令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第39条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
令第3章第3節の規定が適用される建築物 ㊦令3章3節【木造】⇒151	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
	2面以上の立面図	
	2面以上の断面図	
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	2面以上の軸組図	
	構造詳細図	屋根ふき材の種別
		柱の有効細長比
		構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
		構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法
		外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地
		構造耐力上主要な部分である部材の地面から1m以内の部分の防腐又は防蟻措置
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
	令第40条ただし書、令第42条第1項第二号、同条第1項第三号、令第43条第1項ただし書、同条第2項ただし書、令第46条第2項第一号イ、同条第2項第一号ハ、同条第3項、同条第4項、令第47条第1項、令第48条第1項第二号ただし書又は同条第2項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項
		令第42条第1項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項
		令第42条第1項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第42条第1項第三号に規定する方法による検証内容
		令第43条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
		令第43条第2項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
		令第46条第2項第一号イに規定する基準への適合性審査に必要な事項
令第46条第2項第一号ハの構造計算の結果及びその算出方法		
令第46条第3項本文に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
令第46条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
令第48条第1項第二号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
令第48条第2項第二号に規定する規格への適合性審査に必要な事項		
令第3章第4節の規定が適用される建築物 ㊦令3章4節【組積造】⇒154	配置図	組積造の塀の位置
	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
	2面以上の立面図	
	2面以上の断面図	

	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	各階床伏図		
	小屋伏図		
	2面以上の軸組図		
	構造詳細図	塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法	
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	
	施工方法等計画書	使用するモルタルの調合等の組積材の施工方法の計画	
	令第51条第1項ただし書、 令第55条第2項、令第57条 第1項第一号及び第二号又は 令第59条の2の規定に適合 することの確認に必要な 図書	令第51条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第55条第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第57条第1項第一号及び第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第59条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
	令第3章第4節の2の規定が適用される建築物 【令3章4節の2 補強コンクリートブロック造】⇒156	配置図	補強コンクリートブロック造の塀の位置
		各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
2面以上の立面図			
2面以上の断面図			
基礎伏図		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
各階床伏図			
小屋伏図			
2面以上の軸組図			
構造詳細図		塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法 帳壁の材料の種別及び構造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	
使用構造材料一覧表		構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	
施工方法等計画書	コンクリートブロックの組積方法 補強コンクリートブロックの耐力壁、門又は塀の縦筋の接合方法		
令第62条の4第1項から第3項まで、令第62条の5第2項又は令第62条の8ただし書の規定に適合することの確認に必要な図書	令第62条の4第1項から第3項までに規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第62条の5第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第62条の8ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
令第3章第5節の規定が適用される建築物 【令3章5節【鉄骨造】⇒157	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	2面以上の立面図		
	2面以上の断面図		
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	各階床伏図		
	小屋伏図		
	2面以上の軸組図		
	構造詳細図	圧縮材の有効細長比 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法	
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	
	令第66条、令第67条第2項、 令第69条又は令第70条の規定に 適合することの確認に 必要な図書	令第66条に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第69条の構造計算の結果及びその算出方法	

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

		令第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第70条に規定する一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項
令第3章第6節の規定が適用される建築物 令3章6節【鉄筋コンクリート造】 ⇒158	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
	2面以上の立面図	
	2面以上の断面図	
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	2面以上の軸組図	
	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別
	施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調査及び養生方法
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法
	令第73条第2項ただし書、同条第3項ただし書、令第77条第四号、同条第五号ただし書、令第77条の2第1項ただし書又は令第79条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第73条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
		令第77条第四号に規定する基準への適合性審査に必要な事項
令第77条第五号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
令第77条の2第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
	令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
令第3章第6節の2の規定が適用される建築物 令3章6節の2【鉄骨鉄筋コンクリート造】 ⇒161	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
	2面以上の立面図	
	2面以上の断面図	
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	2面以上の軸組図	
	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別
	施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調査及び養生方法
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法
	令第66条、令第67条第2項、令第69条、令第73条第2項ただし書、同条第3項ただし書、令第77条第五号ただし書、同条第六号、令第77条の2第1項ただし書、令第79条第2項又は令第79条の3第2項の規定に適合する	令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第69条の構造計算の結果及びその算出方法
令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	令第73条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	

		ことの確認に必要な図書	令第77条第五号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第77条第六号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第77条の2第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
令第3章第7節の規定が適用される建築物 ■令3章7節〔無筋コンクリート造〕 ⇒161	配置図	各階平面図	無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法	
		2面以上の立面図		
		2面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
		基礎伏図		
		各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
		小屋伏図		
		2面以上の軸組図	塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法	
		構造詳細図		
		使用構造材料一覧表	コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別	
		施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法	
		令第51条第1項ただし書、令第55条第2項、令第57条第1項第一号及び第二号又は令第59条の2の規定に適合することの確認に必要な図書	令第51条第1項ただし書	令第51条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
			令第55条第2項	令第55条第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項
			令第57条第1項第一号及び第二号	令第57条第1項第一号及び第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項
令第59条の2	令第59条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
令第3章第7節の2の規定が適用される建築物	令第80条の2又は令第80条の3の規定に適合することの確認に必要な図書	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第80条の3に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
令第3章第8節の規定が適用される建築物	各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、2面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
		構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別		
令第129条の2の3第三号の規定が適用される建築物	令第129条の2の3第三号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第129条の2の3第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
第8条の3の規定が適用される建築物	第8条の3の規定に適合することの確認に必要な図書	第8条の3に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
法第20条第2項の規定が適用される建築物	2面以上の断面図	令第36条の4に規定する構造方法		
(2) 法第21条の規定が適用される建築物	法第21条第1項本文の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置	
			防火区画の位置及び面積	
			通常火災終了時間の算出に当たって必要な建築設備の位置	
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
通常火災終了時間計算書	通常火災終了時間及びその算出方法			

第3条の2 ●建築基準法施行規則（抄）

条まで若しくは第68条の2第1項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第88条第2項において準用する法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第1項から第3項までの規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

7 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた工作物の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第1面が別記第14号様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。

8 第2条第1項、第4項又は第5項の規定は、法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第4項又は第7項の規定による交付について準用する。

【計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更】

第3条の2 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

- 敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さの変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物又はその敷地と道路との関係が定められた区域内にあっては敷地に接する道路の幅員が大きくなる場合（敷地境界線が変更されない場合に限る。）及び変更後の敷地が道路に接する部分の長さが2m（条例で規定する場合にあってはその長さ）以上である場合に限る。）
- 敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更（当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。）
- 建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更（建築物の高さの最低限度が定

められている区域内の建築物に係るものを除く。）

- 四 建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更
- 五 建築面積が減少する場合における建築面積の変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により日影による中高層の建築物の高さの制限が定められた区域内において当該建築物の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分から後退しない場合及び建築物の建築面積の最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。）
- 六 床面積の合計が減少する場合における床面積の変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例の適用を受ける区域内の建築物に係るものにあつては次のイ又はロに掲げるものを除く。）
 - イ 当該変更により建築物の延べ面積が増加するもの
 - ロ 建築物の容積率の最低限度が定められている区域内の建築物に係るもの
- 七 用途の変更（令第137条の18で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。）
- 八 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。）
- 九 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十二号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）
- 十 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材（天井を除く。）、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付け

るもの若しくは当該取付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更（第十二号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（間仕切壁にあっては、主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。）

■ 構造耐力上主要な部分以外の部分である天井の材料若しくは構造の変更（次号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限り、特定天井にあっては変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更又は強度若しくは耐力が減少する変更を除き、特定天井以外の天井にあっては特定天井とする変更を除く。）又は位置の変更（特定天井以外の天井にあっては、特定天井とする変更を除く。）

■ 建築物の材料又は構造において、次の表の左欄に掲げる材料又は構造を同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号から前号までに係る部分の変更を除く。）

不燃材料	不燃材料
準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料
難燃材料	不燃材料、準不燃材料又は難燃材料
耐火構造	耐火構造
準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造（変更後の構造における加熱開始後構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない時間、加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない時間及び屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じない時間が、それぞれ変更前の構造における加熱開始後構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない時間、加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない時間及び屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じない時間以上である場合に限る。）
防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火構造
令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造
令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造

令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造
令第109条の9の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は令第109条の9の技術的基準に適合する構造
令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造	令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造
令第109条の8の技術的基準に適合する構造	令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造又は令第109条の8の技術的基準に適合する構造
特定防火設備	特定防火設備
令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備
令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備又は令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備
令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備又は令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備
令第136条の2第三号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第四号の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備、令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備、令第136条の2第三号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第四号の技術的基準に適合する防火設備
第二種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
第三種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料

■ 井戸の位置の変更（くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。）

■ 開口部の位置及び大きさの変更（次のイ又はロに掲げるものを除く。）

イ 令第117条の規定により令第5章第2節の規定の適用を受ける建築物の開口部に係る

第3条の2 ●建築基準法施行規則（抄）

変更で次の(1)及び(2)に掲げるもの

- (1) 当該変更により令第120条第1項又は令第125条第1項の歩行距離が長くなるもの
- (2) 令第123条第1項の屋内に設ける避難階段、同条第2項の屋外に設ける避難階段又は同条第3項の特別避難階段に係る開口部に係るもの

- 令第126条の6の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令第126条の7第二号、第三号及び第五号に規定する値の範囲を超えることとなるもの

表 建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）

表 前各号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建築設備の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

- 一 第1条の3第4項の表1の(7)項の昇降機の構造詳細図並びに同表の(10)項のエレベーターの構造詳細図、エスカレーターの断面図及び小荷物専用昇降機の構造詳細図における構造又は材料並びに同表の昇降機以外の建築設備の構造詳細図における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とする変更

二 建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

3 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適

合することが明らかなものとする。

一 第3条第1項の表1の配置図における当該工作物の位置の変更

二 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。）

三 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第1項第十二号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合には、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）

四 構造耐力上主要な部分以外の部分であって、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する工作物の部分、広告塔、装飾塔その他工作物の屋外に取り付けるものの材料若しくは構造の変更（第1項第十二号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合には、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更

五 観光用エレベーター等の構造耐力上主要な部分以外の部分（前号に係る部分を除く。）の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）

六 前各号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

4 法第88条第2項において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一 築造面積が減少する場合における当該面積の変更

二 高さが減少する場合における当該高さの変更

三 前二号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を

建築士法

【目次】

第1章 総則

第1条[目的]	437
第2条[定義]	437
第2条の2[職責]	437
第3条[一級建築士でなければならない設計又は工事監理]	437
第3条の2[一級建築士又は二級建築士でなければならない設計又は工事監理]	438
第3条の3[一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければならない設計又は工事監理]	438

第2章 免許等

第4条[建築士の免許]	438
第5条[免許の登録]	439
第5条の2[住所等の届出]	439
第6条[名簿]	439
第7条[絶対的欠格事由]	440
第8条[相対的欠格事由]	440
第8条の2[建築士の死亡等の届出]	440
第9条[免許の取消し]	440
第10条[懲戒]	440
第10条の2[報告、検査等]	441
第10条の3[構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等]	441
第10条の4[中央指定登録機関の指定]	442
第10条の5[指定の基準]	442
第10条の6[指定の公示等]	442
第10条の7[役員の選任及び解任]	442
第10条の8[秘密保持義務等]	443
第10条の9[登録等事務規程]	443
第10条の10[事業計画等]	443
第10条の11[帳簿の備付け等]	443
第10条の12[監督命令]	443
第10条の13[報告、検査等]	443
第10条の14[照会]	443
第10条の15[一級建築士登録等事務の休廃止等]	443
第10条の16[指定の取消し等]	443
第10条の17[国土交通大臣による一級建築士登録等事務の実施等]	444
第10条の18[審査請求]	444
第10条の19[中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における規定の適用等]	444
第10条の20[都道府県指定登録機関]	444
第10条の21[都道府県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用等]	445
第10条の22[構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関の登録]	445
第10条の23[欠格条項]	445

第10条の24[登録基準等]	445
第10条の25[登録の公示等]	446
第10条の26[登録の更新]	446
第10条の27[承継]	446
第10条の28[講習事務の実施に係る義務]	446
第10条の29[講習事務規程]	446
第10条の30[財務諸表等の備付け及び閲覧等]	447
第10条の31[帳簿の備付け等]	447
第10条の32[適合命令]	447
第10条の33[改善命令]	447
第10条の34[報告、検査等]	447
第10条の35[講習事務の休廃止等]	447
第10条の36[登録の取消し等]	447
第10条の37[国土交通大臣による講習事務の実施]	448
第10条の38[手数料]	448
第11条[国土交通省令及び都道府県の規則への委任]	448

第3章 試験

第12条[試験の内容]	448
第13条[試験の施行]	448
第13条の2[合格の取消し等]	448
第14条[一級建築士試験の受験資格]	449
第15条[二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格]	449
第15条の2[中央指定試験機関の指定]	449
第15条の3[試験委員]	449
第15条の4[不正行為の禁止]	449
第15条の5[準用]	449
第15条の6[都道府県指定試験機関]	449
第16条[受験手数料]	450
第17条[国土交通省令及び都道府県の規則への委任]	450

第4章 業務

第18条[設計及び工事監理]	450
第19条[設計の変更]	450
第19条の2[建築士免許証等の提示]	451
第20条[業務に必要な表示行為]	451
第20条の2[構造設計に関する特例]	451
第20条の3[設備設計に関する特例]	451
第21条[その他の業務]	452
第21条の2[非建築士等に対する名義貸しの禁止]	452
第21条の3[違反行為の指示等の禁止]	452
第21条の4[信用失墜行為の禁止]	452
第22条[知識及び技能の維持向上]	452
第22条の2[定期講習]	452
第22条の3[定期講習の講習機関の登録]	453

第4章の2 設計受託契約等

第22条の3の2[設計受託契約等の原則]	453
第22条の3の3[延べ面積が300m ² を超える建築物に係る契約の内容]	453

第22条の3の4[適正な委託代金]	454
-------------------	-----

第5章 建築士会及び建築士会連合会

第22条の4	454
--------	-----

第6章 建築士事務所

第23条[登録]	454
第23条の2[登録の申請]	454
第23条の3[登録の実施]	455
第23条の4[登録の拒否]	455
第23条の5[変更の届出]	456
第23条の6[設計等の業務に関する報告書]	456
第23条の7[廃業等の届出]	456
第23条の8[登録の抹消]	456
第23条の9[登録簿等の閲覧]	456
第23条の10[無登録業務の禁止]	456
第24条[建築士事務所の管理]	456
第24条の2[名義貸しの禁止]	457
第24条の3[再委託の制限]	457
第24条の4[帳簿の備付け等及び図書の保存]	457
第24条の5[標識の掲示]	457
第24条の6[書類の閲覧]	457
第24条の7[重要事項の説明等]	457
第24条の8[書面の交付]	458
第24条の9[保険契約の締結等]	458
第25条[業務の報酬]	458
第26条[監督処分]	458
第26条の2[報告及び検査]	459
第26条の3[指定事務所登録機関の指定]	459
第26条の4[指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用等]	459
第26条の5[管理建築士講習の講習機関の登録]	460
第27条[国土交通省令への委任]	460

第7章 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会

第27条の2[建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会]	460
第27条の3[加入]	461
第27条の4[名称の使用の制限]	461
第27条の5[苦情の解決]	461

第8章 建築士審査会

第28条[建築士審査会]	461
第29条[建築士審査会の組織]	461
第30条[委員の任期]	461
第31条[会長]	461
第32条[不正行為の禁止]	462
第33条[政令への委任]	462

第9章 雑則

第34条[名称の使用禁止]	462
第35条[権限の委任]	462
第36条[経過措置]	462

第10章 罰則

第37条	462
第38条	462
第39条	463
第40条	463
第41条	463
第42条	464
第43条	464
別表第1	464
別表第2	465
別表第3	465

建築士法施行令

【目次】

第1条[一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書の書換え交付等の手数料]	466
第2条[構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付等の手数料]	466
第3条[中央指定登録機関による一級建築士の登録手数料]	466
第4条[一級建築士の受験手数料]	466
第5条[参考人に支給する費用]	466
第6条[登録講習機関の登録の有効期間]	466
第7条[法第20条第4項の規定による承諾に関する手続等]	466
第8条[法第22条の3の3第4項の規定による承諾等に関する手続等]	466
第9条[建築士審査会の委員等の勤務]	467
第10条[建築士審査会の議事]	467
第11条[試験委員]	467
第12条[中央建築士審査会の庶務]	467
第13条[建築士審査会の運営]	467

建築士法施行規則

【目次】

第1章 総則

第1条[構造設計図書及び設備設計図書]	468
---------------------	-----

第1章の2 免許

第1条の2[実務の経験の内容]	468
第1条の3[心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない者]	468
第1条の4[治療等の考慮]	468
第1条の5[免許の申請]	469
第2条[免許]	469
第3条[登録事項]	469
第4条[登録事項の変更]	470
第4条の2[免許証の書換え交付]	470
第5条[免許証の再交付]	470
第5条の2[心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない場合]	470
第6条[免許の取消しの申請及び免許証等の返納]	470
第6条の2[免許の取消しの公告]	470
第6条の3[処分公告]	471
第7条[登録の抹消]	471
第8条[住所等の届出]	471
第9条[免許証等の領置]	471
第9条の2[一級建築士名簿の閲覧]	471
第9条の3[構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証]	471
第9条の4[構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付]	471
第9条の5[構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の再交付]	472
第9条の6[構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の領置]	472
第9条の7[規定の適用]	472

第2章 試験

第10条(削除)	472
第11条[一級建築士試験の方法]	473
第12条	473
第13条[二級建築士試験の基準]	473
第13条の2[木造建築士試験の基準]	473
第14条[試験期日等の公告]	473
第15条[受験申込書]	473
第16条[合格公告及び通知]	474
第17条[受験者の不正行為に対する措置に関する報告書]	474
第17条の2~第17条の14(削除)	474

第2章の2 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書等

第17条の14の2[構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書]	474
第17条の15[工事監理報告書]	474
第17条の16[工事監理報告に係る情報通信の技術を利用する方法]	474

第17条の17[工事監理報告に係る電磁的方法の種類及び方法]	475
第17条の17の2[工事監理報告に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得]	475
第17条の17の2の2[構造設計一級建築士への法適合確認]	475
第17条の17の3[設備設計一級建築士への法適合確認]	475

第2章の3 建築設備士

第17条の18[建築設備士]	475
第17条の19[登録の申請]	476
第17条の20[欠格条項]	476
第17条の21[登録の要件等]	476
第17条の22[登録の更新]	477
第17条の23[登録試験事務の実施に係る義務]	477
第17条の24[登録事項の変更の届出]	478
第17条の25[登録試験事務規程]	478
第17条の26[登録試験事務の休廃止]	478
第17条の27[財務諸表等の備付け及び閲覧等]	478
第17条の28[適合命令]	479
第17条の29[改善命令]	479
第17条の30[登録の取消し等]	479
第17条の31[帳簿の記載等]	479
第17条の32[国土交通大臣による試験の実施等]	479
第17条の33[報告の徴収]	479
第17条の34[公示]	479
第17条の35[登録]	480

第2章の4 定期講習

第17条の36[定期講習の受講期間]	480
第17条の37	480

第2章の5 設計受託契約等

第17条の38[延べ面積が300㎡を超える建築物に係る契約の内容]	481
第17条の39[延べ面積が300㎡を超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法]	481
第17条の40[延べ面積が300㎡を超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る電磁的方法の種類及び方法]	481
第17条の41[延べ面積が300㎡を超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得]	482

第3章 建築士事務所

第18条[更新の登録の申請]	482
第19条[添付書類]	482
第20条[登録申請書等の書式]	482
第20条の2[登録事項]	482

第20条の2の2[心身の故障により建築士事務所の業務を 適正に行うことができない者]	483
第20条の3[設計等の業務に関する報告書]	483
第20条の4[管理建築士の業務要件]	483
第21条[帳簿の備付け等及び図書の保存]	483
第22条[標識の書式]	484
第22条の2[書類の閲覧]	484
第22条の2の2[重要事項説明]	485
第22条の2の3[重要事項説明に係る書面の交付に係る情 報通信の技術を利用する方法]	485
第22条の2の4[重要事項説明に係る書面の交付に係る電 磁的方法の種類及び方法]	485
第22条の2の5[重要事項説明に係る書面の交付に係る情 報通信の技術を利用した承諾の取得]	485
第22条の3[書面の交付]	486
第22条の4[書面の交付に係る情報通信の技術を利用する 方法]	486
第22条の5[書面の交付に係る電磁的方法の種類及び方 法]	486
第22条の5の2[書面の交付に係る情報通信の技術を利用 した承諾の取得]	486
第22条の6[監督処分公告]	486

第4章 雑則

第23条[立入検査をする職員の証明書の書式]	487
第24条[権限の委任]	487

建築士法

昭和25年5月24日法律第202号
最終改正：令和3年5月26日法律第44号

第1章 総則

【目的】

第1条 この法律は、建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的とする。

【定義】

第2条 この法律で「建築士」とは、一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。

2 この法律で「一級建築士」とは、国土交通大臣の免許を受け、一級建築士の名称を用いて、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいう。

3 この法律で「二級建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、二級建築士の名称を用いて、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいう。

4 この法律で「木造建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、木造建築士の名称を用いて、木造の建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいう。

5 この法律で「**建築設備士**」とは、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者をいう。

【関連】【建築設備士】規則17条の18⇒475

6 この法律で「**設計図書**」とは建築物の建築工事の実施のために必要な**図面**（**現寸図**その他これに類するものを除く。）及び**仕様書**を、「**設計**」とはその者の責任において設計図書を作成することをいう。

7 この法律で「**構造設計**」とは基礎伏図、構造計算書その他の建築物の構造に関する設計図書で国土交通*1省令で定めるもの（以下「**構造設計図書**」という。）の設計を、「**設備設計**」とは建築設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第三号に規定する建築設備をいう。以下同じ。）の各階平面図及び構造詳細図その他の建築設備に関する設計図書で国土交通*2省令で定める

もの（以下「**設備設計図書**」という。）の設計をいう。

❏*1省令【構造設計図書及び設備設計図書】

規則1条1項⇒468

❏*2同条2項⇒468

8 この法律で「**工事監理**」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することをいう。

9 この法律で「**大規模の修繕**」又は「**大規模の模様替**」とは、それぞれ建築基準法第2条第十四号又は第十五号に規定するものをいう。

10 この法律で「**延べ面積**」、「**高さ**」、「**軒の高さ**」又は「**階数**」とは、それぞれ建築基準法第92条の規定により定められた算定方法によるものをいう。

【関連】【面積、高さ等の算定方法】建築基準法施行令2条⇒131

【職責】

第2条の2 建築士は、常に**品位**を保持し、業務に関する法令及び実務に**精通**して、建築物の**質の向上**に寄与するように、**公正かつ誠実**にその業務を行わなければならない。

【一級建築士でなければならない設計又は工事監理】

第3条 次の各号に掲げる建築物（建築基準法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物を除く。以下この章中同様とする。）を**新築**する場合においては、**一級建築士**でなければ、その**設計**又は**工事監理**をしてはならない。

❏【仮設建築物に対する制限の緩和】

建築基準法85条1項、2項⇒90

一 **学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場**（**オーディトリウムを有しないものを除く。**）又は**百貨店**の用途に供する建築物で、**延べ面積が500㎡をこえるもの**

二 **木造**の建築物又は建築物の部分で、**高さが13m**又は**軒の高さが9m**を超えるもの

三 **鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは無筋コンクリート造**の建築物又は建築物の部分で、**延べ面積が300㎡、高さが13m**又は**軒の高さが9m**をこえるもの

四 **延べ面積が1,000㎡をこえ、且つ、階数が2以上**の建築物

2 建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にお

第3条の2 ●建築士法

いては、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分を新築するものとみなして前項の規定を適用する。

【一級建築士又は二級建築士でなければならない設計又は工事監理】

第3条の2 前条第1項各号に掲げる建築物以外の建築物で、次の各号に掲げるものを新築する場合においては、一級建築士又は二級建築士でなければならない。

- 一 前条第1項第三号に掲げる構造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が30㎡を超えるもの
 - 二 延べ面積が100㎡（木造の建築物にあっては、300㎡）を超え、又は階数が3以上の建築物
- 2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 都道府県は、土地の状況により必要と認める場合においては、第1項の規定にかかわらず、条例で、区域又は建築物の用途を限り、同項各号に規定する延べ面積（木造の建築物に係るものを除く。）を別に定めることができる。

【一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければならない設計又は工事監理】

第3条の3 前条第1項第二号に掲げる建築物以外の木造の建築物で、延べ面積が100㎡を超えるものを新築する場合においては、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければならない。

- 2 第3条第2項及び前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第3項中「同項各号に規定する延べ面積（木造の建築物に係るものを除く。）」とあるのは、「次条第1項に規定する延べ面積」と読み替えるものとする。

第2章 免許等

【建築士の免許】

第4条 一級建築士になろうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。

- 2 一級建築士の免許は、国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格した者であって、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であって、その卒業後建築に関する実務として国土交通省令で定めるもの(以下「建築実務」という。)の経験を2年以上有する者
 - 二 学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。以下この号及び次号において同じ。)(夜間において授業を行う課程等であって国土交通大臣の指定するものを修めて卒業した者を除く。)であって、その卒業後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了後。同号において同じ。)建築実務の経験を3年以上有する者
 - 三 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であって、その卒業後建築実務の経験を4年以上有する者(前号に掲げる者を除く。)
 - 四 二級建築士として設計その他の国土交通省令で定める実務の経験を4年以上有する者
 - 五 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者
- 3 二級建築士又は木造建築士になろうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。
- 4 二級建築士又は木造建築士の免許は、それぞれその免許を受けようとする都道府県知事の行う二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者であって、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
 - 二 学校教育法による高等学校若しくは中等教育

学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であって、その卒業後建築実務の経験を2年以上有する者

三 都道府県知事が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

四 建築実務の経験を7年以上有する者

5 外国の建築士免許を受けた者で、一級建築士になろうとする者にあつては国土交通大臣が、二級建築士又は木造建築士になろうとする者にあつては都道府県知事が、それぞれ一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士と同等以上の資格を有すると認めるものは、第2項又は前項の規定にかかわらず、一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を受けることができる。

【関連】【免許の申請】規則1条の5⇒469

【免許の登録】

20 第5条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許は、それぞれ一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築士名簿に登録することによって行う。

【関連】【免許】規則2条⇒469

【関連】【登録事項】規則3条⇒469

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を与えたときは、それぞれ一級建築士免許証又は二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証を交付する。

3 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証に記載された事項等に変更があったときは、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事に対し、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付を申請することができる。

4 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、第9条第1項若しくは第2項又は第10条第1項の規定によりその免許を取り消されたときは、速やかに、一級建築士にあつては一級建築士免許証を国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては二級建築士免許証又は木造建築士免許証をその交付を受けた都道府県知事に返

納しなければならない。

5 一級建築士の免許を受けようとする者は、登録免許税法(昭和42年法律第35号)の定めるところにより登録免許税を国に納付しなければならない。

6 一級建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

【政令】【書換え交付等の手数料】令1条⇒466

【関連】【免許証の再交付】規則5条⇒470

【関連】【指定登録機関が登録事務をする場合】

法10条の19⇒444

【住所等の届出】

第5条の2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付の日から30日以内に、住所その他の国土交通省令で定める事項を、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

【省令】【住所等の届出】規則8条⇒471

【関連】【建築士の死亡等の届出】法8条の2⇒440

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、前項の国土交通省令で定める事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事(都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、変更前の住所地の都道府県知事)に届け出なければならない。

【関連】【登録事項の変更】規則4条⇒470

【関連】【免許証の書換え交付】規則4条の2⇒470

3 前項に規定するもののほか、都道府県の区域を異にして住所を変更した二級建築士又は木造建築士は、同項の期間内に第1項の国土交通省令で定める事項を変更後の住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

【名簿】

第6条 一級建築士名簿は国土交通省に、二級建築士名簿及び木造建築士名簿は都道府県に、これを備える。

2 国土交通大臣は一級建築士名簿を、都道府県知事は二級建築士名簿及び木造建築士名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならない。

第7条 ●建築士法

関連【一級建築士名簿の閲覧】規則9条の2⇒471

【絶対的欠格事由】

第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えない。

- 一 未成年者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 三 この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 四 第9条第1項第四号又は第10条第1項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 五 第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に第9条第1項第一号の規定によりその免許が取り消され、まだその期間が経過しない者

【相対的欠格事由】

第8条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えないことができる。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者（前条第二号に該当する者を除く。）
- 二 この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（前条第三号に該当する者を除く。）
- 三 心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

【建築士の死亡等の届出】

第8条の2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を、一級建築士にあっては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあっては免許を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡したとき その相続人
- 二 第7条第二号又は第三号に該当するに至ったとき 本人
- 三 心身の故障により一級建築士、二級建築士又

は木造建築士の業務を適正に行うことができない場合に該当するものとして国土交通省令で定める場合に該当するに至ったとき 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

関連【免許の取消しの申請・返納】規則6条⇒470

【免許の取消し】

第9条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消さなければならない。

- 一 本人から免許の取消しの申請があったとき。
- 二 前条（第三号に係る部分を除く。次号において同じ。）の規定による届出があったとき。
- 三 前条の規定による届出がなくて同条第一号又は第二号に掲げる場合に該当する事実が判明したとき。
- 四 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したとき。
- 五 第13条の2第1項又は第2項の規定により一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験の合格の決定を取り消されたとき。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消すことができる。

- 一 前条（第三号に係る部分に限る。次号において同じ。）の規定による届出があったとき。
- 二 前条の規定による届出がなくて同条第三号に掲げる場合に該当する事実が判明したとき。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前2項の規定により免許を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

省令【免許の取消しの公告】規則6条の2⇒470

関連【免許の取消しの申請・返納】規則6条⇒470

【懲戒】

第10条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しく

は1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

【関連】登録の抹消規則7条⇒471

一 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。

二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定により業務の停止を命じようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴かななければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により、業務の停止を命じ、又は免許を取り消そうとするときは、それぞれ中央建築士審査会又は都道府県建築士審査会の同意を得なければならない。

5 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

【省令】(処分の公告)規則6条の3⇒471

6 国土交通大臣又は都道府県知事は、第3項の規定により出頭を求めた参考人に対して、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を支給しなければならない。

【政令】(参考人に支給する費用)令5条⇒466

【報告、検査等】

第10条の2 国土交通大臣は、建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、一級建築士に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、建築士事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、図書その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、二級建築士若しくは木造建築士に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、建築士事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、図書その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等】

第10条の3 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の交付を申請することができる。

【関連】(構造設計一級建築士証等)規則9条の3⇒471

【関連】(構造設計に関する特例等)

法20条の2、20条の3⇒451

【関連】(構造設計一級建築士証の再交付)規則9条の5⇒472

一 一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、第10条の22から第10条の25までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下この章において「登録講習機関」という。)が行う講習(別表第1(1)の項講習の欄に掲げる講習に限る。)の課程をその申請前1年以内に修了した一級建築士

二 国土交通大臣が、構造設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士

2 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、設備設計一級建築士証の交付を申請することができる。

一 一級建築士として5年以上設備設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習(別表第1(2)の項講習の欄に掲げる講習に限る。)の課程をその申請前1年以内に修了した一級建築士

二 国土交通大臣が、設備設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士

3 国土交通大臣は、前2項の規定による構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の申請があったときは、遅滞なく、その交付をしなければならない。

4 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士(以下それぞれ「構造設計一級建築士」又は「設備設計一級建築士」という。)は、構造設計一級建築士証又は設備

第10条の4 ●建築士法

設計一級建築士証に記載された事項等に変更があったときは、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請することができる。

【関連】【構造設計一級建築士証の書換え交付】

規則9条の4⇒471

5 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、第9条第1項若しくは第2項又は第10条第1項の規定によりその免許を取り消されたときは、速やかに、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を国土交通大臣に返納しなければならない。

10 6 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする一級建築士は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

【政令】【構造設計一級建築士証等の交付等の手数料】

令2条⇒466

【中央指定登録機関の指定】

20 **第10条の4** 国土交通大臣は、その指定する者（以下「中央指定登録機関」という。）に、一級建築士の登録の実施に関する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務並びに構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付の実施に関する事務（以下「一級建築士登録等事務」という。）を行わせることができる。

【関連】【国土交通大臣による一級建築士登録等事務の実施等】

法10条の17⇒444

30 2 中央指定登録機関の指定は、一級建築士登録等事務を行おうとする者の申請により行う。

【指定の基準】

35 **第10条の5** 国土交通大臣は、他に中央指定登録機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第2項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、中央指定登録機関の指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、事務の実施の方法その他の事項についての一級建築士登録等事務の実施に関する計画が、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の一級建築士登録等事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 一級建築士登録等事務以外の業務を行っていない

る場合には、その業務を行うことによって一級建築士登録等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

2 国土交通大臣は、前条第2項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中央指定登録機関の指定をしてはならない。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
- 二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。
- 三 第10条の16第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。
- 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第10条の7第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者

【指定の公示等】

25 **第10条の6** 国土交通大臣は、中央指定登録機関の指定をしたときは、中央指定登録機関の名称及び住所、一級建築士登録等事務を行う事務所の所在地並びに一級建築士登録等事務の開始の日を公示しなければならない。

30 2 中央指定登録機関は、その名称若しくは住所又は一級建築士登録等事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

35 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

【役員の選任及び解任】

35 **第10条の7** 中央指定登録機関の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

40 2 国土交通大臣は、中央指定登録機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第10条の9第1項に規定する登録等事務規程に違反する行為をしたとき、又は一級建築士登録等事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、中央指定登録機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる

る。

【秘密保持義務等】

第10条の8 中央指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、一級建築士登録等事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 一級建築士登録等事務に従事する中央指定登録機関の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

【登録等事務規程】

第10条の9 中央指定登録機関は、一級建築士登録等事務の開始前に、一級建築士登録等事務に関する規程(以下この章において「登録等事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一級建築士登録等事務の実施の方法その他の登録等事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第1項の認可をした登録等事務規程が一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、中央指定登録機関に対し、その登録等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

【事業計画等】

第10条の10 中央指定登録機関は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中央指定登録機関は、事業年度ごとに、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

【帳簿の備付け等】

第10条の11 中央指定登録機関は、国土交通省令で定めるところにより、一級建築士登録等事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

【監督命令】

第10条の12 国土交通大臣は、一級建築士登録等

事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、中央指定登録機関に対し、一級建築士登録等事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

【報告、検査等】

第10条の13 国土交通大臣は、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、中央指定登録機関に対し一級建築士登録等事務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、中央指定登録機関の事務所に立ち入り、一級建築士登録等事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第10条の2第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

【照会】

第10条の14 中央指定登録機関は、一級建築士登録等事務の適正な実施のため必要な事項について、国土交通大臣に照会することができる。この場合において、国土交通大臣は、中央指定登録機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。

【一級建築士登録等事務の休廃止等】

第10条の15 中央指定登録機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、一級建築士登録等事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣が前項の規定により一級建築士登録等事務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第1項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

【指定の取消し等】

第10条の16 国土交通大臣は、中央指定登録機関が第10条の5第2項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、中央指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて一級建築士登録等事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第10条の5第1項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 第10条の6第2項、第10条の10、第10条

第10条の17 ●建築士法

の11又は前条第1項の規定に違反したとき。

三 第10条の7第2項、第10条の9第3項又は第10条の12の規定による命令に違反したとき。

四 第10条の9第1項の認可を受けた登録等事務規程によらないで一級建築士登録等事務を行ったとき。

五 その役員が一級建築士登録等事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により中央指定登録機関の指定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前2項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により一級建築士登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

【国土交通大臣による一級建築士登録等事務の実施等】

第10条の17 国土交通大臣は、中央指定登録機関の指定をしたときは、一級建築士登録等事務を行わないものとする。

関連【中央指定登録機関の指定】法10条の4⇒442

2 国土交通大臣は、中央指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、一級建築士登録等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

一 第10条の15第1項の規定により一級建築士登録等事務の全部又は一部を休止したとき。

二 前条第2項の規定により一級建築士登録等事務の全部又は一部の停止を命じられたとき。

三 天災その他の事由により一級建築士登録等事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合において国土交通大臣が必要があると認めるとき。

3 国土交通大臣は、前項の規定により一級建築士登録等事務を行い、又は同項の規定により行っている一級建築士登録等事務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

4 国土交通大臣が、第2項の規定により一級建築士登録等事務を行うこととし、第10条の15第1項の規定により一級建築士登録等事務の廃止を許可し、又は前条第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消した場合における一級建築士登録等事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

【審査請求】

第10条の18 中央指定登録機関が行う一級建築士登録等事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第25条第2項及び第3項、第46条第1項及び第2項、第47条並びに第49条第3項の規定の適用については、中央指定登録機関の上級行政庁とみなす。

【中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における規定の適用等】

第10条の19 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における第5条第2項から第4項まで及び第6項、第5条の2第1項、第6条並びに第10条の3の規定の適用については、これらの規定(第5条第2項、第5条の2第1項並びに第10条の3第1項各号及び第2項第二号を除く。)中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、「国土交通大臣」とあり、及び「国土交通省」とあるのは「中央指定登録機関」と、「国に」とあるのは「中央指定登録機関に」と、第5条第2項中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関(第10条の4第1項に規定する中央指定登録機関をいう。以下同じ。)」と、「一級建築士又は」とあるのは「前項の規定により一級建築士名簿に登録をし、又は」と、同項及び第5条の2第1項中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」とする。

2 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、第5条第1項の規定による登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を中央指定登録機関に納付しなければならない。

3 第1項の規定により読み替えて適用する第5条第6項及び第10条の3第6項の規定並びに前項の規定により中央指定登録機関に納められた手数料は、中央指定登録機関の収入とする。

【都道府県指定登録機関】

第10条の20 都道府県知事は、その指定する者(以下「都道府県指定登録機関」という。)に、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務(以下「二級建築士

等登録事務」という。)を行わせることができる。

- 2 都道府県指定登録機関の指定は、二級建築士等登録事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 第10条の5から第10条の18までの規定は、都道府県指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定(第10条の5第1項第一号を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等登録事務」と、「登録等事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第10条の5第1項中「他に」とあるのは「当該都道府県の区域において他に」と、同条中「前条第2項」とあるのは「第10条の20第2項」と、同項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「二級建築士等登録事務(第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務をいう。以下同じ。)の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等登録事務」と、第10条の7第2項中「命令」とあるのは「命令、規則」と読み替えるものとする。

【都道府県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用等】

- 第10条の21** 都道府県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第5条第2項から第4項まで、第5条の2第1項及び第6条の規定の適用については、これらの規定(第5条第2項及び第5条の2第1項を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「都道府県指定登録機関」と、第5条第2項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県指定登録機関(第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関をいう。以下同じ。)」と、「一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を与えた」とあるのは「一級建築士の免許を与え、又は前項の規定により二級建築士名簿若しくは木造建築士名簿に登録をした」と、同項、同条第3項及び第4項並びに第5条の2第1項中「二級建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書」と、「木造建築士免許証」とあるのは「木造建築士免許証明書」と、第6条第1項中「都道府県」とあるのは「都道府県指定登録機関」とする。
- 2 都道府県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証若しくは木

造建築士免許証の書換え交付若しくは再交付に係る手数料を徴収する場合においては、前条の規定により都道府県指定登録機関が行う二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の書換え交付若しくは再交付を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該都道府県指定登録機関に納めさせ、その収入とすることができる。

【構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関の登録】

第10条の22 第10条の3第1項第一号の登録(第11条を除き、以下この章において単に「登録」という。)は、別表第1の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務(以下この章において「講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

【欠格条項】

第10条の23 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 四 第10条の36第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- 五 心身の故障により講習事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
- 六 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

【登録基準等】

第10条の24 国土交通大臣は、登録の申請をした者(第二号において「登録申請者」という。)が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 一 別表第1の各項の講習の欄に掲げる講習の区分に応じ、当該各項の科目の欄に掲げる科目について、それぞれ当該各項の講師の欄に掲げる者のいずれかに該当する者が講師として

第16条 ●建築士法

15から第10条の18まで、第15条の2第3項、第15条の3、第15条の4及び前条第2項の規定は、都道府県指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定（第10条の5第1項第一号及び第2項第四号並びに第10条の7第1項を除く。）中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等試験事務」と、「役員」とあるのは「役員（第15条の6第3項において準用する第15条の3第1項の試験委員を含む。）」と、「登録等事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第10条の5第1項中「他に」とあるのは「当該都道府県の区域において他に」と、同条中「前条第2項」とあるのは「第15条の6第2項」と、同項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「二級建築士等試験事務（第15条の6第1項に規定する二級建築士等試験事務をいう。以下同じ。）の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等試験事務」と、第10条の7第1項中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第2項中「命令」とあるのは「命令、規則」と、第10条の16第2項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は第15条の6第3項において準用する第15条の3の規定」と、第15条の2第3項中「中央建築士審査会」とあるのは「都道府県建築士審査会」と、前条第2項中「前項」とあるのは「次条第3項」と読み替えるものとする。

【受験手数料】

- 第16条** 一級建築士試験を受けようとする者は国（中央指定試験機関が行う試験を受けようとする者）にあっては、中央指定試験機関に、政令の定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。
- 2 前項の規定により中央指定試験機関に納められた手数料は、中央指定試験機関の収入とする。
- 3 都道府県は、地方自治法第227条の規定に基づき二級建築士試験又は木造建築士試験に係る手数料を徴収する場合においては、前条の規定により都道府県指定試験機関が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該

都道府県指定試験機関に納めさせ、その収入とすることができる。

【国土交通省令及び都道府県の規則への委任】

- 第17条** この章に規定するもののほか、一級建築士試験の科目、受験手続その他一級建築士試験に関して必要な事項並びに二級建築士試験及び木造建築士試験の基準は、国土交通省令で定める。
- 2 この章に規定するもののほか、二級建築士試験及び木造建築士試験の科目、受験手続その他二級建築士試験及び木造建築士試験に関して必要な事項は、都道府県の規則で定める。

第4章 業務

【設計及び工事監理】

- 第18条** 建築士は、設計を行う場合においては、設計に係る建築物が法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにしなければならない。
- 2 建築士は、**設計を行う場合**においては、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければならない。
- 3 建築士は、**工事監理を行う場合**において、**工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。**
- 4 建築士は、**延べ面積が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない。**ただし、設備設計一級建築士が設計を行う場合には、設計に関しては、この限りでない。

関連【業務に必要な表示行為】法20条5項⇒451

関連【設備設計に関する特例】法20条の3⇒451

【設計の変更】

- 第19条** 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、他の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の設計した**設計図書の一部を変更しようとするときは、当該一級建築士、二級建築士又は木造建築士の承諾を求めなければならない。****ただ**

し、承諾を求めることのできない事由があるとき、又は承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。

【建築士免許証等の提示】

第19条の2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、第23条第1項に規定する設計等の委託者（委託しようとする者を含む。）から請求があったときは、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書を提示しなければならない。

【関連】重要事項の説明等 法24条の7 ⇒ 457

【業務に必要な表示行為】

第20条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名しなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、次条第1項又は第2項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

【省令】構造安全証明書 規則17条の14の2 ⇒ 474

3 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、その結果を文書で建築主に報告しなければならない。

【省令】工事監理報告書 規則17条の15 ⇒ 474

4 建築士は、前項の規定による文書での報告に代えて、政令で定めるところにより、当該建築士の承諾を得て、当該結果を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものにより報告することができる。この場合において、当該建築士は、当該文書での報告をしたものとみなす。

【政令】承諾に関する手続等 令7条 ⇒ 466

【省令】情報通信の技術を利用する方法

規則17条の16、17条の17 ⇒ 474

5 建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合にお

いて、建築設備士の意見を聴いたときは、第1項の規定による設計図書又は第3項の規定による報告書（前項前段に規定する方法により報告が行われた場合にあっては、当該報告の内容）において、その旨を明らかにしなければならない。

【関連】設計及び工事監理 法18条4項 ⇒ 450

【関連】設備設計に関する特例 法20条の3 ⇒ 451

【構造設計に関する特例】

第20条の2 構造設計一級建築士は、第3条第1項に規定する建築物のうち建築基準法第20条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものの構造設計を行った場合においては、前条第1項の規定によるほか、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

【建築基準法20条 ⇒ 32

【関連】構造設計一級建築士証等の交付等

法10条の3 ⇒ 441

2 構造設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の構造設計を行った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法第20条（第1項第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定及びこれに基づく命令の規定（以下「構造関係規定」という。）に適合するかどうかの確認を求めなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

【省令】構造設計一級建築士への法適合確認

規則17条の17の2 ⇒ 475

3 構造設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨を記載するとともに、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名しなければならない。

4 構造設計一級建築士は、第2項の規定により確認を求めた一級建築士から請求があったときは、構造設計一級建築士証を提示しなければならない。

【設備設計に関する特例】

第20条の3 設備設計一級建築士は、階数が3以

第21条 ●建築士法

上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計を行った場合においては、第20条第1項の規定によるほか、その設備設計図書に設備設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。設備設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

関連【設計及び工事監理】法18条4項⇒450

- 2 設備設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の設備設計を行った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、設備設計一級建築士に当該設備設計に係る建築物が建築基準法第28条第3項、第28条の2第三号（換気設備に係る部分に限る。）、第32条から第34条まで、第35条（消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及び非常用の照明装置に係る部分に限る。）及び第36条（消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る。）の規定並びにこれらに基づく命令の規定（以下「設備関係規定」という。）に適合するかどうかの確認を求めなければならない。設備設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

省令【設備設計一級建築士への法適合確認】

規則17条の17の3⇒475

- 3 設備設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨を記載するとともに、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名しなければならない。
- 4 設備設計一級建築士は、第2項の規定により確認を求めた一級建築士から請求があったときは、設備設計一級建築士証を提示しなければならない。

【その他の業務】

第21条 建築士は、設計（第20条の2第2項又は前条第2項の確認を含む。第22条及び第23条第1項において同じ。）及び工事監理を行うほか、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理その他の業務（木造建築士にあっては、木造の建築物に関する業務に限る。）を

行うことができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

【非建築士等に対する名義貸しの禁止】

第21条の2 建築士は、次の各号のいずれかに該当する者に自己の名義を利用させてはならない。

- 一 第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。第26条第2項第六号から第八号までにおいて同じ。）、第3条の2第1項（同条第2項において準用する第3条第2項の規定により適用される場合を含む。第26条第2項第六号から第八号までにおいて同じ。）、第3条の3第1項（同条第2項において準用する第3条第2項の規定により適用される場合を含む。第26条第2項第八号において同じ。）又は第34条の規定に違反する者
- 二 第3条の2第3項（第3条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反する者

【違反行為の指示等の禁止】

第21条の3 建築士は、建築基準法の定める建築物に関する基準に適合しない建築物の建築その他のこの法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。

【信用失墜行為の禁止】

第21条の4 建築士は、建築士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

【知識及び技能の維持向上】

第22条 建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。

- 2 国土交通大臣及び都道府県知事は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

【定期講習】

第22条の2 次の各号に掲げる建築士は、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、次条第1項の規定及び同条第2項において準用する第10条の23から第10条の25ま

での規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（次条において「登録講習機関」という。）が行う当該各号に定める講習を受けなければならない。

□省令【定期講習の受講期間】規則17条の36、37⇒480

- 一 一級建築士（第23条第1項の建築士事務所
に属するものに限る。） 別表第2(1)の項講習の欄に掲げる講習
- 二 二級建築士（第23条第1項の建築士事務所
に属するものに限る。） 別表第2(2)の項講習の欄に掲げる講習
- 三 木造建築士（第23条第1項の建築士事務所
に属するものに限る。） 別表第2(3)の項講習の欄に掲げる講習
- 四 構造設計一級建築士 別表第2(4)の項講習の欄に掲げる講習
- 五 設備設計一級建築士 別表第2(5)の項講習の欄に掲げる講習

□別表第2⇒465

【定期講習の講習機関の登録】

第22条の3 前条の登録は、別表第2の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務を行おうとする者の申請により行う。

- 2 第10条の23、第10条の24、第10条の25第1項及び第10条の26の規定は前条の登録に、第10条の25第2項及び第3項並びに第10条の27から第10条の38までの規定は登録講習機関について準用する。この場合において、第10条の23第五号中「講習事務」とあるのは「第22条の2の講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）」と、第10条の24第1項第一号中「別表第1の各項の講習の欄」とあるのは「別表第2の各項の講習の欄」と読み替えるものとする。
- 3 前条の登録及び講習並びに登録講習機関に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

□省令【定期講習の種類】規則17条の37⇒480

第4章の2 設計受託契約等

【設計受託契約等の原則】

第22条の3の2 設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約（以下それぞれ「設計

受託契約」又は「工事監理受託契約」という。）の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

【延べ面積が300㎡を超える建築物に係る契約の内容】

第22条の3の3 延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

関連【書面の交付】法24条の8⇒458

- 一 設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類
- 二 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法
- 三 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨
- 四 報酬の額及び支払の時期
- 五 契約の解除に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

□省令【延べ面積が300㎡を超える建築物の契約の内容】

規則17条の38⇒481

- 2 延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容で前項各号に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 3 建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分の新築とみなして前2項の規定を適用する。
- 4 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、第1項又は第2項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべ

第22条の3の4 ●建築士法

き事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、当該書面を交付したものとみなす。

- 5 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が、第1項の規定により書面を相互に交付した場合（前項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。）には、第24条の8第1項の規定は、適用しない。

【適正な委託代金】

第22条の3の4 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、第25条に規定する報酬の基準に準拠した委託代金で設計受託契約又は工事監理受託契約を締結するよう努めなければならない。

第5章 建築士会及び建築士会連合会

第22条の4 その名称中に建築士会という文字を用いる一般社団法人（次項に規定するものを除く。）は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、建築士を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

- 2 その名称中に建築士会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、前項に規定する一般社団法人（以下この条において「建築士会」という。）を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。
- 3 前2項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。
- 4 建築士会及び第2項に規定する一般社団法人（以下この条において「建築士会連合会」という。）は、成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、建築士会にあってはその主た

る事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、建築士会連合会にあっては国土交通大臣に届け出なければならない。

- 5 建築士会及び建築士会連合会は、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならない。
- 6 国土交通大臣は建築士会連合会に対して、建築士会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は当該建築士会に対して、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

第6章 建築士事務所

【登録】

第23条 一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理（木造建築士又は木造建築士を使用する者（木造建築士のほかに、一級建築士又は二級建築士を使用する者を除く。）にあっては、木造の建築物に関する業務に限る。以下「設計等」という。）を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。

関連【その他の業務】法21条⇒452

関連【無登録業務の停止】法23条の10⇒456

- 2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年とする。
- 3 第1項の登録の有効期間の満了後、引き続き、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行おうとする者は、その建築士事務所について更新の登録を受けなければならない。

関連【更新の登録の申請】規則18条⇒482

【登録の申請】

第23条の2 前条第1項又は第3項の規定により建築士事務所について登録を受けようとする者

(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書をその建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 建築士事務所の名称及び所在地
- 二 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
- 三 登録申請者が個人である場合はその氏名、法人である場合はその名称及び役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。）の氏名
- 四 第24条第2項に規定する管理建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別
- 五 建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別
- 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

◻省令⇒未制定

【登録の実施】

第23条の3 都道府県知事は、前条の規定による登録の申請があった場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条各号に掲げる事項及び登録年月日、登録番号その他国土交通省令で定める事項を一級建築士事務所登録簿、二級建築士事務所登録簿又は木造建築士事務所登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

◻省令【登録事項】規則20条の2⇒482

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

【登録の拒否】

第23条の4 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 第7条第二号から第四号までのいずれかに該当する者

関連【絶対的欠格事由】法7条⇒440

三 第26条第1項又は第2項の規定により建築

士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消の日から起算して5年を経過しないもの）

四 第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第九号において「暴力団員等」という。）

六 心身の故障により建築士事務所の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

八 法人でその役員のうち第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十 建築士事務所について第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者

関連【建築士事務所の管理】法24条⇒456

2 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を拒否することができる。

- 一 第8条第一号又は第二号のいずれかに該当する者
- 二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前号に該当するもの
- 三 法人でその役員のうち第一号に該当する者のあるもの

3 都道府県知事は、前2項の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく、その理由を

第23条の5 ●建築士法

記載した文書をもって、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

【変更の届出】

第23条の5 第23条の3第1項の規定により建築士事務所について登録を受けた者（以下「**建築士事務所の開設者**」という。）は、第23条の2**第一号、第三号、第四号**又は**第六号**に掲げる事項について**変更**があったときは、**2週間以内**に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

2 建築士事務所の開設者は、第23条の2**第五号**に掲げる事項について**変更**があったときは、**3月以内**に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

3 第23条の3第1項及び前条の規定は、前2項の規定による変更の届出があった場合に準用する。

【設計等の業務に関する報告書】

第23条の6 建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、**事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内**に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該事業年度における当該建築士事務所の**業務の実績の概要**
- 二 当該建築士事務所に属する**建築士の氏名**
- 三 前号の建築士の当該事業年度における**業務の実績**（当該建築士事務所におけるものに限る。）
- 四 前3号に掲げるもののほか、国土交通**省令**で定める事項

■省令【設計等の業務に関する報告書】規則20条の3⇒483

【廃業等の届出】

第23条の7 建築士事務所の開設者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日（第二号の場合にあっては、その事実を知った日）から**30日以内**に、その旨を当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 その登録に係る**建築士事務所の業務を廃止**したとき 建築士事務所の開設者であった者
- 二 死亡したとき その相続人
- 三 破産手続開始の決定があったとき その破

産管財人

四 法人が合併により解散したとき その法人を代表する役員であった者

五 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したとき その清算人

【登録の抹消】

第23条の8 都道府県知事は、**次の各号のいずれかに該当する場合においては、登録簿につき、当該建築士事務所に係る登録を抹消**しなければならない。

- 一 前条の規定による届出があったとき。
 - 二 第23条第1項の**登録の有効期間の満了の際更新の登録の申請がなかったとき**。
 - 三 第26条第1項又は第2項の規定により**登録を取り消したとき**。
- 2** 第23条の3第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

【登録簿等の閲覧】

第23条の9 都道府県知事は、次に掲げる書類を一般の閲覧に供しなければならない。

- 一 登録簿
- 二 第23条の6の規定により提出された設計等の業務に関する報告書
- 三 その他建築士事務所に関する書類で国土交通省令で定めるもの

【無登録業務の禁止】

第23条の10 建築士は、第23条の3第1項の規定による**登録を受け**ないで、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を**業として行**ってはならない。

2 **何人も、第23条の3第1項の規定による登録を受け**ないで、**建築士を使用して、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行**ってはならない。

【建築士事務所の管理】

第24条 建築士事務所の開設者は、**一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとに、それぞれ当該一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を管理する専任の一級建築士、二級建築士又は木造建築士を置**かななければならない。

2 前項の規定により置かれる**建築士事務所を管理する建築士**（以下「**管理建築士**」という。）は、**建築士として3年以上の設計**その他の国土交通**省令**で定める業務に従事した後、第26条の5

第1項の規定及び同条第2項において準用する第10条の23から第10条の25までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下この章において「登録講習機関」という。）が行う別表第3講習の欄に掲げる講習の課程を修了した建築士でなければならない。

▼省令【管理建築士の業務要件】規則20条の4⇒483

3 管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る次に掲げる技術的事項を総括するものとする。

- 一 受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定
- 二 受託しようとする業務を担当させる建築士その他の技術者の選定及び配置
- 三 他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成
- 四 建築士事務所に属する建築士その他の技術者の監督及びその業務遂行の適正の確保

4 管理建築士は、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、前項各号に掲げる技術的事項に関し、その建築士事務所の業務が円滑かつ適切に行われるよう必要な意見を述べるものとする。

5 建築士事務所の開設者は、前項の規定による管理建築士の意見を尊重しなければならない。

【名義貸しの禁止】

第24条の2 建築士事務所の開設者は、自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませてはならない。

【再委託の制限】

第24条の3 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはならない。

2 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理（いずれも延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係るものに限る。）の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。

関連 建設業法22条3項⇒496

【帳簿の備付け等及び図書の保存】

第24条の4 建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、その建築士事務所業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しな

ければならない。

▼省令【帳簿の備付け等及び図書の保存】

規則21条1項～3項⇒483

2 前項に定めるもののほか、建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、その建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

▼省令【帳簿の備付け等及び図書の保存】

規則21条4項、5項⇒483

【標識の揭示】

第24条の5 建築士事務所の開設者は、その建築士事務所において、公衆の見やすい場所に国土交通省令で定める標識を掲げなければならない。

▼省令【標識の書式】規則22条⇒484

【書類の閲覧】

第24条の6 建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

- 一 当該建築士事務所の業務の実績を記載した書類
- 二 当該建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類
- 三 設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容を記載した書類
- 四 その他建築士事務所の業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めるもの

▼省令【書類の閲覧】規則22条の2⇒484

【重要事項の説明等】

第24条の7 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士（次項及び第3項において「管理建築士等」という。）をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

- 一 設計受託契約にあっては、作成する設計図書の種類

第24条の8 ●建築士法

二 工事監理受託契約にあっては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

三 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨

四 報酬の額及び支払の時期

五 契約の解除に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

●省令【重要事項説明】規則22条の2の2⇒485

2 管理建築士等は、前項の説明をするときは、当該建築主に対し、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書を提示しなければならない。

関連【建築士免許証等の提示】法19条の2⇒451

3 管理建築士等は、第1項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該管理建築士等は、当該書面を交付したものとみなす。

【書面の交付】

第24条の8 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。

関連法22条の3の3第5項⇒454

- 一 第22条の3の3第1項各号に掲げる事項
- 二 前号に掲げるもののほか、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する事項で国土交通省令で定めるもの

●省令【書面の交付】規則22条の3⇒486

2 建築士事務所の開設者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国

土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建築士事務所開設者は、当該書面を交付したものとみなす。

【保険契約の締結等】

第24条の9 建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

【業務の報酬】

第25条 国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定めることができる。

【監督処分】

第26条 都道府県知事は、建築士事務所の開設者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該建築士事務所の登録を取り消さなければならない。

関連【登録の抹消】法23条の8⇒456

- 一 虚偽又は不正の事実に基づいて第23条の3第1項の規定による登録を受けたとき。
- 二 第23条の4第1項第一号、第二号、第五号、第六号、第七号（同号に規定する未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が同項第四号に該当するものに係る部分を除く。）、第八号（法人でその役員のうち同項第四号に該当する者のあるものに係る部分を除く。）、第九号又は第十号のいずれかに該当するに至ったとき。

関連【登録の拒否】法23条の4⇒455

三 第23条の7の規定による届出がなくて同条各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実が判明したとき。

2 都道府県知事は、建築士事務所につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合においては、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

関連【登録の抹消】法23条の8⇒456

- 一 建築士事務所の開設者が第22条の3の3第1項から第4項まで又は第24条の2から第24条の8までの規定のいずれかに違反したとき。

- 二 建築士事務所の開設者が第 23 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 建築士事務所の開設者が第 23 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 管理建築士が第 10 条第 1 項の規定による処分を受けたとき。
- 五 建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として、第 10 条第 1 項の規定による処分を受けたとき。
- 六 管理建築士である二級建築士又は木造建築士が、第 3 条第 1 項若しくは第 3 条の 2 第 1 項の規定又は同条第 3 項の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。
- 七 建築士事務所に属する二級建築士又は木造建築士が、その属する建築士事務所の業務として、第 3 条第 1 項若しくは第 3 条の 2 第 1 項の規定又は同条第 3 項の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。
- 八 建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業務として、第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 3 条の 3 第 1 項の規定又は第 3 条の 2 第 3 項（第 3 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。
- 九 建築士事務所の開設者又は管理建築士がこの法律の規定に基づく都道府県知事の処分違反したとき。
- 十 前各号に掲げるもののほか、建築士事務所の開設者がその建築士事務所の業務に関し不正な行為をしたとき。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により建築士事務所の閉鎖を命じようとするときは、行政手続法第 13 条第 1 項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第 10 条第 3 項、第 4 項及び第 6 項の規定は都道府県知事が第 1 項若しくは第 2 項の規定により建築士事務所の登録を取り消し、又は同項の規定により建築士事務所の閉鎖を命ずる場合に

ついて、同条第 5 項の規定は都道府県知事が第 1 項又は第 2 項の規定による処分をした場合について、それぞれ準用する。

【報告及び検査】

第 26 条の 2 都道府県知事は、第 10 条の 2 第 2 項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、建築士事務所の開設者若しくは管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させることができる。

2 第 10 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

【指定事務所登録機関の指定】

第 26 条の 3 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定事務所登録機関」という。）に、建築士事務所の登録の実施に関する事務並びに登録簿及び第 23 条の 9 第三号に掲げる書類（国土交通省令で定める書類に限る。）を一般の閲覧に供する事務（以下「事務所登録等事務」という。）を行わせることができる。

2 指定事務所登録機関の指定は、事務所登録等事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第 10 条の 5 から第 10 条の 18 までの規定は、指定事務所登録機関について準用する。この場合において、これらの規定（第 10 条の 5 第 1 項第一号を除く。）中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「事務所登録等事務」と、第 10 条の 5 第 1 項中「他に」とあるのは「当該都道府県の区域において他に」と、同条中「前条第 2 項」とあるのは「第 26 条の 3 第 2 項」と、同項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「事務所登録等事務（第 26 条の 3 第 1 項に規定する事務所登録等事務をいう。以下同じ。）の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「事務所登録等事務」と読み替えるものとする。

【指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用等】

第 26 条の 4 指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における第 23 条第 1 項、第 23 条の 2 から第 23 条の 4 まで、第 23 条の 5 第 1 項及び第 2 項、第 23 条の 7、第 23 条の 8 第 1 項並びに第 23 条の 9 の規定の適用については、

第26条の5 ●建築士法

これらの規定（第23条第1項、第23条の2及び第23条の9を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第23条第1項中「都道府県知事」とあるのは「指定事務所登録機関（第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）」と、第23条の2中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事の第26条の3第1項の指定を受けた者」と、第23条の8第1項第三号中「登録」とあるのは「都道府県知事が登録」と、第23条の9中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（登録簿及び第26条の3第1項の国土交通省令で定める書類を除く。）」とする。

- 2 都道府県は、地方自治法第227条の規定に基づき建築士事務所の登録に係る手数料を徴収する場合においては、前条の規定により指定事務所登録機関が行う建築士事務所の登録を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定事務所登録機関に納めさせ、その収入とすることができる。

【管理建築士講習の講習機関の登録】

第26条の5 第24条第2項の登録（次項において単に「登録」という。）は、同条第2項の講習の実施に関する事務を行おうとする者の申請により行う。

- 2 第10条の23、第10条の24、第10条の25第1項及び第10条の26の規定は登録に、第10条の25第2項及び第3項並びに第10条の27から第10条の38までの規定は登録講習機関について準用する。この場合において、第10条の23第五号中「講習事務」とあるのは「第24条第2項の講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）」と、第10条の24第1項第一号中「別表第1の各項の講習の欄」とあるのは「別表第3講習の欄」と、同条第2項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（登録の区分に関する事項を除く。）」と読み替えるものとする。

【国土交通省令への委任】

第27条 この章に規定するもののほか、建築士事務所の登録、第24条第2項の登録及び講習並びに登録講習機関に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

第7章 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会

【建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会】

第27条の2 その名称中に建築士事務所協会という文字を用いる一般社団法人（次項に規定するものを除く。）は、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主（以下単に「建築主」という。）の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所の開設者を社員（以下この章において「協会会員」という。）とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

- 2 その名称中に建築士事務所協会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所協会を社員（第6項において「連合会会員」という。）とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

3 第1項に規定する一般社団法人（以下「建築士事務所協会」という。）及び前項に規定する一般社団法人（以下「建築士事務所協会連合会」という。）は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 建築士事務所の業務に関し、設計等の業務に係る契約の内容の適正化その他建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告その他の業務
- 二 建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決
- 三 建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修
- 四 前3号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な業務

4 第1項及び第2項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

5 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、建築士事務所協会にあってはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、建築士事務所協会連合会にあっては国土交

通大臣に届け出なければならない。

- 6 建築士事務所協会は協会会員の名簿を、建築士事務所協会連合会は連合会会員の名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならない。
- 7 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、建築士事務所の業務の適正化を図るための建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に対する設計等の業務に関する研修を実施しなければならない。
- 8 国土交通大臣は建築士事務所協会連合会に対して、建築士事務所協会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は当該建築士事務所協会に対して、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を図るため、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

【加入】

第 27 条の 3 建築士事務所協会は、建築士事務所の開設者が建築士事務所協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

【名称の使用の制限】

- 第 27 条の 4 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会でない者は、その名称中に建築士事務所協会又は建築士事務所協会連合会という文字を用いてはならない。
- 2 協会会員でない者は、その名称中に建築士事務所協会会員という文字を用いてはならない。

【苦情の解決】

- 第 27 条の 5 建築士事務所協会は、建築主その他の関係者から建築士事務所の業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該建築士事務所の開設者に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。
- 2 建築士事務所協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該建築士事務所の開設者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 協会会員は、建築士事務所協会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない

のに、これを拒んではならない。

第 8 章 建築士審査会

【建築士審査会】

第 28 条 一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験に関する事務（中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関が行う事務を除く。）をつかさどらせるとともに、この法律によりその権限に属させられた事項を処理させるため、国土交通省に中央建築士審査会を、都道府県に都道府県建築士審査会を置く。

【建築士審査会の組織】

- 第 29 条 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、委員をもって組織し、中央建築士審査会の委員の定数は、10 人以内とする。
- 2 中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関が一級建築士試験事務又は二級建築士等試験事務を行う場合を除き、試験の問題の作成及び採点を行わせるため、一級建築士試験にあっては中央建築士審査会に、二級建築士試験又は木造建築士試験にあっては都道府県建築士審査会に、それぞれ試験委員を置く。
- 3 委員及び前項の試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会にあっては国土交通大臣が、都道府県建築士審査会にあっては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は同項の試験委員の半数を超えてはならない。

【委員の任期】

- 第 30 条 委員の任期は、2 年（都道府県建築士審査会の委員にあっては、その任期を 2 年を超え 3 年以下の期間で都道府県が条例で定めるときは、当該条例で定める期間）とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の委員は、再任されることができる。
- 3 前条第 2 項の試験委員は、その者の任命に係る試験の問題の作成及び採点が終了したときは、解任されるものとする。

【会長】

第 31 条 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会にそれぞれ会長を置き、委員の互選によ

第32条 ●建築士法

て定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故のあるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

【不正行為の禁止】

第32条 委員又は第29条第2項の試験委員は、その事務の施行に当たって、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

【政令への委任】

第33条 この章に規定するもののほか、中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会に関して必要な事項は、政令で定める。

☑政令【審査会の議事等】令9条～13条→467

第9章 雑則

【名称の使用禁止】

第34条 建築士でない者は、建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

- 2 二級建築士は、一級建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
- 3 木造建築士は、一級建築士若しくは二級建築士又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。

【権限の委任】

第35条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

【経過措置】

第36条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第10章 罰則

第37条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**に処する。

- 一 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けずに、それぞれその業務を行う目

的で一級建築士、二級建築士又は木造建築士の名称を用いたとき

二 虚偽又は不正の事実に基づいて一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けたとき

三 **第3条第1項**（同条第2項の規定により適用される場合を含む。）、第3条の2第1項（同条第2項において準用する第3条第2項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第3条の3第1項（同条第2項において準用する第3条第2項の規定により適用される場合を含む。）の規定又は第3条の2第3項（第3条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反して、**建築物の設計又は工事監理をしたとき**

四 第10条第1項の規定による業務停止命令に違反したとき

五 第10条の36第2項（第22条の3第2項及び第26条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定による講習事務（第10条の22に規定する講習事務、第22条の3第2項において読み替えて準用する第10条の23第五号に規定する講習事務及び第26条の5第2項において読み替えて準用する第10条の23第五号に規定する講習事務をいう。第40条第八号において同じ。）の停止の命令に違反したとき

六 第20条第2項の規定に違反して、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合でないのに、同項の証明書を交付したとき

七 第21条の2の規定に違反したとき

八 虚偽又は不正の事実に基づいて第23条の3第1項の規定による登録を受けたとき

九 **第23条の10第1項又は第2項の規定に違反したとき**

十 第24条第1項の規定に違反したとき

十一 **第24条の2の規定に違反して、他人に建築士事務所の業務を営ませたとき**

十二 第26条第2項の規定による建築士事務所の閉鎖命令に違反したとき

十三 第32条の規定に違反して、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をしたとき

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、1

年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条の 8 第 1 項（第 10 条の 20 第 3 項、第 15 条の 5 第 1 項、第 15 条の 6 第 3 項及び第 26 条の 3 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第 15 条の 4（第 15 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、不正の採点をした者

第 39 条 第 10 条の 16 第 2 項（第 10 条の 20 第 3 項、第 15 条の 5 第 1 項、第 15 条の 6 第 3 項及び第 26 条の 3 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一級建築士登録等事務、二級建築士等登録事務、一級建築士試験事務、二級建築士等試験事務又は事務所登録等事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした中央指定登録機関、都道府県指定登録機関、中央指定試験機関、都道府県指定試験機関又は指定事務所登録機関の役員又は職員（第 41 条において「中央指定登録機関等の役員等」という。）は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 40 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、**30 万円以下の罰金**に処する。

- 一 第 10 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- 二 第 10 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき
- 三 第 10 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき
- 四 第 10 条の 31（第 22 条の 3 第 2 項及び第 26 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき
- 五 第 10 条の 34 第 1 項（第 22 条の 3 第 2 項及び第 26 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- 六 第 10 条の 34 第 1 項の規定による検査を拒み、

妨げ、又は忌避したとき

- 七 第 10 条の 34 第 1 項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき
- 八 第 10 条の 35 第 1 項（第 22 条の 3 第 2 項及び第 26 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで講習事務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき
- 九 第 23 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- 十 第 23 条の 6 の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして設計等の業務に関する報告書を提出したとき
- 十一 第 24 条の 4 第 1 項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき
- 十二 第 24 条の 4 第 2 項の規定に違反して、図書を保存しなかったとき
- 十三 第 24 条の 5 の規定に違反して、標識を掲げなかったとき
- 十四 第 24 条の 6 の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは設計等を委託しようとする者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは設計等を委託しようとする者に閲覧させたとき
- 十五 第 24 条の 8 第 1 項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付したとき
- 十六 第 26 条の 2 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- 十七 第 27 条の 4 第 2 項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会会員という文字を用いたとき
- 十八 第 34 条の規定に違反したとき（第 39 条第一号に該当する場合を除く。）。

第 41 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした中央指定登録機関等の役員等は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条の 11（第 10 条の 20 第 3 項、第 15

第42条、別表第1 ●建築士法

条の5第1項、第15条の6第3項及び第26条の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第10条の13第1項(第10条の20第3項、第15条の5第1項、第15条の6第3項及び第26条の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第10条の13第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 第10条の13第1項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき。

五 第10条の15第1項(第10条の20第3項、第15条の5第1項、第15条の6第3項及び第26条の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の許可を受けないで一級建築士登録等事務、二級建築士等登録事務、一級建築士試験事務、二級建築士等試験事務又は事務所登録等事務の全部を廃止したとき。

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第37条(第十三号を除く。)又は第40条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

一 第5条第4項(第10条の19第1項及び第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第8条の2(第三号を除く。)、第10条の3第5項(第10条の19第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第23条の7(第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は第24条の7第2項の規定に違反した者

二 第10条の27第2項(第22条の3第2項及び第26条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚

偽の届出をした者

三 第10条の30第1項(第22条の3第2項及び第26条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第10条の30第2項各号(第22条の3第2項及び第26条の5第2項において準用する場合を含む。)の請求を拒んだ者

四 第27条の4第1項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会又は建築士事務所協会連合会という文字を用いた者

別表第1 (第10条の3、第10条の22、第10条の24関係)

	講 習	科 目	講 師
(1)	構造設計 一級建築士 講習	イ 構造関係 規定に関する 科目	(1) 学校教育法による大学(以下「大学」という。)において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
		ロ 建築物の 構造に関する 科目	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
(2)	設備設計 一級建築士 講習	イ 設備関係 規定に関する 科目	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
		ロ 建築設備 に関する科 目	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

別表第2 (第22条の2、第22条の3関係)

講習	科目	講師
(1) 一級建築士定期講習	イ 建築物の建築に関する法令に関する科目	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
	ロ 設計及び工事監理に関する科目	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
(2) 二級建築士定期講習	イ 建築物の建築に関する法令に関する科目	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
	ロ 建築物(第3条に規定する建築物を除く。)の設計及び工事監理に関する科目	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
(3) 木造建築士定期講習	イ 木造の建築物の建築に関する法令に関する科目	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
	ロ 木造の建築物(第3条及び第3条の2に規定する建築物を除く。)の設計及び工事監理に関する科目	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
(4) 構造設計一級建築士定期講習	イ 構造関係規定に関する科目	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
	ロ 構造設計に関する科目	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者

(5) 設備設計一級建築士定期講習	イ 設備関係規定に関する科目	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 (1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
	ロ 設備設計に関する科目	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

別表第3 (第24条、第26条の5関係)

講習	科目	講師
管理建築士講習	イ この法律その他関係法令に関する科目	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
	ロ 建築物の品質確保に関する科目	(1) 管理建築士として3年以上の実務の経験を有する管理建築士 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

建築士法施行規則

昭和25年10月31日建設省令第38号

最終改正：令和4年2月28日国土交通省令第7号

第1章 総則

【構造設計図書及び設備設計図書】

10 第1条 建築士法（以下「法」という。）第2条第7項の国土交通省令で定める建築物の構造に関する設計図書は、次に掲げる図書（建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10第1項の規定により、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の11第一号で定める一連の規定に適合するものであることの認定を受けた型式による建築物の部分有する建築物に係るものを除く。）とする。

- 15 一 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表2の第(1)項の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ同表の第(1)項の(ロ)欄に掲げる図書及び同条第4項の表1の各項の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じそれぞれ当該各項の(ロ)欄に掲げる図書（いずれも構造関係規定に係るものに限る。）
- 20 二 建築基準法第20条第1項第一号の認定に係る構造方法を用いる建築物にあっては、建築基準法施行規則第10条の5の21第1項各号に掲げる図書
- 25 三 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表3の各項の(イ)欄に掲げる建築物にあっては、その区分に応じそれぞれ当該各項の(ロ)欄に掲げる構造計算書
- 30 四 建築基準法施行令第81条第2項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性を確かめた建築物にあっては、建築基準法施行規則第1条の3第1項の表3の各項の(ロ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの
- 35 2 法第2条第7項に規定する国土交通省令で定める建築設備に関する設計図書は、建築基準法施行規則第1条の3第4項の表1の各項の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じそれぞれ当該各項の(ロ)欄に掲げる図書（設備関係規定が適用され

る建築設備に係るものに限る。）とする。

第1章の2 免許

【実務の経験の内容】

5 第1条の2 法第4条第2項第一号及び第四号の国土交通省令で定める建築に関する実務は、次に掲げるものとする。

- 10 一 建築物の設計（法第21条に規定する設計をいう。第20条の4第1項第一号において同じ。）に関する実務
- 15 二 建築物の工事監理に関する実務
- 20 三 建築工事の指導監督に関する実務
- 25 四 建築士事務所の業務として行う建築物に関する調査又は評価に関する実務
- 30 五 次に掲げる工事の施工の技術上の管理に関する実務
 - イ 建築一式工事（建設業法（昭和24年法律第百号）別表第1に掲げる建築一式工事をいう。）
 - ロ 大工工事（建設業法別表第1に掲げる大工工事をいう。）
 - ハ 建築設備（建築基準法第2条第三号に規定する建築設備をいう。）の設置工事
- 35 六 建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する実務
- 40 七 前各号の実務に準ずるものとして国土交通大臣が定める実務
- 45 2 第1項各号に掲げる実務の経験には、単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。
- 3 第1項各号に掲げる実務に従事したそれぞれの期間は通算することができる。

【心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない者】

5 第1条の3 法第8条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

【治療等の考慮】

5 第1条の4 国土交通大臣又は都道府県知事は、一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を申請した者が前条に規定する者に該当す

ると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

【免許の申請】

第1条の5 法第4条第1項の規定により一級建築士の免許を受けようとする者は、第1号書式による免許申請書に、次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第15条第1項の規定により同項第一号に掲げる書類を国土交通大臣に提出した場合又は同条第2項の規定により当該書類を中央指定試験機関に提出した場合で、当該書類に記載された内容と第一号書式による免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第三号に掲げる書類を添えることを要しない。

- 一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類
- 二 国土交通大臣又は中央指定試験機関が交付した一級建築士試験に合格したことを証する書類
- 三 次のイからニまでのいずれかに掲げる書類
 - イ 法第4条第2項第一号、第二号又は第三号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書
 - ロ 法第4条第2項第四号に該当する者にあつては、二級建築士であった期間を証する都道府県知事の証明書
 - ハ 国土交通大臣が別に定める法第4条第2項第五号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類
 - ニ 法第4条第2項第五号に該当する者のうち、ハに掲げる者以外の者にあつては、法第4条第2項第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類
- 四 第一号の二書式による実務の経験を記載した書類（以下この号において「実務経歴書」という。）及び第一号の三書式による使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類

- 2 法第4条第5項の規定により一級建築士の免許を受けようとする者は、第一号書式による免許申請書に、前項第一号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
- 3 前2項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ4.5cm、横の長さ3.5cmの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「一級建築士免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。

【免許】

- 第2条** 国土交通大臣は、前条の規定による申請があつた場合においては、免許申請書の記載事項を審査し、申請者が一級建築士となる資格を有すると認めたときは、法第5条第1項の一級建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録し、かつ、申請者に第二号書式による一級建築士免許証を交付する。
- 2 国土交通大臣は、前項の場合において、申請者が一級建築士となる資格を有しないと認めたときは、理由を付し、免許申請書を申請者に返却する。

【登録事項】

- 第3条** 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。
- 一 登録番号及び登録年月日
 - 二 氏名、生年月日及び性別
 - 三 一級建築士試験合格の年月及び合格証書番号（外国の建築士免許を受けた者にあつては、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日）
 - 四 法第10条第1項の規定による戒告、業務停止又は免許の取消しの処分及びこれらの処分を受けた年月日
 - 五 法第10条の3第1項第一号若しくは同条第2項第一号又は法第24条第2項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号
 - 六 法第22条の2に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号
 - 七 第9条の3第3項の規定により構造設計一級建築士証若しくは設備設計一級建築士証の交

【定期講習】法22条の2⇒452

第4条 ●建築士法施行規則

付を受けた者にあつては、当該建築士証の番号及び当該建築士証の交付を受けた年月日

- 八 構造設計一級建築士証若しくは設備設計一級建築士証の返納を行った者にあつては、当該建築士証の返納を行った年月日

【登録事項の変更】

第4条 一級建築士は、前条第二号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の届出があつた場合においては、名簿を訂正する。

関連 [構造設計一級建築士証の書換え交付]

規則9条の4 471

【免許証の書換え交付】

第4条の2 一級建築士は、前条第1項の規定による届出をする場合において、一級建築士免許証（以下「免許証」という。）又は一級建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

- 2 前項及び法第5条第3項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、一級建築士免許証用写真を貼付した免許証書換え交付申請書に免許証又は免許証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 3 国土交通大臣は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

【免許証の再交付】

第5条 一級建築士は、免許証又は免許証明書を汚損し又は失つた場合においては、遅滞なく、一級建築士免許証用写真を貼付した免許証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあつてはその免許証又は免許証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請者に免許証を再交付する。

- 3 一級建築士は、第1項の規定により免許証の再交付を申請した後、失つた免許証又は免許証明書を発見した場合においては、発見した日から10日以内に、これを国土交通大臣に返納しなければならない。

【心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない場合】

第5条の2 法第8条の2第三号の国土交通省令で定める場合は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつた場合とする。

【免許の取消しの申請及び免許証等の返納】

第6条 一級建築士は、法第8条の2（第二号に該当する場合に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、免許証又は免許証明書書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 一級建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第8条の2（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 3 一級建築士は、法第9条第1項第一号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書に、免許証又は免許証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 4 一級建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 5 一級建築士が法第9条第1項（第一号及び第二号を除き、第三号にあつては法第8条の2第二号に掲げる場合に該当する場合に限る。）若しくは第2項又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、当該一級建築士（法第9条第2項の規定により免許を取り消された場合においては、当該一級建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族）は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証又は免許証明書を国土交通大臣に返納しなければならない。

【免許の取消しの公告】

第6条の2 法第9条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報又はウェブサイトへの掲載その他の適

切な方法で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

- 一 免許の取消しをした年月日
- 二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
- 三 免許の取消しの理由

【処分の公告】

第6条の3 法第10条第5項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

- 一 処分をした年月日
- 二 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
- 三 処分の内容
- 四 処分の原因となった事実

【登録の抹消】

第7条 国土交通大臣は、免許を取り消した場合又は第6条第4項の届出があつた場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を抹消した名簿を、抹消した日から5年間保存する。

【住所等の届出】

第8条 法第5条の2第1項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍、住所、氏名、生年月日及び性別
- 三 建築に関する業務に従事する者にあつては、その業務の種別並びに勤務先の名称（建築士事務所にあつては、その名称及び開設者の氏名）及び所在地

2 法第5条の2第1項の規定による届出は、一級建築士にあつては、第3号書式によらなければならない。

【免許証等の領置】

第9条 国土交通大臣は、法第10条第1項の規定により一級建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該一級建築士に対して、免許証又は免許証明書の提出を求め、かつ、処分期間満

了までこれを領置することができる。

【一級建築士名簿の閲覧】

第9条の2 国土交通大臣は、法第6条第2項の規定により一級建築士名簿を一般の閲覧に供するため、閲覧規則を定めてこれを告示しなければならない。

【構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証】

第9条の3 法第10条の3第1項又は同条第2項の規定により、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を申請しようとする者は、第3号の2書式による交付申請書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 法第10条の3第1項第一号又は同条第2項第一号に該当する者にあつては、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成20年国土交通省令第37号）第28条第十二号に規定する修了証
- 二 法第10条の3第1項第二号又は同条第2項第二号に該当する者にあつては、同条第1項第一号又は同条第2項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

2 前項の交付申請書には、一級建築士免許証用写真を貼付しなければならない。

3 国土交通大臣は、第1項の規定による申請があつた場合においては、交付申請書の記載事項を審査し、申請者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士となる資格を有すると認めたときは、申請者に第3号の3書式による構造設計一級建築士証又は第3号の4書式による設備設計一級建築士証を交付する。

☑第3号の3書式・第3号の4書式⇒488

4 国土交通大臣は、前項の審査の結果、申請者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士となる資格を有しないと認めたときは、理由を付し、交付申請書を申請者に返却する。

【構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付】

第9条の4 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、第4条第1項の規定による届出をする場合において、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証に記載された事項に変更があつたときは、当該構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請しな

第17条の35 ●建築士法施行規則

- 二 第17条の24の規定による届出があったとき。
- 三 第17条の26の規定による届出があったとき。
- 四 第17条の30の規定により第17条の18第一号イ又はロの登録を取り消し、又は登録試験事務の停止を命じたとき。
- 五 第17条の32の規定により登録試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた登録試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

【登録】

第17条の35 建築設備士として業務を行う者は、建築設備士を対象とする登録であって、建築設備士の資格を有することを証明するものとして国土交通大臣が指定するものを受けることができる。

2 前項の規定による登録の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する登録について行う。

- 一 職員、登録の実施の方法その他の事項についての登録の実施に関する計画が登録の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の登録の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 登録以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって登録が不公正になるおそれがないこと。

3 第1項の規定による指定を受けた登録を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに登録の名称は、次のとおりとする。

登録を実施する者		登録の名称
名称	主たる事務所の所在地	建築設備士登録
一般社団法人建築設備技術者協会	東京都港区新橋六丁目9番6号	

第2章の4 定期講習

【定期講習の受講期間】

第17条の36 法第22条の2の国土交通省令で定める期間は、法第22条の2各号に掲げる建築士が同条各号に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日か

ら起算して3年とする。

第17条の37 次の表の左欄に掲げる講習について、同表の中欄に掲げる一級建築士は、前条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に定めるところにより講習を受けなければならない。

1 一級建築士定期講習	イ 一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内に建築士事務所に所属した一級建築士であって、一級建築士定期講習を受けたことがない者	当該建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内
	ロ 一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した一級建築士であって、一級建築士定期講習を受けたことがない者	遅滞なく
	ハ 一級建築士であって、建築士事務所に所属しなくなった後、当該者が受けた一級建築士定期講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した者	遅滞なく
2 構造設計一級建築士定期講習	法第10条の3第1項の構造設計一級建築士証の交付を受けた者であって、構造設計一級建築士定期講習を受けたことがない者	法第10条の3第1項第一号に規定する講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内
3 設備設計一級建築士定期講習	法第10条の3第2項の設備設計一級建築士証の交付を受けた者であって、設備設計一級建築士定期講習を受けたことがない者	法第10条の3第2項第一号に規定する講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内

2 前項の規定（表第2号及び第3号を除く。）は、二級建築士について準用する。この場合において、同項中「一級建築士」とあるのは「二級建築士」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定（表第2号及び第3号を除く。）は、

木造建築士について準用する。この場合において、同項中「一級建築士」とあるのは「木造建築士」と読み替えるものとする。

- 4 法第22条の2の規定により同条第二号又は第三号に掲げる講習を受けなければならない建築士であって、同条第一号に掲げる講習を受けた者は、同条第二号又は第三号に掲げる講習を受けたものとみなす。
- 5 法第22条の2の規定により同条第三号に掲げる講習を受けなければならない建築士（第4項に掲げる者を除く。）であって、同条第二号に掲げる講習を受けた者は、同条第三号に掲げる講習を受けたものとみなす。

第2章の5 設計受託契約等

【延べ面積が300㎡を超える建築物に係る契約の内容】

第17条の38 法第22条の3の3第1項第六号に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
- 二 建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）
- 三 設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要
- 四 業務に従事することとなる建築士の登録番号
- 五 業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名
- 六 設計又は工事監理の一部を委託する場合にあっては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地

関連【重要事項説明】規則22条の2の2 ⇒ 485

- 七 設計又は工事監理の実施の期間
- 八 第三号から第六号までに掲げるもののほか、設計又は工事監理の種類、内容及び方法

【延べ面積が300㎡を超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法】

第17条の39 法第22条の3の3第4項の国土交

通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法

- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 契約の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

三 前項第一号ロに掲げる措置にあっては、書面に記載すべき事項を設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該書面に記載すべき事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

3 第1項第一号の「電子情報処理組織」とは、設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機と、契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

【延べ面積が300㎡を超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る電磁的方法の種類及び方法】

第17条の40 令第8条第1項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事

第17条の41 ●建築士法施行規則

項とする。

- 一 前条第1項各号に規定する方法のうち設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が使用するもの

- 二 ファイルへの記録の方式

【延べ面積が300㎡を超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得】

第17条の41 令第8条第1項において準用する令第7条第1項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

- イ 契約の相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に令第8条第1項において準用する令第7条第1項の承諾又は令第8条第1項において準用する令第7条第2項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- ロ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて契約の相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第1項第一号の「電子情報処理組織」とは、設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機と、契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第3章 建築士事務所

【更新の登録の申請】

第18条 法第23条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、有効期間満了の日前30日までに登録申請書を提出しなければならない。

【添付書類】

第19条 法第23条第1項又は第3項の規定により建築士事務所について登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、法第23条の2の登録申請書の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 建築士事務所が行った業務の概要を記載した書類
- 二 登録申請者(法人である場合には、その代表者をいう。以下この号において同じ。)及び建築士事務所を管理する建築士(以下「管理建築士」という。)の略歴を記載した書類(登録申請者が管理建築士を兼ねているときは、登録申請者の略歴を記載した書類とする。)
- 三 管理建築士が受講した法第24条第2項に規定する講習の修了証の写し
- 四 法第23条の4第1項各号及び第2項各号に関する登録申請者の誓約書
- 五 登録申請者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書

【登録申請書等の書式】

第20条 登録申請書及び前条の添付書類(同条第四号に掲げる書類を除く。)は、それぞれ第5号書式及び第6号書式によらなければならない。

【登録事項】

第20条の2 法第23条の3第1項に規定する国土交通省令で定める事項は、法第26条第1項又は第2項の規定による取消し、戒告又は閉鎖の処分(当該処分を受けた日から5年を経過したものを除く。)及びこれらを受けた年月日並びに建築士事務所に属する建築士の登録番号とする。

2 都道府県知事は、法第23条の3第1項の規定による登録をした後において、法第26条第2項の規定による戒告又は閉鎖の処分をしたときは、当該処分及びこれらを受けた年月日を法第

23条の3第1項に規定する登録簿（次項において単に「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- 3 指定事務所登録機関が法第26条の3第1項に規定する事務所登録等事務を行う場合において、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第21条に規定する通知を受けたときは、同条第三号に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。

【心身の故障により建築士事務所の業務を適正に行うことができない者】

第20条の2の2 法第23条の4第六号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

【設計等の業務に関する報告書】

第20条の3 法第23条の6第四号に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該建築士事務所に属する建築士の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、その者の登録番号及びその者が受けた法第22条の2第一号から第三号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日並びにその者が管理建築士である場合にあっては、その旨
- 二 当該建築士事務所に属する一級建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨、その者の構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号並びにその者が受けた法第22条の2第四号及び第五号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
- 三 当該事業年度において法第24条第4項の規定により意見が述べられたときは、当該意見の概要
- 2 法第23条の6に規定する設計等の業務に関する報告書は、第6号の2書式によるものとする。
- 3 法第23条の6各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同条に規定する設計等の業務に関する報告書への記載に代えることができる。
- 4 都道府県知事は、法第23条の6に規定する設計等の業務に関する報告書（前項の規定による

記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、その提出を受けた日から起算して5年間保存しなければならない。

【管理建築士の業務要件】

第20条の4 法第24条第2項の国土交通省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 建築物の設計に関する業務
- 二 建築物の工事監理に関する業務
- 三 建築工事契約に関する事務に関する業務
- 四 建築工事の指導監督に関する業務
- 五 建築物に関する調査又は鑑定に関する業務
- 六 建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理に関する業務
- 2 前項各号に掲げる業務に従事したそれぞれの期間は通算することができる。

【帳簿の備付け等及び図書の保存】

第21条 法第24条の4第1項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 契約の年月日
- 二 契約の相手方の氏名又は名称
- 三 業務の種類及びその概要
- 四 業務の終了の年月日
- 五 報酬の額
- 六 業務に従事した建築士及び建築設備士の氏名
- 七 業務の一部を委託した場合にあっては、当該委託に係る業務の概要並びに受託者の氏名又は名称及び住所
- 八 法第24条第4項の規定により意見が述べられたときは、当該意見の概要
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該建築士事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第24条の4第1項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 建築士事務所の開設者は、法第24条の4第1項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、当該閉鎖をした日の翌日から起算して15年間当該帳簿を保存しなければならない。
- 4 法第24条の4第2項に規定する建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものは、建築士事務所に属する建築士が建築士

第22条 ●建築士法施行規則

務所の業務として作成した図書（第三号ロにあっては、受領した図書）のうち次に掲げるものとする。

■ 設計図書のうち次に掲げるもの

イ 配置図、各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図

ロ 当該設計が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準法令の規定に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物の設計である場合にあっては、当該構造計算に係る図書

ハ 当該設計が建築基準法施行令第46条第4項又は同令第47条第1項の規定の適用を受ける建築物の設計である場合にあっては当該各項の規定に、同令第80条の2又は建築基準法施行規則第8条の3の規定の適用を受ける建築物の設計である場合にあっては当該各条の技術的基準のうち国土交通大臣が定めるものに、それぞれ適合することを確認できる図書（イ及びロに掲げるものを除く。）

■ 工事監理報告書

■ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第27条第1項に規定する小規模建築物の建築に係る設計を行った場合にあっては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める図書

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項の規定による評価及び説明を行った場合 同項に規定する書面

ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第2項の意思の表明があった場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第21条の4に規定する書面

5 建築士事務所の開設者は、法第24条の4第2項に規定する図書を作成した日から起算して15年間当該図書を保存しなければならない。

【標識の書式】

第22条 法第24条の5の規定により建築士事務所の開設者が掲げる標識は、第7号書式によるものとする。

【書類の閲覧】

第22条の2 法第24条の6第四号に規定する建築士事務所の業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号及び登録の有効期間

二 建築士事務所に属する建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、その者の登録番号及びその者が受けた法第22条の2第一号から第三号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日並びにその者が管理建築士である場合にあっては、その旨

三 建築士事務所に属する一級建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨、その者の構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号並びにその者が受けた法第22条の2第四号及び第五号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日

2 建築士事務所の開設者は、法第24条の6第一号及び第二号に定める書類並びに前項各号に掲げる事項を記載した書類を、第7号の2書式により、事業年度ごとに当該事業年度経過後3月以内に作成し、遅滞なく建築士事務所ごとに備え置くものとする。

3 建築士事務所の開設者は、法第24条の6第三号に規定する措置を講じたときは、同号に定める書類を、遅滞なく作成し、建築士事務所ごとに備え置くものとする。当該措置の内容を変更したときも、同様とする。

4 前2項の書類に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該建築士事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第24条の6に規定する書類に代えることができる。この場合における法第24条の6の規定による閲覧は、当該ファイル又は磁気ディスク等に記

録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

- 5 建築士事務所の開設者は、第2項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、当該書類を備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間、当該建築士事務所に備え置くものとする。

【重要事項説明】

10 第22条の2の2 法第24条の7第1項第六号に規定する国土交通省令で定める事項は、第17条の38第一号から第六号までに掲げる事項とする。

【重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法】

15 第22条の2の3 法第24条の7第3項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

20 イ 管理建築士等の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

25 ロ 管理建築士等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法

- 30 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 35 一 建築主がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

40 二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変を防止するための措置を講じていること。

45 三 前項第一号ロに掲げる措置にあっては、書面に記載すべき事項を管理建築士等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を建築主に対し通知するものであること。ただし、当該建築主が当該

書面に記載すべき事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

- 3 第1項第一号の「電子情報処理組織」とは、管理建築士等の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

【重要事項説明に係る書面の交付に係る電磁的方法の種類及び方法】

20 第22条の2の4 令第8条第2項において準用する令第7条第1項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第1項各号に規定する方法のうち管理建築士等が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

【重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得】

15 第22条の2の5 令第8条第2項において準用する令第7条第1項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 20 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

25 イ 建築主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて管理建築士等の使用に係る電子計算機に令第8条第2項において準用する令第7条第1項の承諾又は令第8条第2項において準用する令第7条第2項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

30 ロ 管理建築士等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

- 35 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

40 2 前項各号に掲げる方法は、管理建築士等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

45 3 第1項第一号の「電子情報処理組織」とは、管理建築士等の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第22条の3 ●建築士法施行規則

【書面の交付】

第22条の3 法第24条の8第1項第二号に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 契約の年月日
- 二 契約の相手方の氏名又は名称
- 2 建築士事務所の開設者は、法第24条の8第1項に規定する書面を作成したときは、当該書面に記名押印又は署名をしなければならない。

【書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法】

第22条の4 法第24条の8第2項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機と委託者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、当該委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 委託者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、変更が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
 - 三 前項第一号ロに掲げる措置にあっては、書面に記載すべき事項を建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を委託者に対し通知するものであること。ただし、当該委託者が当該書面に記載すべき事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
- 3 第1項第一号の「電子情報処理組織」とは、建

築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機と、委託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

【書面の交付に係る電磁的方法の種類及び方法】

第22条の5 令第8条第3項において準用する令第7条第1項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第1項各号に規定する方法のうち建築士事務所の開設者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

【書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得】

第22条の5の2 令第8条第3項において準用する令第7条第1項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 委託者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に令第8条第3項において準用する令第7条第1項の承諾又は令第8条第3項において準用する令第7条第2項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、建築士事務所の開設者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第1項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機と、委託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

【監督処分公告】

第22条の6 法第26条第4項において準用する

法第10条第5項の規定による公告は、次に掲げる事項について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

- 一 監督処分をした年月日
- 二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号
- 三 監督処分の内容
- 四 監督処分の原因となった事実

第4章 雑則

【立入検査をする職員の証明書の書式】

第23条 法第10条の2第3項（法第26条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する証明書は、第8号書式によるものとする。

【権限の委任】

第24条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第5条第2項の規定により一級建築士免許証を交付すること。
- 二 法第5条の2第1項又は第2項の規定による届出を受理すること。
- 二の二 法第8条の2の規定による届出（同条第二号に掲げる場合に該当する場合の届出にあっては、第6条第1項の規定による免許証の提出を含む。）を受理すること。
- 三 法第10条第1項の規定により戒告を与え、同条第2項の規定により聴聞を行い、同条第3項の規定により参考人の意見を聴き、及び同条第5項の規定により公告（同条第1項の規定により戒告を与えたときに係るものに限る。）すること。
- 四 法第10条の2第1項の規定により必要な報告を求め、立入検査させ、又は関係者に質問させること。

五 法第10条の3第3項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を交付し、及び同条第5項の規定による受納をすること。

六 第1条の5第1項又は第2項の規定による免許の申請を受理すること。

七 第2条第2項の規定により免許申請書を返却すること。

八 第4条第1項の規定による届出を受理すること。

九 第4条の2第2項の規定による免許証の書換え交付の申請を受理し、及び同条第3項の規定により交付すること。

十 第5条第1項の規定による免許証の再交付の申請を受理し、同条第2項の規定により再交付し、及び同条第3項の規定による受納をすること。

十一 第6条第3項の規定による免許取消しの申請を受理し、同条第4項の規定による届出を受理し、並びに同条第5項の規定による受納をすること。

十二 第9条の規定により免許証の提出を求め、かつ、これを領置すること。

十三 第9条の3第1項の規定による交付の申請を受理し、及び同条第4項の規定により交付申請書を返却すること。

十四 第9条の4第2項の規定による構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付の申請を受理し、及び同条第3項の規定により交付すること。

十五 第9条の5第1項の規定による建築士証の再交付の申請を受理し、同条第2項の規定により再交付し、及び同条第3項の規定による受納をすること。

十六 第9条の6の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の提出を求め、かつ、これを領置すること。

第3号の3書式、第3号の4書式 ●建築士法施行規則

第3号の3書式（第9条の3関係）

(表)

構造設計一級建築士証

(氏 名) 年 月 日生

建築士証交付番号 第 号

年 月 日

国土交通大臣(氏 名) 印

2.4cm

3.0cm

写 真

5.4cm

8.5cm

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了書番号

4.2cm

7.5cm

第3号の4書式（第9条の3関係）

(表)

設備設計一級建築士証

(氏 名) 年 月 日生

建築士証交付番号 第 号

年 月 日

国土交通大臣(氏 名) 印

2.4cm

3.0cm

写 真

5.4cm

8.5cm

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了書番号

4.2cm

7.5cm

建設業法(抄)

【目次】

第1条[目的]	490
第2条[定義]	490
第3条[建設業の許可]	490
第3条の2[許可の条件]	490
第4条[附帯工事]	491
第5条[許可の申請]	491
第7条[許可の基準]	491
第15条[許可の基準]	491
第16条[下請契約の締結の制限]	492
第17条[準用規定]	492
第17条の2[譲渡及び譲受け並びに合併及び分割]	492
第17条の3[相続]	494
第18条[建設工事の請負契約の原則]	495
第19条[建設工事の請負契約の内容]	495
第19条の3[不当に低い請負代金の禁止]	496
第19条の4[不当な使用資材等の購入強制の禁止]	496
第19条の5[著しく短い工期の禁止]	496
第19条の6[発注者に対する勧告等]	496
第21条[契約の保証]	496
第22条[一括下請負の禁止]	496
第23条[下請負人の変更請求]	496
第23条の2[工事監理に関する報告]	497
第24条[請負契約とみなす場合]	497
第24条の2[下請負人の意見の聴取]	497
第24条の3[下請代金の支払]	497
第24条の5[不利益取扱いの禁止]	497
第24条の6[特定建設業者の下請代金の支払期日等]	497
第24条の8[施工体制台帳及び施工体系図の作成等]	498
第25条[建設工事紛争審査会の設置]	498
第25条の9[管轄]	498
第25条の27[施工技術の確保に関する建設業者等の責務]	498
第26条[主任技術者及び監理技術者の設置等]	498
第26条の2	499
第26条の3	499
第26条の4[主任技術者及び監理技術者の職務等]	500
第27条[技術検定]	500
第28条[指示及び営業の停止]	500
第29条[許可の取消し]	502
第34条[中央建設業審議会の設置等]	502
第40条[標識の掲示]	502
第40条の2[表示の制限]	502
第40条の3[帳簿の備付け等]	502
別表第1	503

建設業法施行令(抄)

【目次】

第1条[支店に準ずる営業所]	504
第1条の2[法第3条第1項ただし書の軽微な建設工事]	504
第2条[法第3条第1項第二号の金額]	504
第3条[使用人]	504
第5条の2[法第15条第二号ただし書の建設業]	504
第5条の3[法第15条第二号口の金額]	504
第5条の4[法第15条第三号の金額]	504
第5条の8[著しく短い工期の禁止に係る勧告の対象となる請負契約の請負代金の額の下限]	504
第6条の3[一括下請負の禁止の対象となる多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事]	504
第7条の4[法第24条の8第1項の金額]	504
第27条[専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事]	504
第28条[監理技術者の行うべき職務を補佐する者]	505
第29条[同一の特例監理技術者を置くことができる工事現場の数]	505
第30条[特定専門工事の対象となる建設工事]	505

第1条 ●建設業法（抄）

建設業法（抄）

昭和24年5月24日法律第100号
最終改正：令和3年5月28日法律第48号

❑*2政令〔法3条1項ただし書の軽微な建設工事〕

令1条の2⇒504

【目的】

第1条 この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

【定義】

第2条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第1の左欄に掲げるものをいう。

❑別表第1⇒503

- 2 この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。
- 3 この法律において「建設業者」とは、第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいう。
- 4 この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者和其他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。
- 5 この法律において「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいい、「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

【建設業の許可】

第3条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、**〔2以上〕**の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは*1政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあっては国土交通大臣の、**〔一〕**の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、*2政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

❑*1政令〔支店に準ずる営業所〕令1条⇒504

■ 建設業を営もうとする者であって、次号に掲げる者以外のもの

関連〔一般建設業の許可〕6項⇒490

■ 建設業を営もうとする者であって、その営業にあたって、その者が発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、**下請代金の額**（その工事に係る下請契約が2以上あるときは、下請代金の額の総額）が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの

❑政令〔法3条1項二号の金額〕令2条⇒504

関連〔特定建設業の許可〕6項⇒490

- 2 前項の許可は、別表第1の左欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。
- 3 第1項の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 4 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 6 **〔第1項第一号に掲げる者に係る同項の許可（第3項の許可の更新を含む。以下「一般建設業の許可」という。）を受けた者が、当該許可に係る建設業について、〔第1項第二号〕に掲げる者に係る同項の許可（第3項の許可の更新を含む。以下「特定建設業の許可」という。）を受けたときは、その者に対する当該建設業に係る一般建設業の許可は、その効力を失う。**

【許可の条件】

第3条の2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第1項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、建設工事の適正な施工の確保及び発注者の保護を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な

義務を課することとならないものでなければならない。

【附帯工事】

第4条 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができる。

【許可の申請】

第5条 一般建設業の許可（第8条第二号及び第三号を除き、以下この節において「許可」という。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては国土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。第24条の6第1項において同じ。）及び役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）の氏名
- 四 個人である場合においては、その者の氏名及び支配人があるときは、その者の氏名
- 五 その営業所ごとに置かれる第7条第二号イ、ロ又はハに該当する者の氏名
- 六 許可を受けようとする建設業
- 七 他に営業を行っている場合においては、その営業の種類

【許可の基準】

第7条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。
- 二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する

者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。第26条の7第1項第二号ロにおいて同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。同号ロにおいて同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。同号ロにおいて同じ。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後3年以上実務の経験を有する者在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し10年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同様以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

三 法人である場合においては当該法人又はその役員等若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に關して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

【政令【使用人】令3条⇒504

四 請負契約（第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に係るものを除く。）を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。

【政令【法3条1項ただし書の軽微な建設工事】

令1条の2⇒504

【許可の基準】

第15条 国土交通大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 第7条第一号及び第三号に該当する者であること。
- 二 その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、施工技術（設計図書に従って建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその

ばならない。

- 一 被相続人が国土交通大臣の許可を受けていたとき国土交通大臣
- 二 被相続人が都道府県知事の許可を受けていたとき当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。
 - イ 相続人が国土交通大臣の許可を受けているとき。
 - ロ 相続人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。
- 2 相続人が前項の認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日からその認可を受ける日又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした建設業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 3 第7条及び第8条の規定又は同条及び第15条の規定は一般建設業の許可を受けていた被相続人又は特定建設業の許可を受けていた被相続人に係る第1項の認可について、前条第5項の規定は第1項の認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は相続人が受けている建設業の許可について、それぞれ準用する。
- 4 第1項の認可を受けた相続人は、被相続人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。
- 5 前条第6項及び第7項の規定は、前項の規定により被相続人の建設業者としての地位を承継した相続人について準用する。

【建設工事の請負契約の原則】

第18条 建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

【建設工事の請負契約の内容】

第19条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- 五 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その

支払の時期及び方法

- 六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 八 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 十三 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 十五 契約に関する紛争の解決方法
- 十六 その他国土交通省令で定める事項
- 2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 3 建設工事の請負契約の当事者は、前2項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたもの

第19条の3 ●建設業法（抄）

とみなす。

【不当に低い請負代金の禁止】

第19条の3 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

【不当な使用資材等の購入強制的禁止】

第19条の4 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

【著しく短い工期の禁止】

第19条の5 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

【発注者に対する勧告等】

第19条の6 建設業者と請負契約を締結した発注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第1項に規定する事業者）に該当するものを除く。が第19条の3又は第19条の4の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

□政令【著しく短い工期の禁止に係る勧告の対象となる請負代金の額の下限】**令5条の8**⇒504

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項又は第2項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

【契約の保証】

第21条 建設工事の請負契約において請負代金の全部又は一部の前金払をする定がなされたときは、注文者は、建設業者に対して前金払をする前に、保証人を立てることを請求することができる。但し、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証に係る工事又は政令で定める軽微な工事については、この限りでない。

2 前項の請求を受けた建設業者は、次の各号の一に規定する保証人を立てなければならない。

- 一 建設業者の債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金の支払の保証人
- 二 建設業者に代って自らその工事を完成することを保証する他の建設業者

3 建設業者が第1項の規定により保証人を立てることを請求された場合において、これを立てないときは、注文者は、契約の定にかかわらず、前金払をしないことができる。

【一括下請負の禁止】

第22条 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前2項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。

□政令【一括下請負禁止の対象となる重要な建設工事】**令6条の3**⇒504

関連 建築士法24条の3第2項⇒457

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

【下請負人の変更請求】

第23条 注文者は、請負人に対して、建設工事の

施工につき著しく不相当と認められる下請負人があるときは、その変更を請求することができる。ただし、あらかじめ注文者の書面による承諾を得て選定した下請負人については、この限りでない。

- 2 注文者は、前項ただし書の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定により下請負人を選定する者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものにより、同項ただし書の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

【工事監理に関する報告】

第23条の2 請負人は、その請け負った建設工事の施工について建築士法（昭和25年法律第202号）第18条第3項の規定により建築士から工事を設計図書のとおり実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、第19条の2第2項の規定により通知された方法により、注文者に対して、その理由を報告しなければならない。

【請負契約とみなす場合】

第24条 委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。

【下請負人の意見の聴取】

第24条の2 元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見をきかなければならない。

【下請代金の支払】

第24条の3 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、元請負人は、同項に規定

する下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。

- 3 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

【不利益取扱いの禁止】

第24条の5 元請負人は、当該元請負人について第19条の3、第19条の4、第24条の3第1項、前条又は次条第3項若しくは第4項の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

【特定建設業者の下請代金の支払期日等】

第24条の6 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が政令で定める金額以上の法人であるものを除く。以下この条において同じ。）における下請代金の支払期日は、第24条の4第2項の申出の日（同項ただし書の場合にあっては、その一定の日。以下この条において同じ。）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定められなければならない。

2 特定建設業者が注文者となった下請契約において、下請代金の支払期日が定められなかったときは第24条の4第2項の申出の日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは同条第2項の申出の日から起算して50日を経過する日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

3 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となった下請契約に係る下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。

- 4 (略)

第24条の8 ●建設業法(抄)

【施工体制台帳及び施工体系図の作成等】

第24条の8 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

■政令【法24条の7第1項の金額】令7条の4⇒504

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第1項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があったときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。

4 第1項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

【建設工事紛争審査会の設置】

第25条 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、建設工事紛争審査会を設置する。

2 建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、この法律の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争（以下「紛争」という。）につきあつせん、調停及び仲裁（以下「紛争処理」という。）を行う権限を有する。

3 審査会は、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）及び都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）とし、中央審査会は、国土交通省に、都道府県審査会は、都道府県に置く。

【管轄】

第25条の9 中央審査会は、次の各号に掲げる場

合における紛争処理について管轄する。

- 一 当事者の双方が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるとき。
 - 二 当事者の双方が建設業者であつて、許可をした行政庁を異にするとき。
 - 三 当事者の一方のみが建設業者であつて、国土交通大臣の許可を受けたものであるとき。
- 2** 都道府県審査会は、次の各号に掲げる場合における紛争処理について管轄する。
- 一 当事者の双方が当該都道府県の知事の許可を受けた建設業者であるとき。
 - 二 当事者の一方のみが建設業者であつて、当該都道府県の知事の許可を受けたものであるとき。
 - 三 当事者の双方が許可を受けないで建設業を営む者である場合であつて、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にあるとき。
 - 四 前項第三号に掲げる場合及び第二号に掲げる場合のほか、当事者の一方のみが許可を受けないで建設業を営む者である場合であつて、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にあるとき。
- 3** 前2項の規定にかかわらず、当事者は、双方の合意によって管轄審査会を定めることができる。

【施工技術の確保に関する建設業者等の責務】

第25条の27 建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に努めなければならない。

2 建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない。

3 国土交通大臣は、前2項の施工技術の確保並びに知識及び技術又は技能の向上に資するため、必要に応じ、講習及び調査の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

【主任技術者及び監理技術者の設置等】

第26条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

設置【特定専門工事】令26条の3第1項⇒499

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第3条第1項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第15条第二号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。

□政令【法3条1項二号の金額】令2条⇒504

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事*1政令で定めるものについては、前2項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあっては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第15条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として*2政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

□*1政令【専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事】令27条⇒504

□*2政令【監理技術者の行うべき職務を補佐する者】令28条⇒505

4 前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者（同項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。）がその行うべき各工事現場に係る第26条の4第1項に規定する職務を行ったとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

□政令【同一の特例監理技術者を置くことのできる工事現場の数】令29条⇒505

5 第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、

第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、第26条の5から第26条の7までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。

6 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

第26条の2 土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事（第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

□政令【法3条1項ただし書の軽微な建設工事】

令1条の2⇒504

2 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工する場合においては、当該建設工事に関し第7条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

□政令【法3条1項ただし書の軽微な建設工事】

令1条の2⇒504

第26条の3 特定専門工事の元請負人及び下請負人（建設業者である下請負人に限る。以下この条において同じ。）は、その合意により、当該元請負人が当該特定専門工事につき第26条第1項の規定により置かなければならない主任技術者が、その行うべき次条第1項に規定する職務と併せて、当該下請負人がその下請負に係る建設工事につき第26条第1項の規定により置かなければならないこととされる主任技術者の行うべき次条第1項に規定する職務を行うこととすることができる。この場合において、当該

第26条の4 ●建設業法（抄）

下請負人は、第26条第1項の規定にかかわらず、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しない。

- 2 前項の「**特定専門工事**」とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工上の管理の効率化を図る必要があるものとして*1政令で定めるものであって、当該建設工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。以下この項において同じ。）が*2政令で定める金額未満となるものをいう。ただし、元請負人が発注者から直接請け負った建設工事であって、当該元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額が第26条第2項に規定する金額以上となるものを除く。

■*1政令【施行の技術上の管理の効率化を図る必要があるもの】令30条1項⇒505

■*2政令【下請契約の請負代金の額】令30条2項⇒505

- 3 第1項の合意は、書面により、当該特定専門工事（前項に規定する特定専門工事をいう。第7項において同じ。）の内容、当該元請負人が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 第1項の元請負人及び下請負人は、前項の規定による書面による合意に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものにより第1項の合意をすることができる。この場合において、当該元請負人及び下請負人は、当該書面による合意をしたものとみなす。
- 5 第1項の元請負人は、同項の合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければならない。
- 6 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。
- 7 第1項の元請負人が置く主任技術者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければな

らない。

- 当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し1年以上指導監督的な実務の経験を有すること。
- 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。
- 8 第1項の元請負人が置く主任技術者については、第26条第3項の規定は、適用しない。
- 9 第1項の下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。

【主任技術者及び監理技術者の職務等】

- 第26条の4 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に履行しなければならない。
- 2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

【技術検定】

- 第27条 国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行うことができる。
- 2 前項の検定は、これを分けて第一次検定及び第二次検定とする。
- 3 第一次検定は、第1項に規定する者が施工技術の基礎となる知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。
- 4 第二次検定は、第1項に規定する者が施工技術のうち第26条の4第1項に規定する技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。
- 5 国土交通大臣は、第一次検定又は第二次検定に合格した者に、それぞれ合格証明書を交付する。
- 6 合格証明書の交付を受けた者は、合格証明書を滅失し、又は損傷したときは、合格証明書の再交付を申請することができる。
- 7 第一次検定又は第二次検定に合格した者は、それぞれ政令で定める称号を称することができる。

【指示及び営業の停止】

- 第28条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに

該当する場合又はこの法律の規定（第19条の3、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。第4項において同じ。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下この条において「履行確保法」という。）第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反した場合には、当該建設業者に対して、必要な**指示**をすることができる。特定建設業者が第41条第2項又は第3項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

- 一 建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。
- 二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。
- 三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は**政令**で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

▼政令【使用人】令3条⇒504

- 四 建設業者が第22条第1項若しくは第2項又は第26条の3第9項の規定に違反したとき。
- 五 第26条第1項又は第2項に規定する**主任技術者又は監理技術者が**工事の施工の管理について著しく**不適当**であり、かつ、その**変更が公益上必要であると認められるとき**。
- 六 建設業者が、第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき。
- 七 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と**下請代金の額が第3条第1項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき**。

▼政令【法3条1項二号の金額】令2条⇒504

- 八 建設業者が、情を知って、第3項の規定により営業の停止を命ぜられている者又は第29条の4第1項の規定により営業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき。
 - 九 履行確保法第3条第1項、第5条又は第7条第1項の規定に違反したとき。
- 2 都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該建設業を営む者に対して、必要な指示をすることができる。
 - 一 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。
 - 二 請負契約に関し著しく不誠実な行為をしたとき。
 - 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第1項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - 4 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第1項各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定若しくは履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反した場合には、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。
 - 5 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第1項各号のいずれかに該当するとき又は同項若しくは前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第29条 ●建設業法（抄）

6 都道府県知事は、前2項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該建設業者が国土交通大臣の許可を受けたものであるときは国土交通大臣に報告し、当該建設業者が他の都道府県知事の許可を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

7 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項第一号若しくは第三号に該当する建設業者又は第2項第一号に該当する第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者に対して指示をする場合において、特に必要があると認めるときは、注文者に対しても、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

【許可の取消し】

第29条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

- 一 一般建設業の許可を受けた建設業者にあつては第7条第一号又は第二号、特定建設業者にあつては同条第一号又は第15条第二号に掲げる基準を満たさなくなった場合
- 二 第8条第一号又は第七号から第十四号まで（第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至った場合
- 三 第9条第1項各号（第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する場合（第17条の2第1項から第3項まで又は第17条の3第4項の規定により他の建設業者の地位を承継したことにより第9条第1項第三号（第17条において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）において一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けないとき。
- 四 許可を受けてから1年以内に営業を開始せず、又は引き続いて1年以上営業を休止した場合
- 五 第12条各号（第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至った場合
- 六 死亡した場合において第17条の3第1項の認可をしない旨の処分があったとき。
- 七 不正の手段により第3条第1項の許可（同条第3項の許可の更新を含む。）又は第17条の

2第1項から第3項まで若しくは第17条の3第1項の認可を受けた場合

八 前条第1項各号のいずれかに該当し情状特に重い場合又は同条第3項若しくは第5項の規定による営業の停止の処分に違反した場合

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第3条の2第1項の規定により付された条件に違反したときは、当該建設業者の許可を取り消すことができる。

【中央建設業審議会の設置等】

第34条 この法律、公共工事の前払金保証事業に関する法律及び入札契約適正化法によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

【標識の掲示】

第40条 建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第1の右欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【表示の制限】

第40条の2 建設業を営む者は、当該建設業について、第3条第1項の許可を受けていないのに、その許可を受けた建設業者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

【帳簿の備付け等】

第40条の3 建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

別表第 1

土木一式工事	土木工事業
<u>建築一式工事</u>	<u>建築工事業</u>
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
電気工事	電気工事業
管工事	管工事業
タイル・れんが ・ブロック工事	タイル・れんが ・ブロック工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
舗装工事	舗装工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
<u>解体工事</u>	<u>解体工事業</u>

第1条 ●建設業法施行令（抄）

建設業法施行令（抄）

昭和31年8月29日政令第273号

最終改正：令和4年12月23日政令第393号

【支店に準ずる営業所】

第1条 建設業法（以下「法」という。）第3条第1項の政令で定める支店に準ずる営業所は、常時建設工事の請負契約を締結する事務所とする。

【法第3条第1項ただし書の軽微な建設工事】

第1条の2 法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、**工事一件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、1,500万円）に満たない工事**又は**建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事**とする。

2 前項の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基いて契約を分割したときは、この限りでない。

3 注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第1項の請負代金の額とする。

【法第3条第1項第二号の金額】

第2条 法第3条第1項第二号の政令で定める金額は、**4,500万円**とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が**建築工事業である場合**においては、**7,000万円**とする。

【使用人】

第3条 法第6条第1項第四号（法第17条において準用する場合を含む。）、法第7条第三号、法第8条第四号、第十二号及び第十三号（これらの規定を法第17条において準用する場合を含む。）、法第28条第1項第三号並びに法第29条の4の政令で定める使用人は、支配人及び支店又は第1条に規定する営業所の代表者（支配人である者を除く。）であるものとする。

【法第15条第二号ただし書の建設業】

第5条の2 法第15条第二号ただし書の政令で定める建設業は、次に掲げるものとする。

- 一 土木工事業
- 二 建築工事業

- 三 電気工事業
- 四 管工事業
- 五 鋼構造物工事業
- 六 舗装工事業
- 七 造園工事業

【法第15条第二号口の金額】

第5条の3 法第15条第二号口の政令で定める金額は、4,500万円とする。

【法第15条第三号の金額】

第5条の4 法第15条第三号の政令で定める金額は、8,000万円とする。

【著しく短い工期の禁止に係る勧告の対象となる請負契約の請負代金の額の下限】

第5条の8 法第19条の6第2項の政令で定める金額は、500万円とする。ただし、当該請負契約に係る建設工事が**建築一式工事**である場合においては、**1,500万円**とする。

【一括下請負の禁止の対象となる多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事】

第6条の3 法第22条第3項の政令で定める重要な建設工事は、**共同住宅を新築する建設工事**とする。

【法第24条の8第1項の金額】

第7条の4 法第24条の8第1項の政令で定める金額は、4,500万円とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事が**建築一式工事**である場合においては、7,000万円とする。

【専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事】

第27条 法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事は、**次**の各号のいずれかに該当する建設工事で**工事一件の請負代金の額が4,000万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、8,000万円）**以上のものとする。

- 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- 第15条第一号及び第三号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事
- **次**に掲げる施設又は工作物に関する建設工事
 - イ 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第二号に規定する事業用施設
 - ロ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第五号に規定する電気通信事業者（同法第9条第一号に規定する電気通信回線設備を設

置するものに限る。)が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

- ハ 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設(鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。)

ニ 学校

ホ 図書館、美術館、博物館又は展示場

ヘ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設

ト 病院又は診療所

チ 火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設

リ 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第4項に規定する熱供給施設

ヌ 集会場又は公会堂

ル 市場又は百貨店

ヲ 事務所

ワ ホテル又は旅館

カ 共同住宅、寄宿舎又は下宿

ヨ 公衆浴場

タ 興行場又はダンスホール

レ 神社、寺院又は教会

ソ 工場、ドック又は倉庫

ツ 展望塔

- 2 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

【監理技術者の行うべき職務を補佐する者】

第28条 法第26条第3項ただし書の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 法第7条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第26条の4第1項に規定する技術上の管理及び指導監督であって監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者
- 二 国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

【同一の特例監理技術者を置くことができる工事現場の数】

第29条 法第26条第4項の政令で定める数は、2とする。

【特定専門工事の対象となる建設工事】

第30条 法第26条の3第2項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事

二 鉄筋工事

2 法第26条の3第2項の政令で定める金額は、4,000万円とする。

